

第1章

国土緑化運動年表

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1874 (明治7)	1.9 内務省地理寮に森林課(1.24木石課と改称)をおく.	
1877 (明治10)	8.21 第1回内国勸業博覧会.(東京・上野公園～11.30. *明治36.3第5回まで)	
1878 (明治11)	3.14 内務省,「部分木仕付条例」公布. ○ 内務省地理局,東京・西ヶ原に樹木試験場設置.(林業試験場の嚆矢)	
1879 (明治12)	5.16 内務省に山林局を設置.	8.22 来日中の米前(第18代)大統領グラント将軍,上野公園にタイサンボクを植樹.(爾来,グラント玉蘭と呼ぶ)
1881 (明治14)	4.7 農商務省設置,山林局をおく.(内務省から移管)	
1882 (明治15)	12.1 農商務省,東京山林学校開校式(山林局所管,東京大学の一源流)	1.21 大日本山林会設立總會.
1884 (明治17)	12.- 万国森林博覧会.(～明治18.5.31,英国エジンバラ)	

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1885 (明治18)	12.23 宮内省に御料局を設置。(皇室一般の財産を掌る。明治22御料林を設定)	
1889 (明治22)		12.19 青森県西津軽郡木造地方66カ村から提出の「屏風山30カ年無料拝借願」を、農商務省許可。(～昭和32にかけ、4,832町歩余に防風林を造成・整備)
1893 (明治26)	○ 日本鉄道会社、わが国初の鉄道防雪林(吹雪防止林)を造成。(東北本線の水沢-野辺地-小湊間41箇所計50町歩の造林を実施)	
1895 (明治28)	5.20 文部次官 ^{のぶあき} 牧野伸顕、文部省の尋常師範学校長諮問会の席上、アメリカの植栽日(アーバーデー)やノースロップ氏の学校植林の事例を報告し、日本でも学校林造成を提唱・訓示。(この年、ノースロップ博士(Bardsey Grant Northrop 1817-1898, 米コネチカット州の教育家)来日、約2カ月間の滞在中に38回講演、米の ^{アーバーデー} 「植栽日」運動を日本に紹介)	6.15 『大日本山林会報』第150号発行、1892年2月北米合衆国山林協会会員ノルトロップ(ノースロップ)氏のマサチウセッツ園芸協会席上なしたる演説「小学校樹栽日 Arborday in school」を全訳・掲載。(訳者名なし、20頁に及ぶ) 7.30 静岡県知事小松原英太郎、郡長に対し、小学校生徒をして樹栽せしめその実施状況を翌年1.31までに報告すべしと訓令、併せて「樹栽に関する規程」「附属小学校樹栽に関する規程」を定める。 9.6 鹿児島県知事加納久宜、学校林となすべき官民有地の調査実施を訓令。(結果、県下10郡合計3,443町歩。明29.1「学林規程」を制定)
1897 (明治30)	4.12 森林法公布。(保安林制度を規定) 5.28 文部省普通・専門両学務局長から地方庁あて、「小学校等に於ける樹栽の為官有地の貸下払下方」を傳達。(学校造林の奨励、それに伴う官有地の貸下払下について傳達)	
1898 (明治31)		4.27 ノースロップ博士歿。(81歳、1817.7.18生れ。米の「学校植林運動」を日本に伝える)

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1899 (明治32)		<p>8.- 金原明善，遠江国磐田郡山香村瀬尻御料林759町歩にスギ・ヒノキ292万本を植栽完了し，御料局に献納。(献植事業，明治18年10月着手)</p> <p>10.11 北海道造林合資会社設立。(本社札幌軽川，手稲村の山林4,000町歩を借受け，明治41年までに造林完了。北海道の民間大造林の初め)</p> <p>3.- 沖縄県令「^{はるやましようぶ}原山勝負賞与規程」公布。(毎年春秋2回，^{まどろ}間切ごとの^{まどろ}山整備状況を，項目・配点を決めて審査，勝敗を決め賞罰(公衆の面前で異様の仮装をさせる等)を与えるもの。(原勝負・山勝負))</p>
1903 (明治36)	9.1 内務省，部落有財産の統一整理について通達。(地方公共団体の基本財産造成策として造林事業を奨励)	
1904 (明治37)	2.10 対露宣戦布告(日露戦争～明38.9.5).	<p>3.11 内務省，官報に「植林ニ依ル市町村基本財産造成奨励ニ関スル件」を掲載。(基本財産造成条例の標準を示し，三重県度会郡瀧原村・高知県長岡郡天坪村の例をあげ，公有林の造林を奨励)</p> <p>3.18 内務省，官報に「戦時ニ於ケル地方経営事例」として，鹿児島県の計画(1戸1段歩の植林で県下20万戸で2万町歩を造林，伐期収入1町歩3,000円，全体で6,000万円の巨額を得る)を紹介。</p>
1905 (明治38)		○ この年，日露戦捷記念造林が各地で進む。(実績，県段階16府県1万6,376町歩，郡市段階29府県85郡市4,081町歩，町村段階1,000余町村1万7,500町歩・部落5,390町歩，学校・農会・青年団その他が植林)
1906 (明治39)	5.5 農商務省訓令「基本財産林・模範林・学校演習林・学校樹栽林・樹苗圃及林業講習ノ状況報告様式」を，府県・道庁あて訓令。(毎年，報告を求める)	

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1907 (明治40)	<p>3.18 明治40年度予算公布。(農商務省山林局予算に「植樹奨励費」を新設, 7万4,197円を計上。*国庫による民有林に対する奨励助成事業の始まり)</p> <p>11.1 帝室林野管理局官制公布。(宮内省, 御料局を改組改称)</p>	
1908 (明治41)		<p>○ 宮城県・岐阜県で, わが国最初の県行造林実施。(分収率は岐阜県の場合, 県8:村2)</p>
1909 (明治42)		<p>8.18 東京市, 市長尾崎行雄の名でワシントン市に櫻2,000本寄贈を決定。</p>
1910 (明治43)	<p>3.26 農商務省令「公有林野造林奨励規則」公布。(市町村又は町村組合が行う公有林野の植栽・防火線設置・造林のための地盤保護工事に対する府県の補助に対し, 国は奨励金を交付)</p> <p>10.18 東京市, 東京市水源林事務所(青梅町)を開設。</p>	
1911 (明治44)	<p>1.27 朝鮮総督府農商工部長, 各道県知事あて「記念植樹奨励ノ件」を通達。(神武天皇祭日たる4月3日を期し, 諸官庁職員・学校職員生徒による記念植樹を毎年の恒例とするよう通達。*日韓併合(明治43.8.29)を記念)</p> <p>4.4 荒廢地復旧補助規則公布。(農商務省所管治水事業開始)</p>	<p>4.3 朝鮮でこの日(神武天皇祭), 初の「記念植樹の日」。(朝鮮総督府の指導により朝鮮全土で, 官民あげて植樹を行う, 中央では, 総督官邸の後庭を会場にモミ・サクラ・カエデなど329本を植栽, 各地で合計465万2,447本植栽。以後, 毎年実施。*当時のわが国における愛林運動の最も組織的で広範囲なるものの1つ)</p>
1912 (大正元)		<p>4.3 福島県山林会主催の「植樹日」始まる。(4.3の神武天皇祭と11.3の明治節。*県段階の統一的愛林運動の記録の最初)</p>
1913 (大正2)		<p>10.30 新潟県山林会主催の「天長節記念植樹日」始まる。</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1915 (大正4)	5.1 勅令「明治神宮造営局官制」公布。(林苑課を設置, 基本理念を「永遠の杜」を造ることにおき, 自然林に近い森林造成を企図)	
1916 (大正5)		7.- 京都の小学校, 夏休みに虚弱児のため林間学校を阿弥陀峰で開く。
1918 (大正7)	9.20 新島善直・村山醸造著『森林美学』刊。(東京・成美堂書店)	
1919 (大正8)	5.5 農商務省令「樹苗養成奨励規則」公布。(樹苗養成奨励のため, 国が府県に対し, 奨励金を交付)	7.2 (財)帝国森林会創立総会。(全国林業家・実業家の寄附14万円で設立, 大日本山林会の活動を財政面で支えることを目的) →昭和59.1.13解散。
1920 (大正9)	7.27 公有林野官行造林法公布。	11.1 明治神宮竣工鎮座祭。(全国からの献木, 針葉樹3万1,698本・常緑広葉樹5万9,381本・落葉広葉樹4,474本など計9万5,559本, これを含めた林苑立木数12万2,572本)→植栽後の毎木調査は, 大正13, 昭和4~10, 昭和45の3回実施。
1922 (大正11)		○ 岐阜県山林会主催の記念植樹日始まる。(気候風土の関係上施行月日は一定ならず)
1924 (大正13)	4.9 帝室林野局官制公布。(帝室林野管理局を改称)	4.3 山梨県山林会主催の樹栽日始まる。(毎年4.3の神武天皇祭に実施) 5.- 台湾山林会, 「台湾森林歌」の募集を開始。大正14.3審査終了。
1925 (大正14)	3.31 農林省官制公布。(農商務省を廃止, 農林省と商工省に分離) 4.3 中華民国(満州)農商部訓令「植樹節植樹簡章」公布。(毎年1回清明節に植樹式を挙行すること, 但し	

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	各地気候の如何により多少の日時変更してもよいと規定) 4.5奉天省, 4.21黒龍江省にも同簡章公布.	
1926 (大正15=昭和元)	12.25 大正天皇崩御、昭和と改元.	2.- 都市美協会設立。(都市での植樹祭を毎年主催, 中央行事は東京・日比谷公園で実施を例とする. 機関誌『都市美』) 3.20 広島県山林会主催の植樹デー始まる. 4. 3 信濃山林会(長野県)主催植樹日始まる.(昭和3から御大典記念植樹日を含め春秋2期)
1927 (昭和2)	8.12 農林省令「水源涵養造林補助規則」公布。(水源涵養に関係ある私有・社寺有林における造林を奨励するため, ①無立木地の新植又は散生地の第1回補植に対し府県が補助する場合に国が府県に補助, 補助率1/4, 但し補助金の1/3以上を府県負担の場合に限る, ②そのために要する府県職員の俸給・旅費につき1/2以内補助) 10.18 山林局, 第1回造林技術講習を実施。(～10.24, 目黒の林業試験場で, 営林局・府県吏員計81人を対象に)	4. 3 都市美協会主催の植樹祭。(東京市少年団員30余人・八王子少年団員とともに, 大正天皇御陵地たる浅川村の参道に沿って櫻の苗木約300本を植付け) 4.29 青森県山林会主催愛林植栽日始まる(天長節). 8.- 「朝鮮山林美化組合」設立。(本部忠清南道燕岐郡鳥致院面, 組合委員長福永喜八, 組合員253人, 出資口数4,600余口, (財)修養団の主張する「流汗鍛錬・同胞相愛」の思想により山野に植樹を目的, 1人1口1円以上出資, 忠清南道の3団地270町歩に模範的造林地を造成)
1928 (昭和3)		4. 3 都市美協会主催植樹祭, 日比谷公園で開催。(会長・東京市助役・米バーネット大佐が祝辞, 式後陸軍奏楽・舞踊等, 参加数千人, 御大典記念植樹を実施. *以後毎年日比谷公園を会場に実施)
1929 (昭和4)	10.11 農林省令「造林奨励規則」公布。(水源涵養造林補助規則(昭2.8)は廃止)	4. 3 肥後山林会(熊本県)主催, 九州沖縄各県聯合愛林デー始まる(神武天皇祭). 4.29 岩手県山林会主催の植樹デー始まる(天長節). 7.22 滋賀県山林会主催の山林愛護週間(～7.28)始まる.

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1930 (昭和5)	○ ソ連のB.P.トーキン博士, 植物の殺虫・殺菌作用などの働きをする物質を発見, 「フィトン(植物が)チッド(殺す)」と命名.	<p>4.3 名古屋緑化会(愛知県)主催の植樹行事始まる. 大阪都市協会主催の植木祭(愛林運動)始まる. 宮崎県山林会主催愛林デー始まる.(ともに神武天皇祭)</p> <p>4.19 北海道庁告諭「愛林樹栽日設定及山火防止ニ関スル件」.(毎年4月29日(天長節)と11月3日(明治節)を「愛林樹栽日」と定める. *北海道林業会が主催して各種行事実施) 11.3 秋田山林会主催, 植樹デー始まる(明治節).</p>
1931 (昭和6)	4.1 国立公園法公布.	<p>3.6 福岡県山林会主催の樹栽日始まる(地久節).</p> <p>3.10 香川県山林会主催の植樹デー始まる.(3.10は陸軍記念日)</p> <p>4.3 長崎県山林会主催の全九州愛林デー始まる(神武天皇祭).</p>
1932 (昭和7)	<p>7.30 農林省令「漆, 油桐及櫨増殖奨励規則」公布.</p> <p>8.6 農林省令「海岸砂防造林奨励規則」公布.</p>	5.1 山形県治水山林会主催の植樹デー始まる.
1933 (昭和8)		<p>9.23 樺太庁と豊原林務署共催の植樹デー(～9.24=秋季皇霊祭)始まる.</p> <p>10.9 島根県で, 1府7県共進会主催の木魂祭(愛林運動)実施.</p> <p>○ 大日本山林会(会長和田国次郎)に「愛林日設定委員会」設置.(毎年4.2～4.4の3日間を愛林日と定め, 全国規模で運動展開することを決議, 農林省山林局(局長村上龍太郎)も積極的に協力を表明. *わが国古来の愛林的旧慣たる記念植樹・家別植付等の伝統を受け継ぎ, 森林の造成愛護思想の普及徹底を目的, 諸外国の愛林運動の経験=ブラウンシュワイヒの人別植付(1598～), 米のアーバーデー(1872～), スペイン(1896～)・イタリア(1902～)の樹の祭, ドイツの緑の週間(1926～)などをも踏まえ設定)</p>
1934 (昭和9)		4.2 大日本山林会提唱による「愛林日」(4.2～4.4)運動始まる.(わが国における国民愛林運動として全国一

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1935 (昭和10)		<p>齊に催した初め、帝国森林会作製の「愛林日ポスター」11万5,000枚を府県山林会・各種団体に配布、各道府県・市町村・学校などもひろく各種記念行事を開催)</p> <p>4.2 愛林日の中央行事として、大日本山林会と府県山林会主催、農林省・帝国森林会等協賛の記念植樹(第1回)、茨城県真壁郡紫尾村(筑波山麓)の鬼ヶ作国有林(東京営林局笠間営林署部内)で実施、織田農林政務次官・石黒農林次官・村上龍太郎山林局長ら、スギ・ヒノキ苗を植栽。(4.3は雨天で4.4にも同所で記念植樹)</p> <p>4.2 大日本山林会と府県山林会主催、愛林日記念植樹(第2回)、東京浅川の廿里御料地(帝室林野局林業試験場)で実施、大日本山林会総裁梨本宮殿下台臨、三矢帝室林野局長官・村上山林局長ら参加。4.3筑波山麓の茨城県真壁郡紫尾村羽鳥の土俵場国有林でも農林省中心の記念植樹実施。</p> <p>4.- 大日本山林会、愛林日行事を実施した市町村・学校・団体等から43を選び表彰。(褒状を授与。以後毎年実施)</p> <p>○ 大日本山林会、『造林功労者事蹟(旧藩時代)』刊。昭12-『造林功労者事蹟(明治以降)』刊。</p>
1936 (昭和11)	<p>6.20 農林省令「森林治水事業奨励規則」公布。(荒廢林地の復旧、公有林野の造林、水害防備林の造成に国庫補助)</p>	<p>10.1 公園緑地協会創立。(会長は内務次官、機関誌『公園緑地』昭12.1.25創刊)</p> <p>○ 大日本山林会主催の愛林日記念植樹(第3回)、茨城県筑波山麓で実施。</p>
1937 (昭和12)	<p>3.31 森林火災国営保険法公布。 7.7 日中戦争(支那事变)始まる。</p>	<p>4.2 大日本山林会主催の第4回愛林日記念植樹、茨城県西茨城郡大原村和尚塚国有林で実施。(同会総裁梨本宮殿下台臨、農林大臣・山林局長ら出席)この日東京府下では飛行機により愛林思想宣伝のビラ散布、午後7.30から森林愛護に関する講演・演芸等を全国中継放送。4.3には筑波山国有林で農林省主催の記念植樹。</p> <p>○ 大日本山林会、愛林レコード(愛林歌謡)発売。(A面=民謡「愛林囃子」佐藤惣之助詞・弘田龍太郎曲、B面=童謡「木のおかげ」葛原幽詞・弘田龍太郎曲、定価5銭・送料4銭)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1938 (昭和13)	<p>4. 1 国家総動員法公布。(戦時経済統制の根拠法の1つ)</p> <p>5.27 造林奨励規則(昭4.10)改正公布。(伐採跡地の造林(再造林)も補助対象とする)</p> <p>10.- 満州国国務院訓令「全満大造林計画」。(農村備林・農村牧野林を整備など)</p>	<p>4. 4 大日本山林会主催の第5回愛林日記念植樹,茨城県西茨城郡大原村大字小原の和尚塚国有林で実施。(和田大日本山林会長・荒木貞夫陸軍大将・村上山林局長ら約70人参加,ヒノキ・クヌギの2樹種を植栽,事変下の愛林日なので,全国的に「国民精神総動員愛林日」と称する)</p>
1939 (昭和14)	<p>3.18 林業種苗法公布.</p>	<p>3.- 公園緑地協会,「緑化運動週間」を企画し,「緑化週間計画要綱並実施事業項目」を各府県へ送付。(昭和14年春より実施し,各府県行事を後援)</p> <p>4. 4 大日本山林会主催の第6回愛林日記念植栽,栃木県河内郡城山村大字古賀志の内倉国有林で開催。(佐藤大日本山林会会長・村上山林局長・栃木県知事ら約70人参集,国旗敬礼・国歌斉唱・宮城遙拝・戦没戦傷出征兵士のため黙祷ののち,会長挨拶,昼食後,植樹)</p>
1940 (昭和15)	<p>11.10 紀元二千六百年祝賀式典。(皇居前広場に5万人余参列挙行,~11.14まで各地で提灯行列・旗行列など続く)</p>	<p>○ 紀元二千六百年にあたり,大日本山林会をはじめ,学校・神社など各地で記念植林実施。(計画面積11万4,000町歩)</p> <p>○ 大日本山林会主催の第7回愛林日記念植樹,栃木県河内郡で実施.</p>
1941 (昭和16)	<p>2.15 満州造林(株)設立.</p> <p>3.13 木材統制法公布.</p> <p>12. 8 太平洋戦争(大東亜戦争)勃発.</p>	<p>9.20 中央林業協力会設立。(会員の行う事業を指導統制し,部門の意見を代表し,政府に協力するを目的,会長後藤文夫,正会員大日本山林会・帝国森林会など)</p> <p>○ 大日本山林会主催の第8回愛林日記念植樹,埼玉県入間郡で実施.</p>
1942 (昭和17)	<p>10.15 農林省令「林業振興補助規則」公布。(従来の諸奨励規則を統合)</p>	<p>10.- 中央林業協力会,挙国造林運動を提唱.</p> <p>○ 大日本山林会主催の第9回愛林日記念植樹,埼玉県入間郡で実施.</p>
1943 (昭和18)	<p>9.15 農林中央金庫設立.</p> <p>11. 1 農商省官制公布。(農林省・</p>	<p>○ 大日本山林会主催の第10回愛林日記念植樹,静岡県田方郡で実施.</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1944 (昭和19)	商工省を廃止, 軍需省を新設し再編)	○ 大日本山林会主催の第11回愛林日記念植樹, 東京都南多摩郡由木村で実施。(※戦前の最後となる, 昭和20, 昭和21は中央行事中止) →昭和22.4.4復活
1945 (昭和20)	4. 4 戦時森林資源造成法公布. 5.31 (社)日本林業会設立. 8.15 終戦. 8.26 農林省復活(農商省廃止). 12.22 森林資源造成法公布.(戦時森林資源造成法を改題, 「証券造林」の実施)	
1946 (昭和21)	10.10 林業会法公布.	10.23 北海道庁, 愛林樹栽週間を設定.(毎年4.20からと10.20からの各1週間, 各種行事を実施)
1947 (昭和22)	3.31 林政統一.(旧内地国有林・御料林を農林省所管とする, 北海道国有林は5.1農林省に移管) 3.31 国有林野事業特別会計法公布. 4. 1 林野局設置.(山林局を改組し, 農林省の外局とする) 9.13 カスリーン台風来襲.(~9.15, 利根川本流決壊し, 関東地方大水害. ※山林の乱伐が被害を大きくした原因といわれる) 11.25 国民たすけあい共同募金(赤い羽根)始まる.(~12.25)	1.- 「森林愛護連盟」結成. 3.24発足.(戦後の荒廃した国土の緑化を官民一体で推進を目的に, 大日本山林会・日本林業会(のちの日本林業協会)・日本治山治水協会・帝国森林会・興林会・林友会の6団体が提唱して結成, 全森連・全苗連など22団体参加, 会長徳川宗敬貴族院副議長, 森林愛護思想の普及昂揚・森林愛護運動の実施・功労者の表彰などを行う) →昭25.1.30発展的解消 4. 4 森林愛護連盟主催の復活第1回愛林日行事(植樹祭), 東京・高尾の旧帝室林野局林業試験場(現森林総合研究所多摩森林科学園)に, 皇太子殿下・GHQヒッキー林業部長ら・日本側120人参加して挙行. 8.21 第1回全国山林復興大会(国土緑化全国山林種苗大会), 北海道登別で開催.(緑化週間の設定を提唱) →昭23から全苗連・治山治水協会・全森連3団体共催となり, 各県持回りで, 第10回(昭33)まで開催. 11. 1 天皇陛下, 富山県婦負郡細入村楡原寮(戦災者施設)ご慰問の途次, 高山線の線路脇に杉苗3本をお手植え.(戦後正式に木をお手植えになった最初. ※お手植え木が枯れたりすると往々管理責任を問われる人が出ることがお耳に入り, 昭和の初めごろからお手植えはあ

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1948 (昭和23)	<p>9.15 アイオン台風。(～9.17, 関東・甲信越・東北に甚大な被害)</p> <p>12. 3 第1次治山事業5箇年計画作成。</p> <p>○ 参議院, 「国土保全に関する決議」を採択。</p>	<p>とを絶っていた)</p> <p>1.- 長野県緑化連盟設立。(昭24から緑化運動を県民運動として展開)</p> <p>3.28 緑十字運動日本青年植樹団結成。(東大林学講堂で, 津村卓郎提唱の「緑十字運動」の1つ, 学生による集団植樹など, 団員500人, 築地に事務所) 4.16日比谷公会堂で大集会。</p> <p>4. 1 「緑の週間」が復活する。(4.1～4.7, 森林愛護連盟主催・全日本観光連盟協賛, 第1日学校緑の日, 第2日家庭緑の日, 第3日街の緑の日, 第4日愛林日, 第5日職場緑の日, 第6日交通緑の日, 第7日緑愛育の日)</p> <p>4. 1 逓信省, 初の「全国緑化運動」の記念切手(緑の樹木の図柄・1円20銭) 279万枚発行。</p> <p>4. 4 森林愛護連盟・全日本観光連盟・東京都林業会主催の復活第2回目の植樹祭, 東京都青梅町永山公園(明神平)で開催。(農林・運輸・文部・厚生省など後援, 初めて天皇皇后両陛下御出席, 以後恒例)</p> <p>4.- 岐阜県が, 県独自で, 緑の羽根を作成・配布。</p>
1949 (昭和24)	<p>4. 1 日本林業協会設立。</p> <p>5.21 衆院本会議, 「挙国造林に関する決議」を採択。</p> <p>6. 1 林野庁設置。(林野局を改称)</p> <p>8.31 キティ台風(～9.1)。</p>	<p>1.22 文部・農林両事務次官から知事・営林局長あてに「学校植林運動要項」を通達。(第1次学校植林5カ年計画, 分収方式による学校造林を推進, 昭24～昭28年度の5カ年間に新制高・中5,000校で年平均1万町歩, 計5万町歩を目標)</p> <p>4. 1 逓信省, 国土緑化運動の記念切手(白と緑の樹木の図柄・5円) 300万枚発行。</p> <p>4. 6 森林愛護連盟・全日本観光連盟主催の植樹祭, 神奈川県箱根仙石原に開催。(参加5,000人, 米軍人と家族も多数参加, 天皇皇后両陛下, ヒノキ苗をお手植え)</p> <p>7.30 林業団体連絡懇談会(林団懇)発足。(林団懇の席上, 国民運動として強力な緑化運動の展開の必要性が強調される)</p>
1950 (昭和25)	<p>1. 1 木材統制全面撤廃。</p> <p>5. 4 造林臨時措置法公布。</p> <p>9. 3 ジェーン台風(～9.4), 9.13 キジャ台風(～9.15)。</p>	<p>1.30 「国土緑化推進委員会」結成式。(参院議員会館で開催, 従来の森林愛護運動を継承, より幅広い国民運動とするため結成, 英名: The National Land Afforestation Promotion Committee, 初代委員長幣原喜)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>11.22 琉球列島米軍政本部、「愛林週間設置に関する特別布告」。(1951.2.18～2.25を愛林週間に設定)</p>	<p>重郎衆院議長,事務所を衆院内(日本林業協会内)におく,職員は数名で日本林業協会の職員が兼務,以後,国土緑化運動の中核的機関となる。*「緑化」という用語,このころから使われ始め,急速に普及定着)</p> <p>4.1 初の「緑の羽根募金運動」始まる。(～4.20,募金運動を通じて国民の国土緑化に対する理解と認識を高めるため,都道府県緑化推進委員会等を中心に実施(以後毎年春に実施),天皇陛下より御下賜金を受ける(以後毎年),募金実績=20都府県で実施,計2,211万4千円。*「緑の羽根」は緑十字運動提唱者津村卓郎(京大工学部出身)の着想による)</p> <p>4.4 愛林日,植樹行事並びに国土緑化大会を,甲府市片山恩賜林で,天皇皇后両陛下をお迎えし開催。(テーマ「荒廃地造林」,樹種ヒノキ,当日は新宿-甲府間に「緑の列車」を運行。*この年を第1回植樹行事並びに国土緑化大会と数える(全国植樹祭の前身))</p> <p>5.10 初の愛鳥週間(バードウィーク)。(～5.16,愛鳥運動を展開)</p> <p>9.14 初の全日本学校植林コンクール表彰式。(全国学校数の約15%5,252校がコンクールに参加,参加生徒総数125万2,582人,入選は小中各10校,高校5校,都道府県4,協力者12人3団体,読売新聞本社で行う,国土緑推委・読売・西日本・中部日本各新聞社主催,文部省・農林省後援。これを第1回として以後毎年実施)→昭32全日本学校環境緑化コンクール発足→昭44全日本学校造林・環境緑化コンクールと改称→昭55全日本学校林活動・環境緑化コンクールと改称。</p> <p>11.25 国土緑推常任委員会,来年度から学校生徒児童の緑化運動ポスター・標語のコンクール実施を申合わせ。(学校長は3点,都道府県はこのうち5点の優秀作を選び,国土緑推は昭和26.2結果発表する,文部大臣賞・農林大臣賞授与,優秀作は緑化運動用ポスターとして印刷)</p>
1951 (昭和26)	<p>5.28 衆院本会議,「国土緑化推進に関する決議」採択。5.30 参院本会議でも同文採択。(政府は,拳国造林推進の具体策を次期国会に報告するよう決議) 10.26 政府,「国土緑化推進に関する決議に対する報告」を閣議決定。(改正森林法の適正運用で対処</p>	<p>2.7 国土緑化推進委員会,初の全国高・中・小学校から募集した「国土緑化運動ポスター及び標語」の審査結果発表。(ポスターは223点中1等静岡県榛原郡白羽中3年高塚傳,標語は160点中1等「緑の山から平和の光」北海道八雲町野田生中1年稲垣幸子) 3.17 全国募集国土緑化ポスター展覧会を開催。(東京・三越本店で,～3.23,国土緑推委主催,作品223点を展示)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>するなど)</p> <p>6.26 改正森林法公布。(明治40年法を廃止, 森林計画制度を新設)</p> <p>8.24 第26回林業団体連絡懇談会, 「講和記念植樹運動」(1人1本植樹実践運動)決議.</p> <p>9.14 講和全権団帰国, 徳川宗敬全権, 米国サンフランシスコよりビッグトリー(世界樹=セコイヤの1種)の種子1包約1万粒を持ち帰る.</p> <p>10.13 ルース台風(~10.15, 東北地方以西に風水害).</p>	<p>2.18 琉球で第1回愛林週間実施.(空から「愛林ピラ」を大量にまくなど) 2.19 琉球郵便切手(植林記念と蔡温の記念切手=松の木とうろこ模様, 「蔡温」と「植林記念」の文字の図柄, 3円)50万枚発行.</p> <p>3.8 国土緑推委, 「学園緑化の集い」を東京・読売ホールで開催.(都内の高校生千数百人参加, 音楽と映画鑑賞)</p> <p>4.4 愛林日, 第2回植樹行事並びに国土緑化大会を, 群馬県勢多郡富士見村赤城山麓で開催.(2,500人参加, 東京から「緑の列車」運行, 天皇, 伊能知事に対し「このような高地で海岸から離れた土地にどうして黒松が育つのか」とご質問, 群馬県, 赤城山と黒松生育の関係について科学的調査に着手)</p> <p>9.7 国土緑推委, 講和記念植樹運動実施要綱を定める.(9月から開始, 全国民1人1本以上記念植樹を目標)</p> <p>10.11 国土緑推委, 春の緑の羽根募金で, 東京都江東区の街路にプラタナスを植樹実施.</p> <p>11.1 国土緑推委の提唱により, 国会正門前で講和記念植樹式.(吉田首相ら6全権, 衆参両院議長ら出席, 正門両側の芝生にクスノキ左右5本ずつを植栽)</p> <p>11.8 国土緑推委と林野庁, 「講和記念植樹と映画の集い」を東京・読売ホールで開催.</p> <p>11.24 熊本県, 講和記念に, 阿蘇一帯の1戸1本植樹運動展開.</p> <p>12.8 国土緑推委が全国募集していた国土緑化歌謡曲(緑化の歌)及び童謡の入選作決定.(歌謡曲は応募1,170点中から鳥取県東伯郡北条砂丘「緑から緑から」, 童謡は応募109点中から熊本県宇土郡鶴城中学2年川崎敏子「みどりの国」入選, 歌謡曲は西条八十補作・古関裕而作曲, 岡本敦郎・安西愛子歌, 童謡は海沼実作曲, 川田孝子ゆりかご会歌で, コロンビアでレコード化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県緑化推進委員会の結成を促進. ○ 緑の羽根募金運動要綱を制定. ○ 緑化功労者を顕彰(5氏) ○ クリスマスツリー及び門松の自粛を提唱.
1952 (昭和27)	<p>4.28 対日平和条約(講和条約)・日米安全保障条約発効. GHQ廃止.</p> <p>12.23 琉球政府資源局長から各市</p>	<p>2.15 首都緑化推進委員会創立総会.(小石川後楽園内涵徳亭で開催, 会長安井誠一郎都知事) 2.15 首都緑化の「緑の羽根募金」開始.</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	町村長あて、「装飾用門松の廃止について」通達。(正月門松全廃の徹底方を依頼)	<p>2.16 国土緑化推進委員会、一般公募による緑化の歌「緑から緑から」及び童謡「みどりの国」発表会を農林省ホール(有楽町中農ビル6階)で開催。←昭26.12.8</p> <p>3.20 日本専売公社、講和記念植樹たばこ「光」3,000万本を全国13大都市で発売。</p> <p>4.2 東京都・首都緑推共催の「山の植樹祭」、南多摩郡多摩村の聖蹟桜ヶ丘で開催、サクラ樹2,000本を植栽。</p> <p>4.3 「森林の講演と映画の会」を東京神田・共立講堂で開催、新東宝映画『森林泥棒』を上映。(『森林泥棒』は、改正森林法の趣旨と要点、愛林緑化思想の普及の目的で林野庁が指導した長編劇映画、全国一般映画館にも配給・上映)</p> <p>4.4 第3回植樹行事並びに国土緑化大会、静岡県函南村十国峠で開催。(テーマ入会原野造林、樹種ヒノキ、4,000人参加)</p> <p>11.8 国土緑化推進委員会、全国募集した「緑の羽根の歌」の入選作決定。(応募668点中、歌謡曲「緑の羽根」大分市高橋進一郎入選) 昭和28.3.11日比谷公会堂で「緑の羽根」の歌の発表会。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校植林、青年団植林運動を促進。 ○ 都道府県緑化推進委員会、全都道府県に結成される。
1953 (昭和28)	<p>9.1 町村合併促進法公布。</p> <p>6.- ~9月にかけて各地で豪雨災害相次ぐ。第16回特別国会衆院本会議「治山治水恒久対策確立に関する決議」、参院本会議「治山治水に関する決議」を採択。</p> <p>10.16 内閣の治山治水対策協議会、「治山治水基本対策要綱」を決定。</p>	<p>3.11 緑化ポスター展と、一般公募による「緑の羽根」「みどりのお友だち」の発表会と講演会を、日比谷公会堂で開催。</p> <p>4.4 第4回植樹行事並びに国土緑化大会、千葉県君津郡富津町の西下洲原で開催。(テーマ海岸砂地造林、樹種クロマツ、当日、東京一青堀駅間に「緑の列車」運行、この回から、天皇陛下から御製(和歌)を賜り、県が現地に「御製碑」を建立、以後恒例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土緑化運動指導要領を制定。 ○ 国土緑化運動ポスター原画募集要領を制定。 ○ 緑の羽根募金、1億円を突破する。
1954 (昭和29)	<p>5.1 保安林整備臨時措置法公布。(国が民有保安林を買入れ)</p> <p>5.14 林野庁、民有林適地適木調査事業実施要領を制定。(民有林での</p>	<p>3.31 文部・農林両事務次官から知事あて、学校における緑化活動実施要綱・要領を制定、通達。(①学校造林のほか、学校における環境緑化を加える、②私立の小中高校をも国有林・公有林部分林契約の対象とする、③1校当</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>土壌調査・土壌図作成に国庫補助開始)</p> <p>9.26 台風15号(洞爺丸台風),北海道国有林に3万町歩,5,000万石に及ぶ風倒木発生.</p> <p>○ この年度の人工造林面積43万ha(民有林39万ha・国有林4万ha)で,年間造林面積のピーク.</p>	<p>たりの保有面積目標は,高校30ha・中学20ha・小学15ha,</p> <p>④第2次学校植林5カ年計画樹立(全国で毎年1万ha植林を目標)</p> <p>4.6 第5回植樹行事並びに国土緑化大会,神戸市垂水区多聞町小東山で開催.(テーマせき悪林地改良,樹種クロマツ)</p> <p>4.30 NHK・観光連盟主催,国土緑化推進委員会後援の「郷土の花(県の花)」決まる.(北海道すずらん,岩手県きり,東京都そめいよしの,鹿児島県みやまきりしまなど,各都道府県ごとに定める)</p> <p>7.15 国土緑化推進委員会,「新市町村建設記念造林運動」を提唱.(合併市町村によびかけ)</p> <p>8.31 国土緑化推進委員会,全国募集中の「緑化運動マーク」の入選作決定.(応募410点中,福岡県山口正夫入選)→昭和30.1芸術大学小池岩太郎教授の意匠を加え「バッジ」製作.また,「緑化推進委員会旗」を決める.</p> <p>11.12 国土緑化推進委員会,主婦連合会(主婦連)・全国知事会など関係団体と参院議員会館で会合,クリスマスツリー及び門松の使用自粛運動実施要綱を定め,自粛運動の展開を決定.(森林資源の濫費・山林の荒廃防止を目的,昭和29.12以降,全国市町村を運動主体とし,門松カード,竹など代替物使用を指導)</p> <p>○ (このころ)「育て森よ」「われら森のパトロール」できる.(作詞江間章子,作曲団伊久磨,歌・坂本九と杉並児童合唱団)→昭49.4.10</p>
<p>1955 (昭和30)</p>	<p>4.1 林野庁,4.1付『官報附録』に,「特集・国土緑化と治山治水ー森林資源の危機と林業対策ー」を掲載.</p>	<p>4.6 第6回植樹行事並びに国土緑化大会,宮城県黒川郡大衡村平林山で開催.(テーマ林種転換拡大造林,樹種アカマツ,6,000人参加,大会に「緑化推進委員会旗(緑推旗)」が初めて国旗,県旗と合わせて掲揚される(三旗掲揚),以後恒例)</p> <p>5.24 国土緑化推進委員会,「植栽樹手入運動」を提唱.(植栽後の手入れの重要性を強調)</p>
<p>1956 (昭和31)</p>	<p>4.1 林野庁指導部造林課を,造林保護課と改称.</p> <p>4.20 都市公園法公布.</p> <p>4.27 森林開発公団法公布.</p> <p>12.18 国連総会,日本の国連加盟</p>	<p>2.18 琉球郵便で,愛林週間記念の切手(図案化された森林の図柄,4円)20万枚発行.</p> <p>4.7 第7回植樹行事並びに国土緑化大会,山口県防府市矢筈山で開催.(テーマ荒廃公有林造成,樹種アカマツ)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>を決定。</p> <p>○ 昭和31年度、戦中戦後の過伐に伴う造林未済地が解消。(以後、拡大造林に向かう)</p>	<p>5.1 林野庁、『官報(第8801号附録)』で「学校植林一育林と青少年(上)」を発表。(学校植林の歴史・効果・現状)</p> <p>5.15『官報(第8811号附録)』で「同(下)」を発表。(青少年の林業グループは、林業青年隊・林業4Hクラブなど昭和30年459団体4万0,557人、そのうち神奈川県愛林青少年訓練所・岐阜県緑化促進青年隊・島根県林業開発青年隊の活動を紹介)</p> <p>12.13 次官会議申合せ「門松、クリスマス・ツリーの自粛について」。(自粛の習慣をつけるように指導し、竹・門松カード等の代替物使用を勧奨する。*林野庁調査で、昭和30年度実績、門松1,226万戸・3,182万本、クリスマス・ツリー30万本)</p>
1957 (昭和32)	<p>8.- 帯広営林局、根釧原野の一面にパイロット・フォレストを設定、造林を開始。</p>	<p>1.25 国土緑化推進委員会、「国連加盟記念植林運動」提唱を決定。</p> <p>3.14 皇居外苑で、国連加盟記念植樹行事を挙行。(国土緑推・首都緑推・日本国連協会共催、三権の長ら参加、ケヤキの苗木3本を植樹)</p> <p>4.7 第8回植樹行事並びに国土緑化大会、岐阜県揖斐郡谷汲村村有林で開催。(テーマ公有林復興、学校林・青年団林育成、樹種スギ)</p>
1958 (昭和33)	<p>4.1 国有林生産力増強計画実施。</p> <p>4.15 分収造林特別措置法公布。</p>	<p>3.- 国土緑推委、「豊作感謝林の造成実施要綱」を制定。(3年連続の豊作の増収分を農協等が仲介して資金とし、農と林の提携による分収造林を実施)</p> <p>4.8 第9回植樹行事並びに国土緑化大会、大分県別府市鶴見岳山麓の志高湖畔で開催。(テーマ原野造林、樹種スギ)</p>
1959 (昭和34)	<p>2.- 林野庁長官から知事あて、「皇太子殿下御結婚記念造林運動の実施について」通達。</p> <p>3.11 林野庁長官から営林局長あて同件通達。(記念造林の部分林は1件30ha以下、分収割合は国3民7を標準とする)</p> <p>4.10 皇太子殿下結婚式挙行。</p> <p>6.22 (社)対馬林業公社設立。(わが国初の林業公社)</p>	<p>1.29 国土緑化推進委員会、「皇太子殿下御結婚記念植樹運動」を提唱。</p> <p>4.1 国土緑推委、国土緑化運動10周年記念行事として、「緑化運動10周年緑化の集い」を、日比谷公会堂で開催。</p> <p>4.3 国土緑化運動10周年記念はがき発売。(5万枚、全国発売3日で売切れ)</p> <p>4.5 同記念たばこ「いこい」発売(500万本、埼玉県下で発売)</p> <p>4.4 第10回植樹行事並びに国土緑化大会、埼玉県</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>9.26 伊勢湾台風。(名古屋南部の流木被害激甚)</p>	<p>大里郡寄居町金尾山で開催。(テーマ林種転換, 樹種ヒノキ)</p> <p>4.30 琉球郵便で, 全琉緑化推進運動の記念切手(図案化された森林の図柄, 3セント)110万枚発行.</p> <p>5.7 皇太子殿下御結婚記念造林及び国土緑化10周年記念造林を, 高尾の林業試験場浅川実験林で実施.(三浦農相ら, 記念植樹)</p> <p>11.2 緑化運動10周年にあたり, 緑化功労者89人に感謝状贈呈式(農林省講堂).</p> <p>○ 緑化運動10周年記念事業の一環として, 植栽樹手入れ運動を推進.</p>
<p>1960 (昭和35)</p>	<p>3.31 治山治水緊急措置法公布.(治山事業10箇年計画策定へ)</p> <p>8.27 琉球林業協会設立総会.(緑の羽根募金運動など) 10.21 社団法人設立認可.</p> <p>10.26 農林漁業基本問題調査会, 「林業の基本問題と基本対策」を答申.</p>	<p>1.28 国土緑推委第10回総会並びに都道府県緑化推進委員長合同会議(於衆院第一議員会館), 全国の緑を愛し育てようとする青少年の自主的組織「グリーン・スカウト」結成提唱を決議.(グリーン・スカウト要綱, 実施要領等を定める.*①この提唱に基づき福岡県(→昭和37.3.1)・奈良県においてグリーン・スカウト結成, ②その後ボーイスカウト連盟から「スカウト」の言葉は使用しないようにとの注意があり, 運動化頓挫, ③「緑の少年団」の名称は昭和44年から使用)</p> <p>2.29 文部・農林両事務次官から知事・都道府県教育委員会あて, 「学校における緑化活動について」通達.(「学校植林実施要項」「学校環境緑化実施要項」を制定, 併せて学校植林の学校緑化・環境緑化コンクール実施要領を定める, 小中高校を対象)</p> <p>3.18 国土緑推委, 国土緑化の歌を一般公募し, 入選作「みどりのうた」(長野市・高橋清), 童謡「子どもの木」(銚子市・浅川忠倫)を発表.</p> <p>5.10 第11回植樹行事並びに国土緑化大会, 山形県上山市蔵王山麓大森山で開催.(テーマ積雪寒冷地林種転換拡大造林, 樹種シラハタマツ)</p> <p>8.25 第17回オリンピック・ローマ大会開会.(国土緑推委, イタリア政府に, スギ・ヒノキ・マツの種子各1kgを寄贈)</p> <p>○ 皇太子・妃両殿下, 林業試験場浅川実験林で植樹.</p> <p>○ 緑の羽根募金は, 1億円を突破する.</p>
<p>1961</p>	<p>4.28 森林開発公団法改正公布.</p>	<p>3.15 沖縄で第1回緑の羽根募金運動実施.(～4.15,</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
(昭和36)	<p>(水源林造成を事業種目に追加，公団造林開始，官行造林を継承)</p> <p>5.19 公有林野等官行造林法を廃止する法律公布.</p>	<p>琉球林業協会が中心に取組み，目標額6,000ドル，募金実績1万1,019ドル，達成率183%</p> <p>5.1 琉球で第11回軍官民合同植樹祭（首里・弁ヶ岳。 *以後も恒例）5.1全琉緑化運動の記念切手(図案化された大木の図柄，3セント)30万枚発行.</p> <p>5.24 第12回植樹行事並びに国土緑化大会，北海道苫小牧市支笏湖畔で開催。（テーマ積雪地帯の拡大造林と屋敷林の造林，樹種アカエゾマツ）</p> <p>9.5 国土緑化推進委員会，事務所を衆院構内から，国会前に新築の国立国会図書館5階に移転（日本林業協会と同室）.</p> <p>○ 「学校植林・環境緑化コンクール実施要領」を改正。（学校植林コンクールは日本放送協会が共催）</p> <p>○ 「植栽樹手入運動方針及び実施要領」を制定.</p>
1962 (昭和37)	<p>4.4 森林法改正。（普通林の伐採許可制を廃止し届出制に改める，保安林の指定施業要件制度を定める）</p> <p>○ この年度の民有林の拡大造林面積，24万haでピーク.</p>	<p>3.1 福岡県で「久留米市高良内小学校グリーン・スカウト」結成。（*全国に先駆けての結成といわれる）</p> <p>4.21 第13回植樹行事並びに国土緑化大会，福井県丸岡町^{おながだに}女形谷で開催。（テーマ湿雪地帯の拡大造林と森林生産力の増大，樹種アカマツ）</p> <p>5.10 琉球で，初の「野鳥愛護週間」。（～5.16，琉球政府経済局が主唱）</p> <p>6.12 琉球政府，全琉緑化推進運動本部設置規則公布。（1959訓令22(同件)は廃止）</p> <p>○ 文化の森建設を提唱.</p> <p>○ 国土緑化献木基金にあてるため，マンガ似顔絵会を開く.</p> <p>○ 衆院議長公邸の落成を記念して植樹.</p>
1963 (昭和38)	<p>6.23 オリンピック国民運動推進協議会，総理府で第1回会合。（東京オリンピック成功を目指す官民の機関，「オリンピック国民運動推進要綱」を決定，記念植樹・環境緑化など，運動の重点に加えられる）</p> <p>9.- 林野庁，各都道府県ごとに「県獣」「県鳥」を制定することを決定.</p>	<p>3.25 琉球郵便で，全琉緑化推進運動の記念切手(図案化された並木と森，3セント)35万枚発行.</p> <p>4.16 森林開発公団主催の第1回植樹祭，山梨県都留市で開催.</p> <p>5.20 第14回植樹行事並びに国土緑化大会，青森県東津軽郡平内町小湊夜越山で開催。（テーマ粗放林野の拡大造林と生産力増強に基づく住民の所得の向上，樹種アカマツ）</p> <p>6.24 国土緑推委，「オリンピック協力緑化運動推進要綱」決定。（競技場や選手村に植樹，選手団と木の種子</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1964 (昭和39)	<p>7.9 林業基本法公布。 10.10 第18回オリンピック・東京大会開会。(～10.24)</p>	<p>の交換など) 7.3オリンピック協力緑化実行委員会(国土緑推委) ひらく。 ○ オリンピックマークと緑の羽根を組合せた図案の「バッジ」を製作, オリンピック協力緑化バッジ募金を実施。(～昭和39年も実施)</p> <p>5.13 第15回植樹行事並びに国土緑化大会, 長野県茅野市白樺湖畔八子ヶ峰で開催。(テーマ入会林野の造林推進, 樹種カラマツ) 7.31 村上龍太郎没。(72歳, 国土緑推委常任委員長, 元山林局長) 10.14 オリンピック協力緑化事業の1つとして国土緑推委が提唱して集めた「緑化バッジ募金」600万円により, 東京都がオリンピック駐車場の明治公園にヒマラヤスギ・スギなどを植樹し, その献木贈呈式。(衆院議長公邸で, 船田委員長から^{あずま}東都知事に贈呈) 10.16 国土緑推委, オリンピック参加の93カ国全選手団に, 樹木種子を贈呈。(日本から, 櫻を染めた絹の風呂敷に包んだスギ・アカマツ・カラマツ・トドマツ・クス・ミヤギノハギ・イチョウの種子を贈呈, アフガニスタンなど44カ国が約270種の種子を日本に持参・交換。*同委員会が各地の林木育種場等に委託して育苗, 12万本に達し, うち3,900本を代々木の選手村跡に「オリンピック記念の森」として植栽) ○ 緑化運動15年記念造林を推進。 ○ 国土緑化推進委員会常任委員長に徳川宗敬氏を選出。 ○ 緑の羽根募金は, 1億7,000万円となる。</p>
1965 (昭和40)	<p>10.1 林野庁, 「国土緑化運動推進費補助金交付要綱」制定。(初めて, 国土緑化推進委員会に対し国庫補助金200万円が交付される)</p>	<p>3.1 『国土緑化運動十五年』刊。(国土緑化推進委員会発行, B5判, 286頁, 1,200円) 5.9 第16回植樹行事並びに国土緑化大会, 鳥取県西伯郡大山町上横原で開催。(テーマ林種転換による拡大造林, 樹種ダイセンマツ) 5.9 郵政省, 国土緑化運動にちなみ, 10円郵便切手発行。(樹木と陽光の意匠, 2,400万枚。*切手発行は昭和24年以来15年ぶり) ○ 国土緑化運動15年記念造林を推進。 ○ オリンピック記念「若人の森」建設運動を推進, 記念</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1966 (昭和41)	<p>6.30 首都圏近郊緑地保全法公布.</p> <p>7.7 林野庁, 「国土緑化運動推進事業実施要領」制定(41林野造第846号). →昭和42.9.30全改</p>	<p>植樹を行う.</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市緑化運動を推進. <p>3.26 国土緑推委の広報・機関誌『国土緑化運動』創刊。(B5判, 表紙とも12頁, 季刊)</p> <p>4.17 第17回植樹行事並びに国土緑化大会, 愛媛県温泉郡久谷村大久保で開催。(テーマ精英樹による拡大造林, 樹種ヒノキ・スギ, 緑化運動の先覚者故村上龍太郎(愛媛県出身)の功績顕彰が併せて行われる)</p> <p>12.13 国土緑推委・毎日新聞社提唱, 関係各省後援・協力により, 「県の木」制定。(国土緑推委, 『県の木と緑化運動』(B6, 245頁)発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣保護連盟の申し入れにより, 国土緑化運動に, 有益野生鳥獣保護運動を含める. ○ 国土緑化運動記念碑の建設及び故村上龍太郎氏の顕彰を決める.
1967 (昭和42)	<p>5.23 林野庁, 団地造林事業実施要綱を通達。(団地造林事業を創設, 3カ年で20ha以上まとめて行う拡大造林を補助上優遇)</p> <p>8.3 公害対策基本法公布.</p> <p>9.30 林野庁, 「国土緑化運動推進事業実施要領」制定(42林野造第1182号)。(昭和41.7.7林野造846を全改, 国土緑推委に対する国庫補助対象事業として, ①植樹行事推進事業(全国植樹祭), ②緑化強調期間運動推進事業(ブロック会議開催・季刊誌発行・緑化ポスターによる啓蒙宣伝・緑化ポスターの募集と表彰), ③学校植林推進事業(全国コンクール)を規定)</p> <p>10.11 林野庁から知事あて, 「明治百年記念造林運動の実施について」通達。(助成上, ①記念造林として行う拡大造林は補助率アップ(査定係数の特認加算20又は40), ②市町村有林造林も補助対象, また, 記念部分林の設定, 造林技術指導に配慮方指示)</p>	<p>2.7 国土緑推委第18回総会, 「明治百年記念緑化運動の大綱」決定。(記念造林及び記念森林公園の建設を推進, 公害防止と都市に緑をの意識高揚を図る)</p> <p>4.9 第18回植樹行事並びに国土緑化大会, 岡山市金山で開催。(テーマ拡大造林と環境緑化, 樹種アカマツ)</p> <p>8.2 (社)国土緑化推進委員会設立総会。(永田町の全国町村会館大会議室で開催, 昭和25.1.30結成の旧組織は解散, 会長石井光次郎衆院議長, 理事長徳川宗敬)</p> <p>9.21 設立許可(農林省).</p> <p>8.2 社団法人国土緑化推進委員会事業運営要綱(全文5章10条). →昭44.7.24一部改正.</p> <p>9.7 国土緑推委, 「緑の羽根」募金運動要綱を制定.</p> <p>12.9 国土緑推委, 事務所を, 国立国会図書館から, 砂防会館(千代田区平河町2-7)2階に移転.</p> <p>12.- 国土緑推委, 「明治百年記念国土緑化推進事業委託要領」を制定。(国庫補助事業, 国土緑推委が都道府県緑推に委託して行う記念植樹・緑化展示会・緑化広報の3事業, 昭和43年度までの2カ年間の事業, 昭和42年度は四国・九州11県に限定実施)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1968 (昭和43)	<p data-bbox="230 214 631 324">12.11 明治百年記念事業として、「明治の森国定公園(高尾・箕面)」指定。</p> <p data-bbox="230 413 631 484">5. 1 森林法改正公布。(森林施業計画制度を創設)</p> <p data-bbox="230 490 631 794">5.19 郵政省、国土緑化大会記念特殊はがき200万枚を発行。 5.18～5.24まで全国主要郵便局に国土緑化のマークと明治百年記念のシンボルマークを表した記念スタンプを備え押印の求めに応じる。 5.19日本専売公社、「緑化運動記念たばこ」ハイライトを、秋田県下を中心に発売。</p> <p data-bbox="230 799 631 948">10.23 明治百年記念式典。(日本武道館、天皇皇后両陛下ご出席、参加1万人。*国の3大記念事業は、「国土緑化」「青年の舟」「明治百年史」)</p> <p data-bbox="230 1785 631 1810">5.21 林野庁から国土緑推委理事</p>	<p data-bbox="642 214 1240 208">国土緑化の運動</p> <p data-bbox="642 413 1240 479">1.- 国土緑推委、『明治百年記念国土緑化運動のしおり』10万部作成、全国都道府県に配布。</p> <p data-bbox="642 484 1240 550">2.15 機関誌『国土緑化運動』(昭41.3.26創刊)を、『国土緑化』と改題(第3巻第1号=冬季号)。</p> <p data-bbox="642 556 1240 788">3.- 国土緑推委、代々木選手村跡(森林公園予定地内)に、「オリンピック記念の森」を造成。(東京オリンピックで参加各国から寄贈を受けた種子を養苗したうち、欧州クロハンノキほか18樹種1,118本を植栽、面積0.3ha、建設費39万6,000円は全額国費、都が維持管理。*残り10万本余は各地方の市町村・学校等に配布し記念植樹)</p> <p data-bbox="642 794 1240 987">4. 3 国土緑推委と全国知事会、明治百年記念事業の一環として、皇居東御苑二の丸庭園に「都道府県の木」を3本ずつ記念植樹・献木式。10月から公開。毎日新聞社・朝日生命協賛。(「県の木<small>の</small>森」, 昭和47.11, 沖縄県の木リュウキュウマツを追加植栽)</p> <p data-bbox="642 993 1240 1296">5.19 第19回植樹行事並びに国土緑化大会、秋田県仙北郡田沢湖町田沢湖畔大森山で開催。(テーマ入会林野の整備と拡大造林の推進、樹種スギ、参加1万5,000人、うち小中学生1,600人が揃って参加(「緑の少年団」提唱(昭和44)・普及の契機となる)、天皇皇后両陛下は、十勝沖地震で北海道・東北地方が大被害のため、救援物資輸送に支障を来さないようにと、行幸啓を取り止め、皇居で鉢に秋田杉をお手植え)</p> <p data-bbox="642 1302 1240 1495">5.19 NHKテレビ、明治百年記念の1つとして、国土緑化推進委員会製作・黛敏郎作曲の森林交響曲一万葉集による交声曲「<small>もり</small>社」を放映。(森正指揮、NHK交響楽団・東京混声合唱団による) 6.-レコード作成(東芝・30cmステレオLP盤、実費(200円)で頒布)。</p> <p data-bbox="642 1501 1240 1649">11.8 国土緑推委と首都緑推委、東京・渋谷の代々木公園(オリンピック選手村跡)に、「国土緑化運動記念碑」を建立、除幕式。(幅3m高さ1m、御影稲田石造り、台石は直径9m、工費260万円)</p> <p data-bbox="642 1655 1240 1688">○ 学校植林状況調査を実施。</p> <p data-bbox="642 1785 1240 1810">3.20 国土緑推委、前橋営林局長と「明治百年記念部</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
(昭和44)	<p>長あて「国土緑化運動推進事業実施要領(昭42.9.30林野造1182)」改正通達。(国庫補助事業として、森林愛護運動推進事業を追加) 6.6林野庁から知事・営林局長あて「森林愛護事業に対する協力依頼について」通達。(レクリエーション人口の著増で高山植物の盗採・山火事防止等、これまでの「植えて育てる緑化」に併せ「保護する緑化」を旨として、(社)国土緑推委を推進母体とし本年度から新たに森林愛護運動を実施)</p> <p>10.- 建設省、「都市緑化及び都市公園保全美化運動月間」設定。(昭43.10設定の「都市公園保全美化運動月間」を拡充・改称、都市緑化意識の啓発・昂揚を図るため)</p> <p>○ 秋田県教育委員会・秋田県青少年交通対策室・秋田県林務部、「緑の少年団」の結成について(案)を、国土緑推委に提案。→昭和45年度から国土緑推委として「緑の少年団」の結成・育成を積極化。</p> <p>○ 外材依存率50%を超える。</p>	<p>分林設定」の契約締結。(栃木県塩谷郡塩原町の北山国有林122林班5.27ha、国3：造林者7、期間昭和44～昭和95年の51年間)</p> <p>5.26 第20回植樹行事並びに国土保全大会、富山県砺波市頼成の森で開催。(テーマ低質広葉樹の高度利用と拡大造林の推進、樹種立山スギ・ポカスギ・マサヤスギ、参加1万2,000人、初めて「天皇陛下おことば」を直接賜る(以後恒例)、また、初めて両陛下お手植えに介添え(中学生男女)の補助制を設ける)</p> <p>5.26 郵政省、国土緑化大会記念特殊はがき200万枚発行、また国土緑化マークを表したスタンプを全国主要郵便局で押印。 5.26日本専売公社、「緑化運動記念たばこ」ハイライトを富山県内で発売。</p> <p>7.24 国土緑推委理事会、毎年開催の「植樹行事並びに国土保全大会」の名称を、次回(第21回)から「全国植樹祭」と改称することとし、「全国植樹祭運営要領」を制定。(従来の呼称が余りにも堅く国民になじみが薄いため)</p> <p>10.- 国土緑推委、一般公募していた「万国博記念国土緑化バッジ」の入選作決定。(最優秀作品は東京都台東区松が谷森谷好朗氏、東京芸大小池岩太郎教授補作のバッジを作成、都道府県緑推を通じ記念品として活用)</p> <p>○ 国土緑推委、「万国博覧会記念国土緑化運動推進要綱」を制定。(全国的に環境緑化を促進、万博会場内に「日本の森」を建設、全国各地に万博記念の森造成を推進、万博参加国との間に種子を交換、緑化を通じて国際親善を推進)</p> <p>○ 都道府県の木を、神宮に献木。</p> <p>○ 全日本学校植林コンクールは、育成管理コンクールを加え、「全日本学校造林コンクール・環境緑化コンクール」と改称。(昭和45.5.19全国植樹祭での表彰から適用)</p>
1970 (昭和45)	<p>3.14 日本万国博覧会 E X P O ' 70、大阪千里丘陵で開会式。(～9.13閉幕、参加77カ国、入場者6,422万人)</p> <p>5.22 改正林業種苗法公布。(昭和14年法は廃止)</p> <p>10.12 林野庁、営林局長あて「自然保護を考慮した森林施業について」</p>	<p>1.5 国土緑推委、前橋営林局長と「明治百年記念部分林設定」の契約締結。(群馬県吾妻郡中之条町四方の四万国有林7林班3.57ha、国3：造林者7、昭和45～昭和96年まで51年間)</p> <p>2.5 船田中国土緑推委会長から井出一太郎郵政大臣あて、衆参国会議員140人の署名を添え、国土緑化運動の記念切手発行を要請。→昭46.4.18実現。</p> <p>3.13 国土緑推委・全国知事会など、万博エキスポラ</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>通達。(伐採方法の選択等施業上の配慮, 保護林・自然休養林の積極的指定など)</p>	<p>ンド傍らに, 「日本の森」を造成・開園式。(日本列島4つの島を形どった台地に各「県の木」計約300本を植栽, 毎日新聞社の提唱を後援)</p> <p>4.24 林野庁など, 東京・日比谷公園で「苗木配布会」を実施。(林野庁・国土緑推委・首都緑推委など共催, 山火事防止運動の一環, 県の木苗木・国有林の苗木を無料配布, 東京消防庁音楽隊演奏, 山火事防止と環境緑化を呼びかける。*以後, 毎年日比谷公園を会場にこの時期の恒例行事となる, また, このころから, 多くの府県・市町村・営林局署でもこの時期に一般市民を対象に苗木配布会をするようになる)</p> <p>5.19 第21回全国植樹祭, 福島県耶麻郡猪苗代町天鏡台で開催。(テーマ後継者の森造成, 樹種アカマツ, 参加者過去最高の2万人, 林業後継者がお手植えの介添えを行い, 両陛下の前で「決意表明」, 林業後継者の全国代表も参加)</p> <p>5.19 植樹祭記念特殊はがき200万枚発行, 国土緑化マークの記念スタンプ押印, 「国土緑化記念たばこ」ハイライト1,000万本福島県内で発売。</p> <p>7.25 国土緑推委, 『国土緑化二十年の歩み』刊。(B5判, 363頁, 2,500円)</p> <p>11.29 憲法(明治憲法)発布・議会開設80年を記念し, 衆院前庭で植樹式。(国会議事堂構内正門一帯に, 都道府県の木, 及びツツジ類250本(前橋営林局沼田・草津両営林署産)を植栽。</p> <p>○ 「万国博の森」造成促進運動を展開。(大阪万博跡地全域にわたり, 大森林公園を造成しようと提唱, 運動を展開。 *「第二の明治神宮の森」をめざす)</p> <p>○ 国土緑推委, 万国博参加国19カ国のほかNHK海外放送を聞いた在ブラジル・在米日系人からも樹木種子の寄贈を受け, 農林省林木育種場等で養苗を始める。</p>
1971 (昭和46)	<p>7.1 環境庁設置。(鳥獣保護及び狩猟に関する法律の権限を林野庁から移管する)</p> <p>7.30 林野庁, 間伐対策事業実施要領を制定。</p>	<p>4.18 第22回全国植樹祭, 島根県大田市三瓶町小屋原(植樹)と, 広島県三次市の県林業試験場(お手播き)で開催。(テーマ多目的森林開発と環境緑化, 樹種クロマツ, 参加1万2,350人。*初めて「日の丸」の小旗を大会で使用)</p> <p>4.18 郵政省, 国土緑化運動の記念切手(クロマツとモミジの図柄, 7円)5,000万枚を発行。(国土緑化推進委等の陳情により実現, 以後, 毎年継続発行)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1972 (昭和47)	<p>3.13 林野庁、「国有林野における新たな森林施業」を通達。(皆伐の伐区の縮小・分散,天然林施業の採用など)</p> <p>5.15 沖縄,日本に正式復帰(沖縄県復活).</p> <p>6.22 自然環境保全法公布.</p>	<p>4.18 「第22回全国植樹祭記念たばこ」ピース1,000万本を,島根・広島両県内で発売.</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林愛護運動ポスター原画を募集. ○ 沖縄県復帰記念植樹祭の実施を決める. ○ 街路樹,学校林,校庭樹の手入れ運動の推進. ○ 益鳥の保護増殖の推進. ○ 神戸市,「コウベ・グリーン作戦」開始。(市民参加により,市街地の3割緑化を進める運動) ○ (昭和46年度)国土緑推委,『公害と緑化』発行. ○ (昭和46年度)従来の全国統一バッジ募金に代えて,全国統一の「緑のボールペン」を作成・配布。(各地の募金運動に活用) <p>4.12 第22回沖縄県植樹祭。(東風平・南部商業高校で。*復帰前最後の県植樹祭)</p> <p>5.21 第23回全国植樹祭,新潟県北蒲原郡黒川村胎内平で開催。(風雨の中参加1万8,000人,テーマ県土保全と緑豊かな環境づくり,樹種スギ)</p> <p>11.25 郵政省,沖縄復帰記念植樹祭記念はがき(10円,そてつの意匠,4色刷り)400万枚発行.</p> <p>11.26 沖縄復帰記念植樹祭を,沖縄本島糸満市摩文仁丘で開催。(沖縄県・国土緑推委共催,農林省・総理府協賛,参加5,500人,リュウキュウマツを植栽)</p> <p>12.15 日産自動車(株),売上金の一部1億5,000万円を国土緑推委に寄附,「日産グリーン・キャンペーン」を展開。(各都道府県緑推に配布し,昭和49年にかけて,県民の森・憩いの森記念植樹,また国有林の自然休養林10箇所の整備にも活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緑のしおりを作成,全国小・中学校に無料配布.
1973 (昭和48)	<p>6.5 初の環境週間(~6.11).</p> <p>9.1 都市緑地保全法公布.</p> <p>9.10 (財)日本緑化センター設立. (農林・建設・通産3省共管)</p> <p>10.27 林野庁,森林の公益的機能計量化調査の中間報告発表。(6機能合計12兆8,200億円)</p> <p>11.- 第1次オイルショック(狂乱物価).</p>	<p>4.8 第24回全国植樹祭,宮崎県小林市霧島山麓<small>ひなもりだい</small>夷守台で開催。(参加過去最高の2万3,000人,雨のち晴,テーマ自然の保護と創出,樹種飼肥スギ)</p> <p>8.- 日本経済新聞社,国土緑推委と提携し「心の緑を国土に」のキャッチフレーズで,毎月1頁の国土緑化キャンペーンを開始。(~昭和51年までの3カ年,44回,協力企業1,500社,広告料の一部計1,812万円を,国土緑推委を通じ東京・大阪・名古屋・福岡4市の公害のひどい学校36校の環境整備にあてる)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1974 (昭和49)	<p>4.18 大蔵省告示、国土緑推委は、所得税法・法人税法上、試験研究法人に該当するものとなる(寄附金の免税措置)。</p>	<p>○ 国土緑化25周年記念事業として、全国植樹祭植栽地写真集の刊行、国土緑化運動標語の募集、レコードの製作・配布、国土緑化運動ポスター写真集、国土緑化記念切手・はがき写真集を作成。</p> <p>○ 学校植林実態調査の予備調査を実施。</p> <p>○ (昭和48年度) 信託法・信託業法施行50周年記念として、信託協会が、大都市の学校環境緑化のため、学園緑化協力資金を寄付。(5都府県30校に配分) このため、「信託協会関係学校環境緑化実施要領」を制定。</p> <p>4.10 国土緑推委、国土緑化25周年記念の緑化レコード「育て森よ」「われら森のパトロール」「グリーン・グリーン・グリーン」製作(1万5,000枚)、各県緑推に配布。(3曲は、作詞江間章子、作曲団伊玖磨、歌坂本九・杉並児童合唱団、リング体操振付浜田靖一・青山敏彦)</p> <p>4.- 国土緑推委、ノースロップ賞基金を設定。(同委員会理事久我俊一の寄附金500万円にわが国学校林運動の起点となったアメリカの教育家ノースロップ博士(明治28年来日)の名を冠し、学校林の功績者に授与する「ノースロップ賞」を創設)→昭和50年から毎年9人～14人に同賞授与。</p> <p>5.19 第25回全国植樹祭、岩手県岩手郡松尾村寄木の東八幡平・県民の森で開催。(参加1万6,000人(オイルショックの影響で招待予定2万3,000人を変更)、快晴、県下の森林愛護少年団30団1,800人が揃いのユニホームで整然はつらつと入場行進、初めて「緑の少年団」が全国的に注目を浴びる、テーマ自然と産業が調和する豊かな緑の創造、樹種アカマツ)</p> <p>7.16 草刈り十字軍、初の下刈り開始(富山県)。</p> <p>8.29 国土緑推委昭和49年度通常総会、「国土緑化推進委員会定款」の一部を改正。(参院議長を、最高顧問に推戴)</p> <p>11.12 国土緑推委、森林愛護団体指導者研修会を開催。(～11.14、砂防会館会議室、受講者33人。*以後も昭和56年まで毎年1回実施)</p> <p>11.12 ノースロップ曾孫歓迎会。(ホテルオークラで、前尾衆院議長・奥野文相ほか、国土緑推委からも徳川理事長ら出席)</p> <p>○ 緑を呼ぶ児童画展を、日比谷一銀座地下道で開催。</p> <p>○ マスゲーム、グリーン・グリーン・グリンの映画化による</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1975 (昭和50)	<p>4.3 林野庁指導部造林保護課(←昭31.4.1)を、「造林課」と改称, 森林保険課を「森林保全課」とする.</p> <p>9.19 林野庁, 青少年の森造成事業実施要領制定.(造林事業において, 青少年の森林愛護思想の涵養を図るための事業の創設)</p> <p>○ 林野庁, 緑の少年団の育成・強化方針を打ち出す.</p>	<p>る普及宣伝.</p> <p>5.25 第26回全国植樹祭, 滋賀県栗太郡栗東町^{こんぜやま}金勝山で開催.(参加1万人, テーマ水とみどりのふるさとづくり, 樹種ヒノキ・モミジ等)</p> <p>○ 国土緑推委と日本万国博覧会記念協会, 昭和45の万博の日本館跡地付近の5haを「世界の森」用地と決定, 万博参加の22カ国から寄贈を受けた種子を養苗. →昭和51年春, 600本を参加国別に定植.</p> <p>○ 天皇御在位50年記念緑化運動として, 記念植樹運動, 記念森林公園の設置等を推進.</p>
1976 (昭和51)	<p>7.30 林野庁, 「国土緑化運動推進費補助金交付要綱」を制定(51林野造第103号).</p> <p>11.10 天皇御在位50年記念式典.(日本武道館で開催)</p>	<p>1.26 (社)ゴルファーの緑化促進協会の設立総会.(東京パレスホテルで開催, 国土の環境緑化・環境保全の推進に寄与することを目的に, ゴルファーの善意の拠金(1日50円)と有志団体・個人の協力金により緑化運動を推進, 機関誌『GGGグリーンニュース』昭和53.3創刊)</p> <p>9.3 社団法人設立許可(環境庁). →平成3現在, 協力ゴルフ場240余箇所.</p> <p>5.23 第27回全国植樹祭, 茨城県久慈郡大子町高柴台で開催.(参加1万9,000人, 雨のち上がる, テーマ緑を育て守ろう大地, 樹種スギ・ヒノキ・ヤマザクラ)</p> <p>6.28 近畿商工会議所木材部会連絡協議会・大阪営林局・国土緑推委の関係者, 久我俊一氏提唱の造林奉仕事業の候補地・滋賀県坂田郡伊吹町の奥伊吹国有林(水源涵養林)1027林班を現地調査.(昭和51,52年度の1,462件3,307万円の募金をもとに, 国土緑推委内に特別会計を設け, 近畿圏造林奉仕事業を実施, 昭和56年度までに同林班41.89haの造林を完了, 国に寄付)</p> <p>7.28 国土緑推委昭和51年度通常総会, 「国土緑化推進委員会定款」一部改正.(理事の定数10名増(50人以上)とする・*主として財界関係者の理事就任の実現を図るため)</p> <p>11.6 全国育林祭岐阜大会を, 岐阜県揖斐郡谷汲村(第8回全国植樹祭開催地)で開催.(大会会長参院議長, 参加2,000人, テーマ活力ある森林資源づくり, 育林技術交流集会・全国緑の少年隊活動発表大会・育林技術研修会・大会式典を内容とする, 国土緑推委と岐阜県の共催~11.7. *「全国育樹祭」の前身, 平野三郎岐阜県知事</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1977 (昭和52)	<p>2.22 日本造林協会設立.</p> <p>4.18 松くい虫防除特別措置法公布.</p>	<p>の強い要望で開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育林運動及び育林祭を提唱、植栽樹保護手入れ運動を推進. ○ 天皇御在位50年記念造林事業の実施。(国有林借地造林、学校林育成助成) ○ 緑の少年隊用スカーフを作成. ○ 『学校林の手引き』刊. ○ トヨタ自動車販売㈱の行う緑化キャンペーンに協力、全国に花の苗木を植栽(～現在に続く). <p>4.17 第28回全国植樹祭、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町那智高原で開催。(参加1万人、晴、テーマみんなで育てる緑の郷土、樹種スギ・ヒノキ・広葉樹)</p> <p>8.26 国土緑推委、「全国育樹祭運営要領」を制定.</p> <p>9.16 第1回全国育樹祭を開催。(大分県別府市志高湖畔、皇太子・同妃殿下出席(以後恒例)、4,000人参加。全国育樹祭併催行事を継承し「全国緑の少年団活動発表大会」(県立湯布院青年の家)、「全国育林技術コンクール」の表彰(以後、全国育樹祭の併催行事として継続実施)。*昭和51.11.6の全国育林祭を継承、森林造成に不可欠な育林活動の重要性を認識し、活力ある森林造成・啓発を目的、以後毎年、国土緑推委と開催県の共催で各県持回りで開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 松本賞を設ける。(元林野庁長官松本守雄氏遺族からの寄附金を基金とし、顕著な活動を行っている緑の少年隊を表彰)
1978 (昭和53)	<p>3.- 建設省、「都市緑化のための植樹等5箇年計画」策定(昭和52～昭和56年度)。→昭和58.3第2次5箇年計画(昭和57～昭和61年度)策定.</p> <p>5. 1 森林組合法公布.</p> <p>7. 5 農林省を「農林水産省」と改称.</p> <p>7. 7 国有林野事業改善特別措置法公布.</p>	<p>3.- 国土緑推委、『緑の少年団情報』創刊。(A5判、56頁。*昭和54からB5判)</p> <p>5.21 第29回全国植樹祭、高知県香美郡土佐山田町甫喜ヶ峰森林公園で開催。(参加1万8,000人、快晴、テーマ防災も緑できずくふるさとづくり、樹種ヤナセスギ・マツ・ヤマモモなど16種)</p> <p>10. 7 第2回全国育樹祭、秋田県田沢湖町田沢湖畔大森山で開催。(4,500人参加、テーマ育樹できずこうみどりの郷土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化啓蒙展示事業「みどりとくらし展」を、名古屋市ほか3箇所で開催. ○ 「みんなの森」造成事業を実施.

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1979 (昭和54)	<p>4.3 林野庁、「森林総合整備事業実施要綱」制定。(初めて下刈, 除間伐に本格的国庫補助, 公共事業)</p>	<p>1.25 第1回緑の少年団指導者研修会を開催。(～1.26, 東京・砂防会館会議室。以後毎年開催)</p> <p>5.27 第30回全国植樹祭, 愛知県西加茂郡藤岡町猿投山麓藤岡県有林で開催。(曇のち一時雷雨, テーマ緑で結ぼう山村むらと都市まち, 樹種ヒノキ・ハナノキほか)</p> <p>8.1 初の全国緑の少年団サマー・ジャンボリー(交流集会), 愛知県の愛知青少年公園を中心に開催。(～8.3, 全国から代表400人と, カナダのトロント日本人学校生徒9人など450人参加, 国際児童年を記念, 国土緑推委と東海3県緑推委・中日新聞社など主催, 林野庁・東海3県後援)</p> <p>11.5 第3回全国育樹祭, 福岡県糟屋郡宇美町四王寺県民の森で開催。(参加3,000人, テーマ育てよう緑と水の豊かな郷土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (昭和54年度) 緑化強調期間特別啓蒙事業を, 大阪府と三重県で実施。(視聴覚媒体による啓発) ○ (昭和54年度) 国土緑推委, 緑の少年団活動奨励基金を設定。(故塚野忠三氏遺族からの寄付) ○ (昭和54年度) 緑の少年団の制服を制定。
1980 (昭和55)		<p>5.25 第31回全国植樹祭, 三重県三重郡菰野町千草県民の森で開催。(参加1万人, 小雨, 両陛下, 白木の鍬でお手植え(昨年の愛知県の植樹祭で雷雨があり, 万一を考慮し従来鉄製を本年から白木製とする), テーマ緑と太陽, 豊かなくらし, 樹種ヒノキ)</p> <p>6.- 国土緑推委, 緑の少年団安全会を設置。(学校活動対象外の災害防止と補償対策, 昭和56.6.30現在87団体4,324人加入, 昭和56年度から『緑の少年団安全ニュース』発行)</p> <p>8.14 国土緑推委, 「人と緑展 Our Land '80」を, 東京千代田区北の丸公園の科学技術館で開催。(～8.17, 入館1万2,000人, 国土緑化運動30周年記念事業の1)</p> <p>8.29 国土緑推委など, 「国土緑化運動30周年記念式典」を挙行。(砂防会館, 功労者・永年勤続者表彰)</p> <p>10.11 第4回全国育樹祭, 福井県丸岡町の県総合グリーンセンターで開催。(テーマ緑できずこう豊かな未来, 参加4,500人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全日本学校造林・環境緑化コンクールを, 「全日本学校林活動・環境緑化コンクール」と改称。

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1981 (昭和56)	<p>4.6 林野庁指導部造林課に、「間伐対策室」設置。</p> <p>4.10 激甚災害法改正公布。(造林の激甚災害復旧を補助対象とする「森林災害復旧事業」を創設。*56豪雪が契機)</p> <p>4.17 林野庁、間伐促進総合対策実施要綱制定。(間伐を国庫補助対象とする)</p>	<p>○ 国土緑化運動30周年記念事業の一環として、学校林の実態調査、テレビ・新聞等による緑化啓蒙を実施。</p> <p>1.1 国土緑推委、この日現在で「緑の少年団結成状況」を調査。(全国の緑の少年団887団、7万8,984人)</p> <p>2.10 国土緑推委、「国土緑化運動推進委託事業実施要領(国緑56第63号)」制定。(国土緑化運動推進事業実施要領(昭42.9.30)に基づき、地方緑推委・森林整備法人等に委託実施する場合に適用)</p> <p>5.24 第32回全国植樹祭、奈良市佐紀町平城宮跡で開催。「第2の明治神宮・橿原神宮(いずれも人工植栽で成林)」を願い、初の都市部(平地・4ha)での植樹祭、参加1万人、薄曇り、テーマ文化の遺産を緑で守る都市まちづくり、樹種イチイガシ等広葉樹)</p> <p>7.27 第1回全国緑の少年団交流集会、秋田県田沢湖町田沢湖青少年スポーツセンターで開催。(～7.29、国土緑推委・秋田県・秋田県教育委員会主催、東日本各都道府県の77団体316人参加。*以後平成元年まで、西日本・東日本と交互に開催)</p> <p>10.12 第5回全国育樹祭、新潟県北蒲原郡黒川村胎内平・県青少年の森で開催。(参加4,500人、快晴、テーマ育てよう緑と人の豊かな心)</p> <p>12.15 国土緑推委、ふるさとの森推進の機関誌『ふるさとの森』創刊。(～第6号(昭59.3.15)で終刊)</p> <p>○ 国土緑推委、「特定森林造成推進事業(ふるさとの森林造成)」を実施。(～昭和58年度まで)</p>
1982 (昭和57)	<p>6.11 (財)日本緑化センター、初の工場緑化推進全国大会を開催。(大手町・日経ホール、優良工場を表彰)</p> <p>7.28 林野庁、「森林浴」構想を発表。</p> <p>9.25 道路構造令改正公布。(道路構成要素として新たに「植樹帯」を規定、第4種第1級の道路には必置)</p>	<p>3.31 国土緑推委、『国土緑化三十年の歩み』刊。(B5判、439頁)</p> <p>5.23 第33回全国植樹祭、栃木県矢板市長井県民の森で開催。(テーマうえる緑のびる緑・まもる緑、樹種スギ・ヒノキ、参加1万5,000人。*会場造成のため県がスギ・ヒノキの幼木1千数百本を伐採していたことに批判の声)</p> <p>10.12 第6回全国育樹祭、長野県北佐久郡立科町南平(白樺湖畔)で開催。(テーマ広げよう豊かな心で育てる緑、参加4,500人)</p> <p>10.19 近畿圏造林奉仕事業終了記念式。(滋賀県伊吹町で開催。現地に「近畿圏造林奉仕事業記念碑」を建立)</p> <p>○ 国土緑化推進運動検討委員会を設置。(濃密・効果</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1983 (昭和58)	<p>3.1 総理府に緑化推進連絡会議設置を閣議決定。(国土緑化の総合的効率的推進のため、内閣官房長官を議長とする関係行政機関の連絡会議を設置、内閣内政審議室・内閣広報室・環境庁自然保護局・国土庁官房・大蔵省官房・文部省官房・農林水産省農蚕園芸局・林野庁・通産省公害立地局・建設省都市局・自治省官房の長で構成、庶務は内閣官房で担当。*中曽根総理の提唱(昭58.1)により設置)</p> <p>4.14 緑化推進連絡会議、「緑化推進運動の実施方針」を決定。(①市町村に対し、林野庁の「緑と花で結ぶむらとまち運動」、建設省の「まちの森」「並木のみち」、環境庁の「小鳥がさえずる森づくり」の活用を要請、②昭和58年から3カ年、宝くじ発売を検討、③功労者に内閣総理大臣表彰など)</p> <p>5.4 分収造林特別措置法改正公布。(分収林特別措置法と改題、分収育林制度を創設、森林整備法人を法制化)</p> <p>5.24 林野庁、「緑化推進運動の実施方針について」通達。「緑と花で結ぶむらとまち運動」を提起、市町村が主体となった広域の緑のコミュニティ(共同体)運動をめざし、国有林・公有林を活用して推進を要請)</p> <p>10.3 内閣広報室、「緑化推進に関する世論調査」公表。</p>	<p>的な活動の展開を図る)</p> <p>○ 育林技術コンクールと植栽樹保護手入れ運動コンクールとを統合し、「全国育樹運動コンクール」とする。</p> <p>4.23 「苗木と花の配布会」を東京・日比谷公園で開催。(4,000人参加、中曽根首相ら苗木5,000本と花の種子など配布)</p> <p>4.28 国土緑推委、「櫻と緑と森林浴の集い」を、林業試験場浅川実験林で開催。(～4.29、林野庁・首都緑推・日本緑化センター後援、参加者両日で250人。*平成元年まで続く)</p> <p>5.22 第34回全国植樹祭、石川県河北郡津幡町の石川県森林公園で開催。(テーマ小さな緑守り育てて豊かな郷土、皇后陛下の行啓を取止め(～昭和62年まで))</p> <p>10.2 第7回全国育樹祭、富山県上新川郡大山町本宮・立山山麓家族旅行村で開催。(テーマ育てる緑に明るい未来、参加4,800人)</p> <p>○ 国土緑推委、森林浴懇談会を設置。(森林浴を通じて森林愛護思想の昂揚と国民参加の森林づくりの推進を図る)</p> <p>5.29 国土緑推委と日本交通公社共催「森林浴欧州視察団」旅行実施(～6.8、参加16人。*以後、海外緑化事情視察調査として毎年実施)。</p> <p>○ 国土緑推委、柴田賞を設定。(元林野庁長官柴田榮氏の遺族からの寄付を基金に設定)</p>
1984 (昭和59)	<p>4.10 林野庁、「ふれあいの森林整備事業実施要領」を通達。(市町村が実施主体となり、分収林制度を活用し</p>	<p>2.8 全国緑化推進委員会連絡協議会が発足。(連絡を密にし国土緑化運動の発展を図ることを目的に設立、国土緑推委と都道府県緑推委で組織、会長徳川宗敬)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>て都市住民に緑とのふれあいの場・林業への参加機会を提供、計画作成・啓蒙普及・施設整備（道路・駐車場・便所・きのこ栽培施設・炭焼施設など）に国庫補助、昭和59～昭和62年度までの事業）</p> <p>5.29 初の緑化推進功労者内閣総理大臣表彰。（林野庁関係は、個人2・団体2・学校2・地方自治体1の計7）</p> <p>12.- 建設省、「緑化の推進－21世紀緑の文化形成をめざして」を策定、総理大臣に報告し了承される。</p>	<p>5.20 第35回全国植樹祭、鹿児島県始良郡牧園町高千穂の自然教育の森で開催。（テーマ21世紀へつなごう輝くみどり、樹種スギ・広葉樹、参加1万5,000人）</p> <p>10.15 第8回全国育樹祭、岩手県岩手郡松尾村寄木の県民の森で開催。（テーマ緑に力を未来に夢を、参加8,000人）</p>
<p>1985 (昭和60)</p>	<p>1. 1 国際森林年始まる。（～12.31）</p> <p>3.28 環境庁、「名水百選」発表。</p> <p>3.- 建設省内に「緑化推進委員会」設置。（昭和51.2設立の都市緑化推進協議会を改組）</p> <p>4.18 全国森林整備協会設立。（森林整備法人・造林公社・水源の森基金などの全国組織）</p> <p>9. 9 林野庁、昭和61年度から水源税創設の要求を決定。（水道・発電・工業用水等の使用者に課税、平年度で550億円の収入を見込む。＊建設省の「流水占用料」徴収案とともに、「霞ヶ関の水盗り戦争」といわれる）</p> <p>12.12 「花と緑の普及促進協議会」結成（会長河合良一日本花の会会長）。</p>	<p>1.25 国土緑推委、『ふれあいのもり』創刊。（むらとまちを結ぶふれあいの森林づくり情報誌、B5判12頁多色刷）</p> <p>3.18 国土緑推委提唱の「21世紀の森林づくり委員会」初会合。（衆院議長公邸で、次の世代に立派な森林を引き継ぐために何をなすべきかを、民間サイドで検討、委員は大槻文平経団連会長・中山素平日本興業銀行特別顧問・田中文雄日本製紙連合会会長・高木文雄森とむらの会会長ら16人、座長水上達三日本貿易会会長）</p> <p>6.19 第2回委員会。</p> <p>5.12 第36回全国植樹祭、熊本県阿蘇郡阿蘇町蔵原字高塚・阿蘇みんなの森で開催。（テーマひろげよう緑の文化、樹種スギ・ヒノキ・マツ・広葉樹、参加1万2,000人）</p> <p>11.19 第9回全国育樹祭、千葉県富津市富津岬で開催。（テーマ広げよう緑育てる愛の輪を、参加5,000人）</p> <p>○ 「ふれあいの森林づくり優良市町村表彰」事業を実施。（現在に続く）</p> <p>○ （昭和60年度）森林多目的利活用促進対策事業、モデル計画を策定。（現在に続く）</p> <p>○ （昭和60年度）水源林整備推進事業を実施。（パンフ・ポスターの作成配布、水と森林についてのアンケート実施など。～昭和62年度まで継続）</p>
<p>1986 (昭和61)</p>	<p>3.31 林野庁、この日現在で「全国森林資源現況調査」実施。（結果、わが国の森林面積2,526万ha、うち人工</p>	<p>3.25 21世紀の^{みどり}森林づくり委員会、「21世紀へー国民参加の^{みどり}森林づくりを」を提言としてまとめ、中曽根総理大臣に提出。</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>林1,022万ha. *人工林1千万ha時代)</p> <p>4.20 緑の文明学会,「森林浴の森百選」を発表.</p> <p>4.21 「緑の団体協議会」発足.(林業・自然保護関係の23団体が参加)</p> <p>8.30 建設省の流水占用料構想と林野庁の水源税構想を1本化し「森林・河川緊急整備税(仮称)」として要求することに統一.</p> <p>12.20 自民党山中貞則税調会長,森林・河川緊急整備税に関し,同税の創設はしないが,利水者から拠出を求め基金を創設する,等の処理案を提示.(水源税創設運動は終結,森林基金設立の準備始まる)</p>	<p>4.9 来日中の中国林業使節団(団長楊鐘林業部長)が,日本の緑化・森林経営の実情につき,国土緑推委と懇談.</p> <p>4.23 「全国緑化行事発祥之地」の記念碑建立・除幕式.(大日本山林会と共催,約150人出席,全国植樹行事のルーツである昭和9年4月の第1回愛林日記念植樹地=茨城県真壁町・筑波山の鬼ヶ作国有林内に建立,自然石・高さ2m,背面に「愛林日から全国植樹祭へ」と題し全国緑化行事の沿革を刻む. *国土緑推委徳川宗敬理事長が提唱)</p> <p>5.11 第37回全国植樹祭,大阪府堺市百舌鳥夕雲町の大仙公園で開催.(テーマ都市の未来を緑に託して,樹種クス・アカシアほか,参加1万1,000人. *昭和56年の奈良に続く平地(都市部)での開催)</p> <p>10.5 日中経済協会の中国造林治山技術交流団に,国土緑推委も参加,黄河上流域の緑化事情を視察(～10.21).</p> <p>11.17 第10回全国育樹祭,宮崎県小林市夷守台で開催.(テーマ育てよう豊かな森と木の文化,参加4,600人)</p> <p>12.25 国土緑推委,天皇御在位60周年記念の写真集『かがやく緑』刊.(B5函入り,104頁,8,000円)</p> <p>○ (昭和61年度)国等に相続財産を贈与した場合の非課税措置の対象に,公益法人である地方緑推委等が認められる.</p> <p>○ 21世紀の^{みどり}森林づくり委員会が,「全国みどりの基金(仮称)」を設けることを提唱.</p>
1987 (昭和62)	<p>1.- 林野庁に「森林整備基金設立対策本部」を設置.</p> <p>6.30 閣議,第4次全国総合開発計画(四全総)を決定.(「国民参加の森林づくり」を規定)</p> <p>7.21 初の「森と湖に親しむ旬間」始まる.(～7.31,林野庁と建設省がタイアップし,心身をリフレッシュしながら森林やダム等の重要性について理解を深めてもらうことを目的に実施.以後恒例)</p> <p>9.1 (社)全国森林レクリエーション</p>	<p>3.- 全国緑化キャンペーンを開始.(～5.-,21世紀につながる国民参加の森林づくりへの意義と行動を呼び起こすことをねらいとして,全国的に緑化推進のキャンペーンを展開,アイドルキャラクター「どんぐり君」の製作,グリーンコンサート(北海道・千葉県・静岡県・大阪府・高知県・佐賀県の6箇所),みどりの作詞公募など. *以後毎年この時期に多様なキャンペーン実施)</p> <p>4.18 第18回苗木と花の配布会,東京・日比谷公園で開催(中曽根首相ら出席).</p> <p>5.24 第38回全国植樹祭,佐賀県藤津郡嬉野町下宿・嬉野総合運動公園で開催.(テーマたかめよう緑の力,樹種ヒノキ・クスほか,参加1万7,000人)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>ン協会発足。(会長福田省一, 全国国有林レクリエーション利用協会(昭和59.11.29)を発展的に改組したもの)</p> <p>11.6 林野庁, 森林・河川の整備基金の創設をすることになったと, 通産・建設・農林水産3省合意の基本方針を発表。(5年間で総額500億円, うち森林整備は200億円, 募金により基金造成, 200億円のうち100億円は財界(通産省), 100億円を林野庁関係業界等から集めることに決定)</p>	<p>6.10 国土緑推委が, 紺綬褒章の授与団体として認定される。(以後, 毎年継続措置)</p> <p>9.14 第11回全国育樹祭, 北海道苫小牧市の支笏湖モーターラップ(9.13)と札幌市道立野幌森林公園で開催。(テーマ植えた夢つないで育てて森づくり, 参加8,000人)</p> <p>○ 森林とふれあい環境整備事業を実施。</p>
<p>1988 (昭和63)</p>	<p>4.19 林野庁に, 「緑と水の森林基金推進対策本部」を設置。(本部長青木林野庁次長, 事務局長造林保全課長。以後, 広く経済界や電気事業連合会(電事連)・製紙連合会等に基金造成の理解と協力を求める運動を, 庁をあげて展開)</p> <p>4.28 大蔵省告示「緑と水の森林基金, 河川整備基金への寄附金に係る減税措置」。(法人税は指定寄附金として全額損金算入, 所得税は1万円超の分につき, 年間所得の25%までを所得から控除できる)</p> <p>10.1 林野庁林業試験場を, 「森林総合研究所」と改称。</p> <p>12.15 農林水産省, 森林・林業や緑化思想の啓蒙に尽くした歌手北島三郎に, 大臣感謝状を贈呈。</p>	<p>3.1 全国緑化推進キャンペーン開始(～5-)。そのスタートとして, ミス東京が, 首相官邸や国会などを回り, 緑の羽根募金の協力を呼びかける。</p> <p>3.31 (社)国土緑化推進機構設立。(社)国土緑推委を改組, 農林水産省所管, 会長衆院議長・最高顧問参院議長, 理事長澄田智・理事長代行大矢壽, 事務所は東京平河町・砂防会館内)</p> <p>3.31 同機構内に「緑と水の森林基金」を創設。(5年間で200億円の基金造成を目標, 基金の運用益により, 森林資源の整備・利用等に関する調査研究・普及啓発等を行うもの, 農林水産省・通産省共管, 全国的な募金活動を展開)</p> <p>5.22 第39回全国植樹祭, 香川県満濃町・仲南町の満濃池森林公園で開催。(テーマ今, 人と緑のふれあいを, 樹種ヒノキ・クロガネモチほか, 天皇陛下のご名代として皇太子・同妃殿下が出席, 参加1万人)</p> <p>5.- 佐賀県, 三養基郡基山町の基山山頂に, 「日本植林発祥之地」の碑を建立。</p> <p>9.18 第12回全国育樹祭, 山形市山辺町の山形県民の森で開催。(テーマ育樹で郷土に力と夢を)</p>
<p>1989 (昭和64=平成元)</p>	<p>1.7 昭和天皇崩御, 平成と改元。</p> <p>2.17 国民の祝日に関する法律改正公布。(天皇誕生日4月29日を, 「みどりの日: 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し, 豊かな心をはぐくむ」</p>	<p>4.29 みどりの日制定記念式典, 東京都立川市と昭島市にまたがる昭和記念公園で開催。(農林水産省・建設省など共催, 三権の長, 両陛下ら300人出席)</p> <p>4.29 林野庁など, 日比谷公園で「緑の日制定記念・緑と花のフェスティバル(感謝祭)」(苗木配布会)開催(～4.30)。</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>と改め、12月23日を天皇誕生日として追加)</p> <p>3.31 農林水産省農蚕園芸局長・林野庁長官から知事・営林(支)局長・各団体の長らあて、「緑化推進運動の積極的展開について」通達。(みどりの日制定記念、「みどりと花いっぱい運動」をテーマとし、緑と花で飾る1部屋1鉢運動を提唱)</p> <p>4.18 「みどりの週間について」閣議了解。(みどりの日の趣旨を普及し国民の関心と理解を深めるため、毎年4月23日～29日を「みどりの週間」とし、各種行事を全国的に実施する)</p> <p>5.1 国土緑推委理事長徳川^{むねよし}宗敬氏没。(91歳)</p> <p>7.3 緑化推進連絡会議、「緑と花の豊かな潤いのある国づくりをめざして」決定。(重点事項として、①地域緑化、②都市緑化、③緑化の国際交流促進、④普及啓蒙と財政基盤整備(「都市緑化基金」「緑と水の森林基金」の造成)を定める)</p> <p>12.8 森林保健機能増進法(森林の保健機能の増進に関する法律)公布。</p>	<p>5.21 第40回全国植樹祭、徳島県名西郡神山町阿野・県立神山森林公園で開催。(テーマやすらぎの緑を未来へ、樹種スギ・ヤマモモ・コブシなど、参加1万2,000人)</p> <p>10.29 第13回全国育樹祭、茨城県久慈郡大子町大字高柴・県奥久慈憩いの森で開催。(テーマとどけ未来に緑のいぶき、参加5,400人)</p> <p>12.19 全国緑の少年団連盟結成。(各地で結成されていた緑の少年団を全国的なレベルで組織化、国土緑推機構が支援、会長大矢壽、事務局を砂防会館内(社)国土緑推機構内におく。*緑の少年団は、平均8～14歳の少年少女で構成、昭和50.3現在207団体2万9,822人、その後連年増加し、平成元.3現在2,068団体17万4,158人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民参加の森林づくり事業を実施(～現在に続く)。 ○ 青少年緑化運動促進事業を実施(～現在に続く)。
1990 (平成2)	<p>1.- 林野庁に、緑の羽根募金推進懇話会設置。 6.- 報告とりまとめ。</p> <p>4.1 国際花と緑の博覧会(花の万博・花博)開幕。(～9.30、大阪・鶴見地区、会期183日、入場2,312万6,934人)</p> <p>4.3 林野庁、「森と花の祭典―「みどりの感謝祭」実施要領」制定。(毎年、みどりの週間中に開催、主催は農林水産省・林野庁・東京都・(社)国土緑推・(財)日本緑化センター・首都緑推の共催、式典で「みどりの文化賞」(国土緑推が実施)の受賞者に名誉総裁表</p>	<p>4.20 緑の羽根募金強化旬間(～4.29)を設置、集中キャンペーンを実施。</p> <p>4.22 高尾森林浴ツアーを実施。(林野庁等と共催で、首都圏の一般市民・親子を対象)</p> <p>4.28 第1回森と花の祭典―みどりの感謝祭、東京・日比谷公園で開催。(～4.29、計1万7,000人参加、テーマ緑との出会い・緑とのふれあい・緑への感謝、名誉総裁に文仁親王(礼宮、のちの秋篠宮)就任(英国修学中で欠席、「おことば」のみ)、記念式典・苗木配布・林産物の展示即売・郷土芸能など。第1回みどりの文化賞授与式、故徳川宗敬氏受賞(戦後の森林造成と国土緑化に貢献)。*従来の苗木配布会を模様替えして再出発、以後毎年開催)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>彰状授与)</p> <p>12.10 農林水産省告示「森林インストラクターの知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程」。(森の案内人=森林インストラクター制度発足) →平成3.12.3 (社)全国森林レクリエーション協会, 初の森林インストラクター資格試験の合格者49人を発表.</p>	<p>5.20 第41回全国植樹祭, 長崎県南高来郡国見町百花台森林公園で開催。(テーマ豊かな緑あすの活力, 樹種ヒノキ・ツバキ等, 参加1万2,000人, 会場で木製の折畳み椅子で22人が指をはさみ10日~2ヶ月のケガ, うち3人は指先切断の重傷)</p> <p>8.6 第1回緑の少年団全国大会, 兵庫県大河内町で開催。(~8.8, 以後毎年夏に開催. *従来, 東日本・西日本交互に開催していた「全国緑の少年団交流集会」(←昭和56.7.22)の後身)</p> <p>8.- 国土緑推機構, 「緑と水の森林基金運営審議会」開催。(平成3年度から基金の運用を本格化することとし, 普及啓発・調査研究・活動基盤整備・国際交流等につき, 公募事業など準備を開始)</p> <p>10.14 第14回全国育樹祭, 山梨県南都留郡鳴沢村の富士桜地区県有林で開催。(テーマ育てよう緑でつなぐ豊かな社会, 参加8,000人)</p> <p>○ (社)国土緑推機構理事長に澄田智氏.</p>
<p>1991 (平成3)</p>	<p>4.23 (財)国際緑化推進センター設立.</p> <p>10.1 林野庁関東東林木育種場を, 「林木育種センター」と改称。(全体の育種場業務を統合する)</p> <p>12.1 (財)日本緑化センター, 初の樹木医認定者76人を発表.</p>	<p>4.28 第2回森と花の祭典ーみどりの感謝祭, 日比谷公園で開催。(~4.29, 参加3万人, 第2回みどりの文化賞に西岡常一(木の文化の継承・発展に貢献), 名誉総裁秋篠宮夫妻初めて出席, 以後恒例. *全国植樹祭・全国育樹祭に並ぶ第3の全国参加型行事と位置づけ)</p> <p>5.26 第42回全国植樹祭, 京都府宇治市・府民ふれあいの森で開催。(テーマ緑でうめたい地球の未来, 樹種北山杉・シダレザクラ, 参加1万6,000人, この回から, 両陛下入場時の全員起立・退席時の万歳三唱・おことばに対する大会会長(衆院議長)の答辞を廃止するなど, 大会運営を一部手直し)</p> <p>7.30 第2回緑の少年団全国大会, 栃木県那須町・那須高原で開催。(~8.1, 参加1,400人)</p> <p>10.6 第15回全国育樹祭, 島根県大田市・三瓶山北の原で開催。(テーマ世界へはばたけ育樹の輪, 参加8,000人)</p> <p>○ (平成3年度) 国土緑推機構, 小学生を対象とした教材『森林のはなし』『みどりのおもしろ発見ノート』, 壁新聞『カベテレくん』を作成・配布.</p> <p>○ 緑と水の森林基金, 12月末現在の募金実績102億4,400万円.</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1992 (平成4)	<p>4.14 初の森林整備事業計画、閣議決定。(森林法に基づく造林・間伐・林道に関する投資計画、平成4年度以降5年間に総額3兆9,000億円)</p> <p>6.2 林野庁、「国有林分収育林事業における「法人の森林」の実施について」通達。</p> <p>6.3 国連環境開発会議(UNCED:地球サミット)、ブラジルのリオデジャネイロで開催。(～6.13, 170カ国参加、「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」「森林に関する原則声明」を採択)</p> <p>6.3 日本樹木医会設立。(会長苅住昇氏、事務局は(財)日本緑化センター内)</p>	<p>4.29 第3回森と花の祭典ーみどりの感謝祭、日比谷公園で開催。(参加2万人、第3回みどりの文化賞は(財)水利科学研究所に授与(森林と水との関わりを社会に広める功績))</p> <p>5.8 郵政省、毎年発行の国土緑化運動の切手として初の「ふるさと切手・福岡版」を発行。(図柄松延堤と砥上岳、ウグイス・ツツジ、41円)</p> <p>5.10 第43回全国植樹祭、福岡県朝倉郡夜須町櫛木の夜須高原で開催。(テーマ好きですこのまちこの緑、樹種スギ・ヤマザクラなど、参加1万5,000人、鳩山邦夫文相、祝辞で県が周辺樹木約4,400本を伐採したことに触れ、「子供たちには雑木が大切、雑木だからといって切ってもいいということにはならない、そういう時代ではない」と批判)</p> <p>7.29 第3回緑の少年団全国大会、福井県大野市六呂師高原で開催。(～7.31、緑の少年団88団体2,200人参加)</p> <p>11.1 第16回全国育樹祭、高知県吾川郡吾北村程野で開催。(テーマふるさと地球の緑発信地、参加6,000人)</p> <p>○ (平成4年度) ダイエー緑化資金による植樹(4地域)、フェリシモの森資金による植林、等を実施。</p>
1993 (平成5)	<p>6.8 林野庁、「皇太子殿下御成婚記念の森造成・整備について」通達。 (①県・市町村で御成婚記念の森整備、②(社)国土緑推機構・栃木県で皇室ゆかりの栃木県那須町に御成婚記念の森を造成、③国・民有林ともに御成婚記念分収林・記念植樹を行う)</p> <p>6.9 徳仁皇太子殿下と小和田雅子さんの結婚の儀。(皇居。*この日休日)</p> <p>11.19 環境基本法公布。</p>	<p>4.25 第44回全国植樹祭、沖縄県糸満市米須(太平洋戦争激戦地跡)で開催。(県は沖縄復帰20周年記念事業と位置づけ、テーマ育てよう地球の緑豊かな未来、樹種リュウキュウマツ・フクギなど、参加1万人。*全国一巡の最後、(森林愛護連盟時代の昭23東京、昭24神奈川、また昭46は広島・島根両県で実施、これを通算すると全国一巡となる)、天皇・皇后両陛下の沖縄訪問は歴代天皇で初めて)</p> <p>4.29 第4回森と花の祭典ーみどりの感謝祭、日比谷公園で開催。(参加2万人、第4回みどりの文化賞は黒沢丈夫群馬県上野村村長(森林と水の守り手、山村を支える(個人)としての功績))</p> <p>7.4 (財)ニッセイ緑の財団設立。(千代田区有楽町1)</p> <p>8.3 第4回緑の少年団全国大会、長野県松本市と安曇村上高地で開催。(～8.5、40都道府県1,500人参加)</p> <p>10.31 第17回全国育樹祭、三重県菰野町の三重県民の</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1994 (平成6)		<p>森で開催。(テーマうるおいとやさしさを伝える豊かな緑, 参加6,000人)</p> <p>○ (平成5年度) ローソン緑化資金による植樹(6箇所)実施。</p> <p>○ (平成5年度) 寄附金附郵便葉書受配金により, 「国民参加の森」の施設整備を実施。</p> <p>4.29 第5回森と花の祭典ーみどりの感謝祭, 東京・日比谷公園で開催。(参加2万人, 第5回緑の文化賞に宮崎県諸塚村(「森林と水の守り手, 山村を支える(団体)」としての功績))</p> <p>5.22 第45回全国植樹祭, 兵庫県美方郡村岡町瀨川平で開催。(全国2巡目の第1回, テーマ森の緑で心の豊かさを, 樹種スギ・トチノキなど, 参加1万2,000人)</p> <p>8.8 第5回緑の少年団全国大会, 三重県阿児町・大王町で開催。(～8.10, 84団体1,500人参加)</p> <p>9.25 第18回全国育樹祭, 石川県河北郡津幡町石川県森林公園で開催。(テーマこの緑育む手と手で豊かな明日, 7,000人参加)</p>
1995 (平成7)	<p>4.1 林野庁, 林業講習所を, 「森林技術総合研修所」と改称。</p> <p>4.1 林野庁, 流域総合間伐対策実施要綱制定。</p> <p>4.27 「緑と水の森林基金」の造成期間一応終了。(昭和63.4から200億円を目標に募金開始, 以後満7年となり, 大蔵省告示による指定寄附金扱いの募金活動は終了, 平成7.4.27現在実績177億4,500万円(目標の88.7%, 内訳: 林野関係87億6,500万円(達成率87.7%), 通産関係89億7,900万円(電気事業連合会など, 達成率89.8%)), 目標達成まで募金は継続。*同時に進められた建設省サイドの「河川整備基金」(目標300億円)は実績259億5,000万円, 達成率86.5%)</p> <p>5.8 緑の募金による森林整備等の</p>	<p>4.29 第6回森と花の祭典ーみどりの感謝祭, 東京・日比谷公園で開催。(快晴で参加3万人, 第6回みどりの文化賞は「草刈り十字軍(足立原貫)」受賞(ボランティア活動による森林づくりに功績))</p> <p>5.21 第46回全国植樹祭, 広島県豊田郡本郷町の県立中央森林公園で開催。(テーマ宇宙から平和が見える森林づくり, 小雨の中1万2,000人参加)</p> <p>7.26 第6回緑の少年団全国大会, 岩手県松尾村の岩手県民の森で開催。(～7.28, 全国緑の少年団連盟・国土緑推機構など共催, 全国から3,200人参加)</p> <p>10.1 第19回全国育樹祭, 滋賀県高島郡今津町・ピラデスト今津で開催。(テーマふるさとにきらめく水とあふれる緑, 参加6,500人)</p> <p>○ 緑の募金法公布に伴い, 平成8年までにすべての都道府県緑推委が法人化。</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
	<p>推進に関する法律(緑の募金法)公布。6.1施行。(毎年一定期間(2.1～5.31及び9.1～10.31)内に限って国民から「緑の募金」の寄附金を募集し、森林整備等の推進に用いる、都道府県緑推・国土緑推機構を募金の実施主体として法定。*緑の羽根募金が、緑の募金として法律に基づく募金制度に生れ変わる、議員立法)</p> <p>6.12 食と農・林・漁と環境の国民運動連絡会(みどり運動連絡会)設立総会。(東京千代田区の憲政記念館で開催、約40の団体・個人が参加、林業関係から国土緑推機構・全森連・林業協会など参加。*連立与党の「みどり議連」の民間版)</p> <p>7.24 林野庁、「水源の森百選」を選定・公表。(平成6.12.14設置の検討委員会(林野庁長官の私的諮問機関、座長筒井迪夫東大名誉教授・委員10人)が、取水源としての利用や森林環境の保健的利用等がなされている水源林で、適切に整備され特筆すべき特徴があるものを、都道府県の推薦に基づき選定) 8.4選定された森林の所有者に、林野庁長官から認定書交付式。(東条会館)</p> <p>10.18 「中央林業団体緑の募金協力会」発足。(中央の林・材関係約60団体で構成、会長須藤徹男日本林業協会会長)</p>	
1996 (平成8)	<p>11.29 森林資源基本計画を閣議決定。(森林区分を、従来の「人工林・天然林」から「育成単層林・育成複層林・天然生林」の3区分に改め、森林の質的充実を目指す)</p>	<p>1.31 国土緑推機構、「緑の募金」のシンボルマーク(一般公募の3,118点から埼玉県川越市青柳謹一氏の作品入選)と、「葉っぱシール」(ブナの葉・カエデの葉のワッペン)発表。</p> <p>2.15 国土緑推機構、「緑の協力員」募集開始。(緑の募金活動をボランティアで支援・協力する有志、登録者には「緑の協力員証」を交付)</p> <p>2.16 第1回「森林と市民を結ぶ全国の集い」開催。(～</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
		<p>2.18, 東京の国立オリンピック記念青少年総合センターで、国土緑推機構・森づくりフォーラムなどの実行委員会主催、全国各地の森林づくりボランティア・グループのネットワーク形成をめざし、全国から850人参加、6テーマ14分科会で意見交換)</p> <p>3.22 「沖縄県民100万本植樹運動」達成記念式典(那覇市).</p> <p>4.12 国土緑推機構、『緑の募金だより』創刊。(春秋の年2回刊)</p> <p>4.22 国土緑推機構、緑の募金のイメージソングCD『愛にかえる日-Naturally』発売。(詞・藤光康知恵(倉敷市), 歌・森口博子, キングレコード, カラオケ付。*歌詞は一般公募, 応募746点中の最優秀作)</p> <p>4.29 第7回森と花の祭典一緑の感謝祭, 日比谷公園で開催。(参加3万人, 第7回みどりの文化賞は高橋延清氏に(持続的な森林経営をめざす森林づくりに功績))</p> <p>4.- 石川県の「百万本ケヤキ植栽運動」スタート。(中山間地域の耕作放棄地などに平成8年から10年間に117万県民1人1本植栽を目標)</p> <p>5.19 第47回全国植樹祭, 東京都の山の森会場<small>ひのはら</small>(檜原村数馬・都民の森, 2,700人)・街の森会場(江東区辰巳の森海浜公園, 5,000人)・海上の森会場(江東区青海2丁目の中央防波堤内側の埋立地, 4,300人)の3会場で開催。(テーマ森がささえるくらし都市がはくぐむ緑-東京森隣生活, 快晴の下計1万2,000人参加, 宇宙衛星を利用し三元中継で3会場同時進行, 両陛下は街・海の2会場に出席)</p> <p>7.30 第7回緑の少年団全国大会, 広島県吉和村・県立もみのき森林公園などで開催。(参加1,500人)</p> <p>8.1 国土緑推機構, インターネット上に「緑の募金」のホームページを開設。</p> <p>10.13 第20回全国育樹祭, 栃木県矢板市の県民の森で開催。(テーマふるさとの緑が育む人・未来, 参加8,000人)</p> <p>○ 「緑の募金」開始。(緑の募金の初年度)</p> <p>○ (平成8年度)「グリーンボランティアの登録事業」を開始。(一般市民が自ら森林整備に参加するグリーンボランティアを登録する事業を, 地方緑推に委託して実施)</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1997 (平成9)	<p>2.3 林野庁，花粉の少ないスギ15品種を選抜したと発表。</p> <p>4.1 林野庁，森林保全整備事業実施要綱・森林環境整備事業実施要綱，各制定。</p> <p>6.4 河川法改正公布。（「樹林帯制度」創設）</p> <p>6.13 環境影響評価法公布。</p> <p>6.- NTT，インターネット・ホームページ「森の贈り物」開設。（林野庁・MORIMORIネットワーク・国土緑推機構が取材協力，http://www.wnn.or.jp/wnn-f）</p> <p>12.1 地球温暖化防止京都会議開催。（～12.12，京都市，二酸化炭素の吸収源として森林が位置づけられる）</p> <p>12.18 林政審議会，「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」答申。</p> <p>12.19 第2次森林整備計画を閣議決定。（平成9～平成15年度までの7年間の計画，総投資額5兆3,800億円）</p>	<p>4.29 第8回森と花の祭典ーみどりの感謝祭，日比谷公園で開催。（参加3万人，第8回みどりの文化賞は「明治神宮の森」に授与（緑豊かな国土と新しい森林文化の創造に貢献））</p> <p>5.16 郵政省，「国土緑化運動」の記念切手（蔵王のお釜とミヤギノハギ，50円）2,500万枚発行。</p> <p>5.18 第48回全国植樹祭，宮城県白石市の国立南蔵王青少年野営場で開催。（テーマ森づくり大地に託す夢・未来，快晴の下1万2,000人参加）</p> <p>7.29 第8回緑の少年団全国大会，福岡県久留米市・八女郡黒木町で開催。（～7.31，全国から1,500人参加）</p> <p>9.27 第21回全国育樹祭，青森県平内町の青森県林業試験場・夜越山森林公園・青森市で開催。（～9.28）</p>
1998 (平成10)	<p>3.25 特定非営利活動促進法（NPO法）公布。</p> <p>10.9 地球温暖化対策の推進に関する法律公布。</p> <p>10.19 国有林野事業改革特別措置法公布。</p> <p>12.25 林野庁，初の国有林野の「管理経営基本計画」決定。</p>	<p>4.29 第9回森と花の祭典ーみどりの感謝祭，日比谷公園で開催。（第9回みどりの文化賞は，「えりも岬の緑を守る会」受賞（海を蘇らせた森林づくりに貢献））</p> <p>4.- 国土緑推機構，「緑の相談室（グリーンダイアル）」を開設。（フリーダイアル0120-110381）</p> <p>5.10 第49回全国植樹祭，群馬県沼田市・川場村・県立森林公園で開催。（テーマ聞こえますか森の声，参加1万7,500人）</p> <p>8.21 国土緑推機構，「21世紀における国土緑化運動」の検討結果を発表。</p> <p>10.3 第22回全国育樹祭，鳥取市・とっとり出合いの森と，西伯郡大山町赤松で開催。（～10.4，テーマ汗の育樹にかがやく未来，参加7,000人）</p>

年	一般・国土緑化政策等	国土緑化の運動
1999 (平成11)	<p>3.1 林野庁の国有林部門の組織再編施行。(林野庁国有林部―森林管理局―森林管理署体制スタート)</p> <p>6.11 森林開発公団法改正公布。(「緑資源公団法」と改題) 10.1 発足。</p> <p>7.5 小淵恵三首相, 中国の植林活動を支援するため100億円規模の基金設置構想を発表。</p> <p>7.16 農林水産省設置法公布。(平13.1.6施行, 省の所掌事務に「国土緑化の推進に関すること」を規定)</p> <p>11.19 日中両国政府, 「日中民間緑化協力委員会」を設置し, 同委員会の事務局としてわが国に「日中緑化交流基金」を設置して日本の民間団体等による中国への植林緑化事業に助成する国際約束(交換公文)を締結。</p>	<p>4.29 第10回みどりの感謝祭, 日比谷公園で開催。(第10回みどりの文化賞は, 筒井迪夫東大名誉教授受賞(森林文化の新たな展開に貢献))</p> <p>5.30 第50回全国植樹祭, 静岡県田方郡天城湯ヶ島町・新天城高原と新天城ドームで開催。(テーマ未来のあなたへ緑の風おくります, 参加1万2,000人)</p> <p>8.15 国土緑推機構主催, 緑の少年団の第1回海外研修を実施。(～8.21, カナダ, アルバータ州青少年森林警備隊と交流など, 日本から59人が参加)</p> <p>10.30 第23回全国育樹祭, 大阪府堺市の大仙公園(お手入れ行事)・岸和田市の蜻蛉池公園(式典)で開催。(～10.31, テーマ「育てよう街がやわらぐ緑の樹」, 皇太子夫妻ら7,500人参加)</p> <p>11.26 国土緑推機構臨時総会, 定款変更。(機構の事業に「日中民間緑化協力委員会に対する支援」を加え, 理事2名を増員)</p>
2000 (平成12)	<p>10.8 日中緑化交流基金, 中国北京市昌平区において, 日中民間緑化協力委員会資金による事業の発足を記念し, 「日中緑化協力記念林造成式典」を中国緑化基金会と共同開催。</p>	<p>4.23 第51回全国植樹祭, 大分県大野町の県民の森で開催, テーマ「2000年豊かな国の森づくり」。</p> <p>4.29 第11回みどりの感謝祭, 日比谷公園で開催。(第11回みどりの文化賞は「ゴルファーの緑化促進協力会」に。国土緑化運動50周年記念事業の1として「子供たちに贈る緑の本50冊」を発表, 寄贈)</p> <p>8.30 国土緑推機構, 国土緑化運動50周年記念式典を東京都港区・虎ノ門パストラルで開催, 田中正則専務理事が50年間の歩みを報告した後, 緑化運動功労者に感謝状を贈呈。</p> <p>9.17 第24回全国育樹祭, 福島県猪苗代町で開催, テーマ「ふるさとの大地に広がれ緑の輪」。</p>

第2章

主要規程・要綱類

1. 通 則

●社団法人 国土緑化推進機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 国土緑化推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国土緑化運動を推進することにより、森林資源の造成、国土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化をはかり、もって文化日本の発展に寄与すること及び国際貢献を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 植樹行事及び国土緑化大会の開催
- (2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進並びに緑の募金による寄附金及び都道府県緑化推進委員会（法第5条第2項の都道府県緑化委員会をいう。以下「推進委」という。）から交付される寄附金の管理

(3) 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者等に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び森林整備等に関する調査及び研究

(4) 推進委相互の連絡及び業務の調整、推進委に対する指導及び助言並びに推進委の業務に関する情報又は資料の収集及び提供

(5) 日中間緑化協力委員会の設置に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文により設置される日中間緑化協力委員会に対する支援

(6) 「緑と森の森林基金」による森林資源の整備、利用等及び森林資源の整備を通じた水資源のかん養等に関する総合的な調査研究、普及啓発等並びにこれらに対する助成

(7) 国土緑化の普及宣伝に関する事業

(8) 会員相互の連絡を図るため機関誌その他資料の発行

(9) その他この法人の目的達成に必要な事業（業務方法書）

第5条 前条第6号に規定する事業の実施のため、緑と水の森林基金（以下、「基金」という。）の造成、管理及び運用に関する事項について業務方法書を定めるものとする。

2 業務方法書は、総会の議決を経て、農林水産大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

国土緑化運動を推進する団体又は個人であつて会費をおさめる者

(2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同する団体又は個人であつて賛助会費をおさめる者及びこの事業に協力する者

(3) 名誉会員

この法人に対し、特に功労のある者

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 名誉会員は、理事長が推せんし、総会の承認を得るものとする。

(会 費)

第8条 会費は、総会において決める。

2 賛助会費は、理事会において決める。

(資格喪失)

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 禁治産又は準禁治産の宣告

(3) 死亡、失そう宣告又は解散

(4) 除名

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、理由を附して、理事長に退会届けを提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合には理事長は、その総会の日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 会費を2年間滞納したとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

(既納会費の不返還)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

第4章 会長、最高顧問、名誉会長役員、顧問及び職員

(会長及び最高顧問)

第13条 この法人に会長及び最高顧問を置く。

2 会長は、名誉職とし、衆議院議長を推戴する。

3 最高顧問は、名誉職とし、参議院議長を推戴する。

(特別顧問)

第14条 この法人に特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、名誉職とし、第4条第5号に關し功績のあった者を理事会の議を経て推戴する。

(役員の数)

第15条 この法人に次の役員を置く。

理 事 45名以上、50名以内

監 事 3名

2 理事のうち理事長、副理事長及び専務理事はおのおの1名とし、常務理事は4名とする。

(役員の特任)

第16条 理事は、次の各号に定める者を充てる。

(1) 正会員の中から総会において選任された者

(2) 正会員以外の者であつて総会の承認を受けた者。ただし、10名以内とする。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから互選する。

3 監事は、正会員のうちから総会において選任された者を充てる。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、

それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員の仕事)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、理事長及び副理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、専務理事を補佐して、この法人の業務を執行する。

5 理事は、理事会を組織し、総会の議決に従い会務を処理する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第18条 この法人の役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了でも、後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中でも総会の議決により理事長がこれを解任することができる。

(役員の仕事)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決を経て報酬を受けることができる。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に答え、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(事務局)

第21条 この法人に事務局を置く。

2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が別に定める。

3 職員の任免は、理事長が行う。

第5章 会議

(総会の招集)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、民法59条第4項の規定により監事が召集する場合のぞき、理事長がこれを召集する。

2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 正会員の3分の1以上から総会の請求があったとき

(3) 監事が必要と認めたとき

4 前項第2号の場合において、請求のあった日から20日以内に召集しなければならない。

(総会の構成員)

第23条 総会は、正会員で構成し、議決権は、おのおの1個とする。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長とする。ただし、第22条第3項第2号及び第3号の臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会の通知)

第25条 総会の召集は、少なくとも10日前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第26条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 財産目録及び貸借対照表

(5) その他理事会において必要と認めた事項
(総会の議決方法)

第27条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員現在数の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(書面又は代理人による議決)

第28条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

2 第1項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 総会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

(理事会)

第30条 理事長は、次の場合に理事会を召集する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
 - (2) 理事現在数の2分の1以上から請求があったとき
- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に定めるもののほか、次の事項については理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の召集及び総会に附議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 諸規程の制定、改廃に関すること
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(準用)

第32条 第27条、第28条及び第29条の規定は、理事会において準用する。

第6章 緑の募金

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じ、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(組織)

第34条 運営協議会は委員10人以上15人以内で組織する。

2 委員は森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総理する。

3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。

4 運営協議会会長に事故があるときは、委員のうち、運営協議会会長のあらかじめ定める者がその職務を代行し、運営協議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委任)

第36条 この章に規定するものの外、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 緑と水の森林基金

(基金の設置)

第37条 この法人に、次の各号に掲げる事業の経費に充てるため、基金を設ける。

- (1) 森林資源の整備、利用等に関する総合的な調査研究、普及啓発等の事業及びこれらに対する助成
- (2) 森林資源の整備を通じた水資源のかん養及び産業的利用等に関する調査研究、普及啓発等の事業並びにこれらに対する助成
- (3) その他前各号に掲げる事業に附帯する事業

(審議会の設置)

第38条 この法人に、毎事業年度の基金の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他基金の運営に関する重要事項を審議する機関として、緑と水の森林基金運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第39条 審議会は、委員10人以上20人以内で組織する。

- 2 委員は森林資源の整備・利用及び水資源の利用等に関して識見を有する者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、その任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(審議会会長)

第40条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 審議会会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 審議会の議長は、審議会会長がこれに当たる。
- 4 審議会会長に事故があるときは、委員のうち、審議会会長のあらかじめ定める者がその職務を代行し、審議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委任)

第41条 この章に規定するものの外、審議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初国土緑化推進委員会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) 国その他の助成金
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

- 2 緑の募金に係る経理は、特別の勘定を設けて他の経理と区別して行うものとする。
- 3 基金は、基金に充てることを指定して寄附された財産及び審議会の同意を経て理事会及び総会で基金に繰り入れることを議決した財産をもって構成する。
- 4 基金に係る経理は、特別の勘定を設けて他の経理と区別して行うものとする。
- 5 基金のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。
- 6 基金は、審議会の同意を経て、かつ、農林水産大臣及び通商産業大臣の承認を得なければ、これを処分し、又は、担保に供することができない。

(経費の支弁方法)

第44条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第45条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、総会の議決を得、かつ、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第46条 理事長は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、基金に係る部分については審議会の議を経た後、理事会及び総会の議決を経て、農林水産大臣(基金に係る部分については、農林水産大臣及び通商産業大臣。以下、次条及び第50条において同じ。)に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、基金に係る部分については審議会の承認を得た後、理事会及び総会の承認を得て、農林水産大臣に報告しなければならない。

(義務の負担等)

第48条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担(借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。))をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終る。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、理事会及び総会においておのおの3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

この場合において、緑の募金に係る部分については理事会及び総会の議決に先立って運営協議会の意見を聴き、基金に係る部分については理事会及び総会の議決に先立って審議会の議を経なければならない。

(解散)

第51条 この法人の解散は、理事会及び総会においておのおの4分の3以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 解散に当たっては、あらかじめ第43条第6項に規定する手続きを経て、基金のうち所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき大蔵大臣が指定した寄附金により造成された部分については国に寄附し、その他の部分についてはこの法人と類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

(残余財産)

第52条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

附 則 (最終改正)

この変更規定は、農林水産大臣の認可のあった日(平成12年9月28日)から施行する。

●社団法人 国土緑化推進機構事業運営要綱

昭和42年8月2日 制定

平成7年11月20日 一部改正

第1章 総 則

第1条 社団法人国土緑化推進機構(以下「機構」という。)の定款第4条に規定する事業の運営は、この要綱の定めるところにより行なうものとする。

第2条 機構は、前条の規定に基づき事業を実施するにあたり、関係官公庁、学校および関係団体との連携を緊密に行なうものとする。

第2章 植樹行事および国土緑化大会の開催

第3条 植樹行事および国土緑化大会（以下「全国植樹祭」という。）は、緑化運動における中心的な全国行事として、両陛下の行幸啓を仰ぎ、毎年これを行うものとする。

全国植樹祭を開催する都道府県は会長の承認をえて、理事会が決定するものとする。

第3条の2 全国育樹祭は、国土緑化運動の一環として、毎年これを全国行事として行うものとする。

第4条 全国植樹祭の開催および運営は、次の各号に定めるほか、別に定める全国植樹祭運営要領による。

1. 全国植樹祭の開催は、原則として機構と当該都道府県との共催により行う。
2. 全国植樹祭の大会長は機構の会長とし、副大会長は原則として当該都道府県知事、機構の理事長および緑化推進委員会（又はこれに相当する団体。以下同じ。）の長とする。
3. 全国植樹祭の円滑な運営を図るため、機構に全国植樹祭特別委員会を、当該都道府県に実行本部をそれぞれ設ける。

第4条の2 全国育樹祭の開催および運営は、次の各号に定めるほか、別に定める全国育樹祭運営要領による。

1. 全国育樹祭の開催は、原則として、機構と当該都道府県との共催により行なう。
2. 全国育樹祭の大会長は、機構の最高顧問である参議院議長とする。

第3章 緑の募金運動の推進

第5条 「緑の募金」運動は、国土緑化への国民の自発的な協力を促進助長するとともに「国民参加の森林づくり」に資するため、募金のみならず時間と労力の提供あるいは募金活動への参加協力等、より多くの国民の善意を結集し、「緑のボランティア文化社会」実現を期して、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）に基づき実施するものとする。

第6条 「緑の募金」の実施に当たっては、次の各号に定めるもののほか別に定めるところによるものとする。

1. 緑の募金に対する理解を広め、都道府県緑化推進委員会とともにこれを一大国民運動として実施する。
2. 国民運動の円滑な推進を図るため毎年度運動方針を定めるとともに目標、用途等につき、国民に対して積極的情報提供を行う。
3. 寄付金の管理及び経理を厳正に行うとともに募金の成果及び用途を公表する。
4. 交付金の交付に当たっては、緑の募金の健全な発展を確保するため、公正、透明性の確保に努める。
5. 緑の募金によって行う森林整備等各種事業については効果的に実施する。

第4章 国土緑化の普及宣伝その他の事業

第7条 機構は、国土緑化の普及宣伝その他の事業として、次の事業を行なうものとする。

1. 機関誌「国土緑化」の刊行
2. 緑化ポスターの原画募集と作成配布
3. 学校植林・環境緑化コンクールの実施
4. 植栽樹手入運動の推進
5. 市民緑化活動、森林愛護運動、記念植樹等の推進
6. 国土緑化の普及徹底をはかるために行なう各種事業で、第2章および第3章に掲げる以外の事業
7. その他、緑化運動に関する広報宣伝活動

第5章 相談役および参与の委嘱

第8条 理事長は、この要綱に定める事業を円滑に実施するため、相談役および参与を置くことができる。

第9条 相談役および参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第10条 相談役および参与は、この要綱に定める事業の運営に参画し、協力するものとする。

2. 全国植樹祭・全国育樹祭

●全国植樹祭運営要領

社団法人 国土緑化推進機構（以下「機構」という。）事業運営要綱第4条に基づく植樹行事および国土緑化大会（以下「全国植樹祭」という。）の開催運営に関しては、機構の定款および機構事業運営要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1. 開催の趣旨

全国植樹祭は幅広い国民運動としての国土緑化運動の一環として行なわれるものであり、この趣旨に添うよう十分配慮するとともに、国民的要望、開催地の都道府県（以下「開催県」という。）の県民の意向等を参酌して、計画、実施するものとする。

2. 開催の順序

全国植樹祭は原則として下表のとおり東・中・西にわけて開催するものとする。

地域	地区	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北 関東	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 東京・神奈川
中	中部	新潟・長野・山梨・静岡・愛知・ 岐阜・福井・石井・富山
	近畿	三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・ 奈良・和歌山
西	中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
	四国	香川・徳島・愛媛・高知
	九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・ 宮崎・鹿児島・沖縄

3. 開催の申出

全国植樹祭の開催を希望する都道府県知事は、当該都道府県緑化推進委員会との連名による書面をもって機構会長に申し出るものとする。

書面の提出は開催年の4年前の5月末日までにするものとする。

4. 開催県の決定および内定

機構理事会は、全国植樹祭の開催県を開催年の3年前の12月末日までに決定するものとする。

なお、必要があると認める場合は決定に先立って開催県を内定することができる。

5. テーマ

開催県は、全国植樹祭の開催に当たって、機構と協議のうえ、開催の時期、開催の場所、県民の意向、県政の方針等を考慮して、全国植樹祭のテーマを定めるものとする。

6. 開催の効果

開催県は全国植樹祭の開催を契機として、国土緑化思想の高揚を図るため、開催地域、開催年次だけの催しとすることなく緑化運動の連続性および教育的効果を発揮しうよう配慮するものとする。

7. 回数および時期

全国植樹祭の開催は原則として年1回とし、時期は開催地の植樹時期を勘案して定めるものとする。

8. 会場

開催県は、機構と協議のうえ会場を選定するものとする。

会場の選定に当たっては交通、宿泊人員、規模等を考慮し、会場の造成に当たっては、極力原地形を有効に利用し、やむを得ず地形の変形を行う場合でも、その面積は最小限度にとどめるよう配慮するものとする。

なお、現地の状況によっては、植樹地の分散、会場と植樹地の分離等についても考慮するものとする。

9. 参加人員および参加範囲

参加人員は会場の広さ、交通機関の条件等によって定めるものとし、参加範囲は全国植樹祭の目的、性格に適する範囲とするものとする。

10. 施設の設置

全国植樹祭の開催に必要な諸施設の設置については、極力既存の施設の利用を考慮し、新設

に当っては単一目的、短期利用のものではできるだけ避け、多目的長期的利用可能なものを設置するよう配慮するものとする。

11. 開催の経費

全国植樹祭の開催に当っては全国植樹祭の性格、目的にてらし質素に行うこととし、経費の節減につとめるものとする。

12. 安 全

開催に当っては輸送の安全、荒天の際の準備等について、充分配慮するものとする。

13. 全国植樹祭特別委員会

全国植樹祭特別委員会の委員は、機構会長が委嘱するものとする。

全国植樹祭特別委員会の議長は機構理事長とする。

14. 標 章

全国植樹祭の標章には、機構の会旗を用いることとし、全国植樹祭開催当日、国旗、県旗とともに掲揚するものとする。

全国植樹祭の標章は、全国植樹祭終了後、速やかに次回開催県に引き継ぐものとする。

15. 雑 則

この要領に定めるもののほか、開催について必要な事項については、機構と開催県が協議して定める。

16. 附 則

この要領は昭和48年9月1日より施行し、第26回全国植樹祭から適用する。(第25回全国植樹祭においても可能な限り、この要領に準じて行うものとする。)

現行の要領(昭和44年7月24日理事会決定)は廃止する。

●全国育樹祭運営要領

全国育樹祭の開催、運営に関しては社団法人国土緑化推進機構(以下「機構」という。)の定款および機構事業運営要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1. 開催の趣旨

全国育樹祭は、幅広い国民運動としての国土緑化運動の一環として行い、活力ある緑の造成気運を高め、次代への連帯性を深めることとする。

全国育樹祭の計画、実施に当っては、国民的要望、開催地の都道府県(以下「開催県」という。)民の意向等を参酌するものとする。

2. 開催の主体

全国育樹祭の開催は、機構と開催県の共催とし、育樹祭の大会長は、機構の最高顧問である参議院議長とする。

3. 開催の申出

全国育樹祭の開催を希望する都道府県知事は、当該都道府県緑化推進委員会長との連名による書面をもって機構理事長に申し出るものとする。

書面の提出は、開催前年の3月末日までにするものとする。

4. 開催県の決定

機構の理事会は、全国育樹祭の開催県を開催前年の8月末日までに決定するものとする。

5. テ ー マ

開催県は、全国育樹祭の開催に当って、機構と協議のうえ、開催の場所、県民の意向、県政の方針等を考慮して、全国育樹祭のテーマを定めるものとする。

6. 開催の時期

開催の時期は、原則として秋季とし、開催県は機構と協議のうえ開催月日を決定するものとする。

7. 会 場

開催県は、機構と協議のうえ会場を選定するものとする。

会場は、全国植樹祭地または開催県内において緑化運動を推進するのに適当な場所とし、交通、宿泊、人員、規模等を考慮して選定するものとする。

8. 参加人員および参加範囲

参加人員は、会場の広さ、宿泊、交通等を考

慮して定めるものとし、参加範囲は、全国育樹祭の目的、性格に適する範囲とする。

9. 開催の経費

全国育樹祭の開催に当っては、質素に行うこととし、経費の節減につとめるものとする。

10. 標章

全国育樹祭の標章には、機構の会旗を用いることとし、全国育樹祭開催当日、国旗、県旗とともに掲揚するものとする。

11. 雑則

この要領に定めるもののほか、開催について必要な事項については、機構と開催県が協議して定める。

12. 附則

(1) この要領は、昭和52年8月26日より施行するものとする。

(2) 経過措置

昭和52年開催する県は、3、4項の措置が既に実施されたものとみなし大分県とする。

昭和53年開催する県の3項による申出期限は、昭和52年12月末日とし、4項による決定は昭和53年3月末日とする。

3. 緑の少年団

●全国緑の少年団連盟規約

(名称)

第1条 この会は、全国緑の少年団連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(事務所)

第2条 連盟の事務所は東京都千代田区平河町2-7 社団法人国土緑化推進機構内におく。

(目的)

第3条 連盟は、緑の少年団を育成し、その活動の促進を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次

の事業を行う。

(1) 緑の少年団相互の親善、交流および情報交換

(2) 緑の少年団関係の諸大会の開催および海外交流

(3) 緑の少年団指導者の養成および研修

(4) 緑の少年団の育成および指導

(5) 緑の少年団運動の普及および活動等に必要
な用品の調整・斡旋

(6) 緑の少年団安全会の管理・運営

(7) その他前条の目的を達成するために必要な
事項

(会 員)

第5条 連盟の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

第1種会員 都道府県の緑の少年団の連合体
(以下「都道府県連盟」という。)及び緑の少年
団で、連盟に加盟登録されたもの

第2種会員 都道府県の緑の少年団育成会の
連合体、国土緑化推進機構、都道府県緑化
推進委員会等緑の少年団の育成及び活動に
参加・協力する団体

(2) 賛助会員 連盟の活動に賛同する団体、企
業、個人

(加 入)

第6条 連盟に加入しようとするものは、所定の
申込書を会長に提出し、正会員は理事会の承認
を得て加盟登録され、賛助会員は会長が承認す
ることによってその効力を生ずる。

(会 費)

第7条 会員は、總會において決められた会費を
納めるものとする。

(退 会)

第8条 連盟を退会しようとする会員は、理由を
付して退会届けを会長に提出することとし、退
会届けを受理した会長は、理事会にその旨を報
告しなければならない。

2 会員が、連盟の名誉を傷つけ、または目的に
反する行為があったときは会長はその旨を理事

会に諮り、その議決を経て除名することができる。

- 3 退会または除名された会員は、すでに納入した会費の返還を求めることはできない。

(役員)

第9条 連盟に、次の役員をおく。

会長 1名
副会長 2名
理事 若干名
監事 2名

(役員を選任)

第10条 理事および監事は、総会において選任し、会長、副会長は理事の互選によって決定する。ただし、副会長のうち1名は国土緑化推進機構事務局長をあてる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員職務)

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し連盟の運営を総理する。
- (2) 副会長は、会員を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ指名した順によりその職務を代理する。
- (3) 理事は、規約および総会の議決に基づき業務を執行する。
- (4) 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問および相談役)

第13条 連盟に顧問および相談役をおくことができる。

- 2 顧問および相談役は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問および相談役は、会長の諮問に応ずる。

(総会)

第14条 総会は、正会員をもって構成し、毎年1

回会長がこれを招集する。

但し、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、会員の3分の1の出席をもって成立する。

- 3 総会の議長は、総会において出席会員の中から選任する。

- 4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、本連盟規約の改廃については、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

- 5 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 規約の変更
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第16条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、理事の2分の1の出席をもって成立する。

- 3 理事会の議決は、第14条第4項本文を準用する。

- 4 会長が、必要と認めるときは、理事以外の特定の都道府県連盟の役員その他の出席を要請することができる。

(ブロック協議会)

第17条 連盟に、地方的な事項を検討・処理するため、ブロック協議会を設けることができる。

- 2 ブロックは、北海道・東北、関東、中部・北陸、近畿、中国・四国、九州の6ブロックとする。

(経費)

第18条 連盟の経費は、会費・助成金・寄附金お

よびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第19条 連盟の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年の6月30日までとする。

(事務局)

第20条 連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名、その他の職員若干名を置く。

3 事務局その他の職員は、会長が委嘱する。

(その他)

第21条 この規約に定めたもののほか、連盟の運営上必要なことは、理事会にはかって、会長が別に定める。

(附 則)

1 本規約は、平成元年12月19日から施行する。

2 設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立の日から平成2年6月30日までとする。

3 設立時の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成2年6月30日までとする。

●緑の少年団安全会々則(昭和55年5月1日制定)

第1条 (名称及び所在地)

本会は、緑の少年団安全会(以下「本会」という。)と称し、事務所を社団法人国土緑化推進機構(以下「機構」という)内に置く。

第2条 (目的)

本会は、緑の少年団(以下「団」という。)活動が円滑に運営され健全に発展するために、団活動中の災害防止並びに補償の対策を講ずることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 災害補償制度の企画、審議及び運営事務
- (2) 団活動の災害防止のための諸施策の調査、立案、審議

- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業
2. 前項第1号の災害補償制度の対象とする団活動の種類及び補償額は細則にこれを定める。

第4条 (会 員)

本会の会員は、団加盟者で機構が保管する会員名簿に掲載してある会員とする。

第5条 (会 費)

本会を組織する会員は細則に規定する会費を本会に納入する。

第6条 (運営委員会)

本会は事業の適正な運営をはかるため、運営委員会を設置し、次の各号について検討調査する。

- (1) 事業の運営のための財政に関する事項
- (2) 本規定の改廃並びに疑義の解決に関する事項
- (3) 細則に規定する災害補償金請求に関する審査及び苦情の処理に関する事項
- (4) その他事業の運営に必要な事項

第7条 (運営委員会の構成)

運営委員会の構成は、5名以上10名までの委員をもって構成し、委員の互選にて委員長1名を選任する。

第8条 (委員の資格及び任期)

運営委員会の委員は、国土緑化推進機構の理事より互選されたもの及び会員をもってこれに充て、任期は2年とし、再任は妨げない。

第9条 (運営委員会の開催)

運営委員会は必要に応じ委員長がこれを招集する。

第10条 (細 則)

本会の運営に関し別に細則を定めることができる。

●緑の少年団団則(ひな形)

(名称)

第1条 この団は、〇〇緑の少年団と称する。

(目的)

第2条 この団は、緑に親しみ、緑を愛し、これを育てつつ、健全な心身を養い、互いに力を合

わせて社会のために役立つ自主的な活動をする
ことを目的とする。

(組織)

第3条 この団の団員は、前条の目的に賛同する
〇〇学校(又は〇〇地域)の児童・生徒であつ
て、団員にふさわしい者とする。

(活動)

第4条 (1) 緑を通した野外における自然の学習
(2) 緑を愛護し守り育てるため必要な実
践行動
(3) 緑を中心とした団体によるレクリエ
ーション
(4) その他目的を果たすためにみんなで
決めたこと

(役員)

第5条 この団に次の役員を置き、役員は総会で
選任する。役員の任期は1年とする。ただし、
再任されることができる。

団長1名、副団長〇名以内、指導者〇名、隊
長〇名以内、班長〇名以内

(役員の仕事)

第6条 団長は団をまとめ、会議の議長となり、
団を代表する。

副団長は団長を助ける。

指導者は団の活動計画の立案、実施の指導、
団の会計、庶務の事務にあたる。

隊長は隊をまとめる。

班長は班をまとめる。

(事務局)

第7条 この団の事務局を〇〇におく。

(会議)

第8条 会議は総会および役員会とする。

(1) 総会は年1回〇月に開催する。ただし必要
に応じて臨時に開催することができる。

(2) 役員会は、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 この会の経費は、会費・補助金・寄附金を
もってあてる。会費は年間1人〇〇円とする。

(簿冊)

第10条 団の簿冊は次のとおりとする。

(1) 団運営及び計画

(2) 団 則

(3) 団員・役員名簿

(4) 会計帳簿

(5) 供用品台帳

(6) その他必要な簿冊

(服装・装備)

第11条 団員は活動時には団が別に定める制服・
装備を着用する。

(附則)

この団則は昭和〇年〇月〇日から施行する。

4. 緑の募金

●緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

(平成7年5月8日法律第88号)

目 次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 都道府県緑化推進委員会(第5条—第
12条)

第3章 国土緑化推進機構(第13条—第15条)

第4章 緑の募金(第16条—第23条)

第5章 雑則(第24条—第26条)

附 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、緑の募金の健全な発展を
図るために必要な措置を定めること等により、
国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の
団体(以下「国民」と総称する。)が行う森林
整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、
もって我が国における森林の整備及び緑化の
推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資
することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「森林整備等」とは、

次の各号に掲げる活動をいう。

- 一 森林の整備
 - 二 緑化の推進
 - 三 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力
- 2 この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいう。

(基本理念)

第3条 森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

(啓発活動)

第4条 国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2章 都道府県緑化推進委員会

(指定等)

第5条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「都道府県緑化推進委員会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 都道府県推進委員会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あ

らかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第6条 都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。
- 二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行うこと。
- 三 森林整備等の事業を行うこと。
- 四 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運営協議会)

第7条 都道府県緑化推進委員会は、運営協議会を置くものとする。

- 2 運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
- 3 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(事業計画書等)

第8条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第9条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(改善命令)

第10条 都道府県知事は、第6条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第11条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第12条 前条第1項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第3章 国土緑化推進機構

(指 定)

第13条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第34条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業 務)

第14条 前条の指定を受けた者（以下「国土緑化推進機構」という。）は、緑の募金による寄附金及び第18条第1項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第18条第1項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。

四 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

五 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。

六 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(準 用)

第15条 第5条第2項から第4項まで及び第7条から第12条までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第5条第2項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「前項」とあるのは「第13条」と、同条第3項及び第4項、第7条第3項並びに第8条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第9条中「寄附金」とあるのは「寄附金及び第18条第1項の規定により交付される寄附金」と、第10条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第6条」とあるのは「第14条」と、第11条第1項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第5条第1項」とあるのは「第13条」と、同項第1号中「第6条」とあるのは「第14条」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

第4章 緑の募金

(緑の募金の性格)

第16条 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(意見の聴取)

第17条 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行おうとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

(寄附金の使途)

第18条 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第6条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。

3 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第1項の規定により交付された寄附金を第14条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。

(計画の公告及び届出)

第19条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第7条第1項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

第20条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第6条第2号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号（同条第2号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第18

条第2項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第7条第1項の運営協議会の意見を聴かなければならない。
(結果の公告及び届出)

第21条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度に行った緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第6条第2号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号（同条第2号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てた当該寄附金の額及び第18条第2項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)

第22条 前3条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第19条中「第7条第1項」とあるのは「第15条において準用する第7条第1項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第20条中「緑の募金による寄附金に係る第6条第2号」あるのは「緑の募金による寄附金又は第18条第1項の規定により交付された寄附金に係る第14条第2号」と、「当該寄附金の額及び第18条第2項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「第7条第1項」とあるのは「第15条において準用する第7条第1項」と、第21条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第6条第2号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第18条第1項の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第14条第2号」と、「当該寄附金の額及び第18条第2項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道

府県知事」あるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第23条 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。

第5章 雑 則

(報告及び検査)

第24条 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に対して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

第25条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰 則)

第26条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条（第22条において準用する場合を含む。）の規定による公告又は届出をしなかった者
- 二 第21条（第22条において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者
- 三 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 2 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、平成7年6月1日から施行する。

●緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則

(平成七年五月三十日農林水産省令第三十四号)

(緑の募金の期間)

第一条 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の規定による緑の募金の実施期間は、農林水産省告示で定める。

(都道府県緑化推進委員会の指定の申請)

第二条 第五条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 登記簿の謄本
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 五 法第六条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 六 法第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

(都道府県緑化推進委員会の事業計画書等の提出)

第三条 法第八条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始後二月

以内に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、事業年度開始後二月以内に緑の募金を実施する都道府県緑化推進委員会にあっては、当該緑の募金の実施期間前に行わなければならない。

2 法第八条第二項に規定する事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

（国土緑化推進機構による助成を受けることが適当な者の要件）

第四条 法第十四条第二号の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 二以上の都道府県にわたる広域的な見地から森林の整備若しくは緑化の推進の事業を行う者又は当該事業を行う者に対して助成をする者であること。

二 森林の整備若しくは緑化の推進に係る国際協力を行う者又は当該国際協力を行う者に対して助成をする者であること。

（国土緑化推進機構が行うことができる適当な事業の要件）

第五条 法第十四条第三号の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 全国的な見地から行う森林の整備又は緑化の推進の事業であること。

二 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力の事業であること。

（国土緑化推進機構への寄附金の一部の交付）

第六条 法第十八条第一項に規定する寄附金の一部の交付は、緑の募金の実施期間終了後に、国土緑化推進機構と各都道府県緑化推進委員会とが協議して定める額を、当該都道府県緑化推進委員会が国土緑化推進機構に交付して行うものとする。

（都道府県緑化推進委員会の寄附金の使途の例外）

第七条 法第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途は、次のとおりとする。

一 当該都道府県の区域内の住民と当該都道府県の区域外の住民との友好関係の増進を目的とする森林整備等を行う者又は当該森林整備等を行う者に対して助成する者に対して交付金の交付を行うことに要する経費に充てること。

二 前項に規定する森林整備等の事業を行う経費に充てること。

（準用）

第八条 第二条及び第三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第二条の見出し中「都道府県緑化推進委員会」とあるのは「国土緑化推進機構」と、同条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十三条」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第二項第五号及び第六号中「法第六条各号」とあるのは、「法第十四条各号」と、第三条の見出し中「都道府県緑化推進委員会」とあるのは、「国土緑化推進機構」と、同条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十五条において準用する法第八条第一項」と、「都道府県緑化推進委員会」とあるのは、「国土緑化推進機構」と、同条第二項中「法第八条第二項」とあるのは、「法第十五条において準用する法第八条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

●緑の募金の実施期間を定める件

（平成7年6月1日 農林水産省告示第734号）

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の規定に基づき、緑の募金の実施期間を毎年2月1日から5月31日まで及び9月1日から10月31日までと定めたので、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第34

号) 第1条の規定に基づき、告示する。

●緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
の施行について (事務次官通達)

7 林野造第274号

平成7年6月1日

各都道府県知事あて

農林水産事務次官

緑の募金による森林整備等の推進に
関する法律の施行について

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号。以下「法」という。)は、第132国会において成立し、平成7年6月1日付けで施行され、これに伴い、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第34号)が同日付けで施行されたので、下記事項に御留意の上、これらの法令に基づく制度の適切かつ円滑な運用について、特段のご配慮をお願いする。

以上、命により通達する。

記

第1 法制定の趣旨

近年、我が国経済社会の成熟化、都市化の進展、物の豊かさから心の豊かさを求める国民意識の変化等に伴い、緑とのふれあい、良好な生活環境の形成、生活用水の確保などに果たす森林の公益的機能に対する国民の期待はかつてないほど高まってきている。

一方、地球上では、熱帯林の減少や農地の砂漠化が急速に進行しており、爆発的な人口増加等の中で人類が生存していくためには、食料供給に必要な農地を守り、また、二酸化炭素の吸収・固定機能を始めとする森林の多様な機能を持続的に発揮させていくような森林の整備を図ることが必要不可欠である。

国民に間にも、国境を超えた緑化の動きが広まっており、我が国は、国際社会の一員として、

永年の植林経験を生かし、林業技術の総力を挙げて世界の緑環境の整備に協力していく必要がある。

緑の羽根募金運動は、昭和25年に春の国土緑化運動の象徴として開始されて以来、国民の身近な環境の緑化や緑化意識の高揚に多大の役割を果たしてきたが、人類共通の財産である森林や緑に対する国民の関心の高まりを、より一層具体的な活動に結びつけていく仕組みとして、今日、緑の羽根募金運動の意義は従来にも増して重要となっている。

このような状況を踏まえて、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進(以下「森林整備等」と総称する。)の意義に対する国民の理解を広めるとともに、国民全体による森林整備等の取組を推進するため、国民の自発的協力を基礎とする緑の羽根募金の基本的性格を維持しつつ、これを緑の募金として、その基盤の強化と取組の多様化を図ることを目的として、本法が制定されたものである。

第2 緑の募金の定義

緑の募金とは、毎年、農林水産大臣の定める期間に限って、緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものとされた(法第2条第2項)。

したがって、寄附金の募集であっても、農林水産大臣の定める期間以外の期間において行うもの、緑の募金という名称を用いないで行うもの及びその寄附金を森林整備等の推進以外に用いることを目的とするものは、本法にいう緑の募金には当たらないので、留意されたい。

また、緑の募金の実施期間については、毎年、植樹祭シーズンの2月1日から5月31日まで及び育樹祭シーズンの9月1日から10月31日までの期間とされた(平成7年6月1日農林水産省告示第734号)。

よって都道府県における実施期間は、この期

間の範囲内で、都道府県の実態に応じて自主的に定めるよう都道府県緑化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を指導されたい。

第3 基本理念

法第3条の基本理念は、森林及び樹木の果たす役割の重要性、森林整備等の意義及びその推進の在り方を明らかにするとともに、森林整備等は国民の自発的活動を生かして積極的に推進されるよう、その考え方を規定されたものであるので、この趣旨を踏まえた適切な御指導をお願いする。

第4 啓発活動

法第4条は、国民の自発的な活動を助長するためには、森林及び樹木の果たす役割の重要性について国民の理解と関心を醸成することが重要であることから、国及び地方公共団体の啓発活動について規定されたものである。

したがって、この趣旨を踏まえた積極的な啓発活動の推進をお願いする。

第5 都道府県緑化推進委員会の指定等

都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人を、当該都道府県に一を限って推進委員会として指定することができることとされた（法第5条第1項）。

したがって、既存の法人を指定する場合には定款、寄付行為等の改正につき適切な御指導をお願いする。

また、当該指定を受けるため新たに法人が設立されることとなる場合には、法人設立の段階からその定款、寄付行為等や組織体制等が的確なものとなるよう適切に指導されたい。

第6 運営協議会

緑の募金の業務やその寄附金の使途について、第三者的な機関の意見を聴くことによって指定法人の適正な業務の運営を確保するため、推進委員会に運営協議会を置くこととされた（法第7条）。

また、運営協議会の公平性及び第三者性を確保するため運営協議会の委員の任命については、都道府県知事の認可を要することとされた（同条第3項）。

よって、委員の人選に当たっては、運営協議会の公平性及び第三者性が確保されるような多様な構成とするよう推進委員会を指導するとともに、委員の任命の認可に当たってはこのことに留意されたい。

第7 緑の募金の性格

緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならないと規定された（法第16条）。

これは、緑の募金は寄附金の募集であり、寄附者の自主的な協力を基礎とするものであることから、寄附金の募集が強制にわたることがないようにするために規定されたものである。したがって、推進委員会の行う緑の募金の募集に当たっては、このことに十分留意するよう指導されたい。

第8 計画及び結果の公告及び届出

推進委員会に対し、緑の募金に関する計画及び結果を公告させるとともに、これらを都道府県知事に届け出ることが義務付けられた（法第19条、第21条）。

これは、推進委員会が行う緑の募金に関する業務の透明な運営を確保し、国民の緑の募金に対する信頼性を確保するために規定されたものであるので、推進委員会に対し、この趣旨を踏まえた適切な方法により公告をするよう指導されたい。

第9 情報の提供

法第23条は、推進委員会が行う緑の募金について、緑の募金による寄附金を用いて行われた事業である旨を国民の目に見えるような形で示すことにより、緑の募金に対する国民の理解を深めることを目的として規定されたものであるので、この趣旨を踏まえた積極的な情報の提

供に努めるよう推進委員会を指導されたい。

第10 その他

この通達に定めるもののほか、本制度の推進について必要な事項は、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

●緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の運用について（林野庁長官通達）

7 林野造第275号

平成7年6月1日

各都道府県知事あて

林 野 庁 長 官

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の運用について

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）の施行については、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の施行について」（平成7年6月1日付け7林野造第274号農林水産事務次官依命通達）によりその運用に関する大綱が定められたが、その実施に当たっては、なお、下記事項に留意されるようお願いする。

記

第1 都道府県緑化推進委員会の指定について

- 1 都道府県緑化推進委員会（以下「推進委員会」という。）の指定に当たっては、推進委員会が果たす役割の重要性にかんがみ、業務を適正かつ確実に遂行する能力の有無について十分な審査を行うものとする。
- 2 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する指定の申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 規則第2条第2項各号に掲げる添付書類のうち、第4号の「指定の申請に関する意思の決定を証する書面」は、当該法人が推進委員

会の指定を申請することを決議した総会、理事会等における議事録の写し等とし、第6号の「法第6条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面」は、役職員の構成、財務状況を示す書類等当該法人の業務遂行能力を判断し得る書類とする。

- 4 推進委員会を指定したときは、当該法人の名称、住所又は事務所の所在地を公示するとともに、申請者に対して、別記様式第2号により通知するものとする。
- 5 推進委員会の名称、住所又は事務所の所在地の変更に係る届出書の様式は、別記様式第3号によるものとする。また、届出があったときは、その旨を公示するものとする。
- 6 法第5条第1項に規定する指定を受けるための申出及び現に存する任意団体による法第5条第1項に規定する法人の設立については、当該申出を行おうとする法人及び当該任意団体の任意の判断により行われるものであることに留意されたい。

また、法第5条第1項に基づき指定を受けた法人が当該指定の解除を求めた場合には、その業務を適正かつ確実に運営することができない場合に該当するとみなして、法第11条第1号の規定により指定を取り消すことができるよう取り扱われたい。

第2 運営協議会について

法第7条第3項に規定する運営協議会の委員の任命に当たっての都道府県知事への認可申請は、別記様式第4号によるものとする。

第3 事業計画等の提出について

- 1 規則第3条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の様式は、別記様式第5号によるものとする。
- 2 規則第3条第2項に規定する事業報告書及び収支決算書の提出は、別記様式第6号によるものとする。

第4 国土緑化推進機構への寄附金の一部の交付

について

規則第6条に規定する推進委員会から国土緑化推進機構（以下「機構」という。）への寄附金の一部の交付に当たっては、各推進委員会と機構は、原則として募金の実施期間終了後2月以内に交付がなされるよう努めるものとする。

第5 計画及び結果の公告及び届出について

- 1 法第19条及び第21条に規定する緑の募金に関する計画及び結果の公告については、広報紙等の媒体を積極的に活用する等の適切な方法により広く一般に周知するよう指導されたい。
- 2 緑の募金に関する計画の届出書の様式は、別記様式第7号によるものとする。
- 3 緑の募金に関する結果の届出書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

第6 情報の提供について

推進委員会は、交付金の交付を受けて森林整備等を行った者に対し、当該森林整備等に係る森林等に、緑の募金による寄附金によって森林整備等を行ったことを示す標識を設置したり、立て看板等に表示する等の方法により、緑の募金の寄附金による事業であることを広く知らしめるよう指導されたい。

第7 その他

推進委員会の指定後においても、法第24条の規定に基づく報告及び検査等を通じて、推進委員会の業務が適正かつ確実に実施されるよう指導されたい。

5. 緑と水の森林基金

●国土緑化推進機構「緑と水の森林基金」 業務方法書

(昭和63年4月26日制定)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、社団法人国土緑化推進機構(以下「機構」という。)定款第5条の規定に基づき、緑と水の森林基金(以下「基金」という。)の造成、管理及び運用に関する事項についての業務の方法を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。
(業務運営の基本方針)

第2条 機構定款第4条第3号に規定する事業に係る業務は、森林資源の整備、利用等を総合的に推進する観点から森林資源の整備、利用等に関する国の施策と整合するよう行うものとし、基金の管理及び運用は適正かつ効率的に行うものとする。

第2章 基金の造成及び管理

(寄附の手続き)

第3条 機構が寄附を依頼するときは、募金趣意書、寄附依頼書その他理事長が定める方法により行うものとする。

- 2 機構に対する寄附は、寄附申込書その他理事長が定める方法により申込みを受け付けるものとする。

(寄附台帳の整備)

第4条 理事長は、基金の適正な管理を図るため、寄附台帳を整備するものとする。

(管理の方法)

第5条 理事長は、次のいずれかの方法により基金を管理するものとする。

- (1) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券、その他確実な有価証券の取得
- (2) 銀行その他確実な金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第3章 基金の運用

(助成の割合等)

第6条 助成の対象となる事業に対する助成の割合及び助成金の額については、理事長が緑と水

の森林基金運営審議会（以下「審議会」という。）の議を経て基準を定めるものとする。

（助成の申請）

第7条 理事長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、次の各号に掲げる事項を記載した助成申請書を提出させるものとする。

- (1) 申請書の氏名又は名称及び住所
- (2) 助成金の交付を受けようとする事業の目的及び内容
- (3) 助成金の交付を受けようとする事業の事業計画及び資金計画
- (4) 交付を受けようとする助成金の額及びその算出の基礎

2 前項の助成申請書には、理事長が必要と認めた場合、次の各号に掲げる資料を添付させることができる。

- (1) 申請者の業績に関する資料
- (2) 前年度の貸借対照表及び収支計算書並びに当該年度の収支予算書その他の申請書の資力及び信用に関する資料
- (3) その他次条の調査の参考となる資料

（申請内容の調査）

第8条 理事長は、助成の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

（助成の決定）

第9条 理事長は、前条の規定による調査を行った後、審議会の議を経て、助成の決定をするものとする。

（助成の条件）

第10条 理事長は、助成の決定をするときは、助成の目的を達成するため必要な条件を付するものとする。

（決定の通知）

第11条 理事長は、助成の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に

通知するものとする。

（事情変更による決定の取消等）

第12条 理事長は、助成の決定をした場合において、天災地変その他助成の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）が助成事業を遂行することができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による取消等をした場合について準用する。

（状況報告）

第13条 理事長は、必要に応じ、助成事業者から助成事業の遂行状況その他助成金の執行に関し必要な事項について報告させるものとする。

（実績報告）

第14条 理事長は、助成事業者が助成事業を完了したとき（助成事業を廃止したときを含む。）は、助成事業者から、助成事業の成果を記載した実績報告書に、必要な書類を添付の上提出させるものとする。

（助成金の額の確定等）

第15条 理事長は、前条の実績報告書を受領したときは、書類の審査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

（決定の取消）

第16条 理事長は、助成事業者が助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反した

ときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第11条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(返還)

第17条 理事長は、助成の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第18条 理事長は、第16条1項の規定による取消しに関し、助成金の返還を請求したときは、助成事業者から、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を機構に納付させるものとする。

2 前項の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の規定により加算金を納付させる場合において、助成事業者の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還すべき助成金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第19条 理事長は、助成事業者が助成金の返還の請求を受け、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付

額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した延滞金を機構に納付させるものとする。

2 前条第2項の規定は、第1項の延滞金の年当たりの割合について準用する。

第4章 雑 則

(その他の事項)

第20条 この業務方法書に定めるもののほか、基金の造成、管理及び運用に関し必要な事項は、理事長が審議会及び理事会の議を経て定めるものとする。

●「緑と水の森林基金」の事業について

昭和63年12月23日

国 緑 63 第 310 号

1. 方針

21世紀への安全で快適な国土づくり、社会づくりのために、国土の70%を占める森林の整備が不可欠である。最近、社会環境の変化にともない、都市住民を含めた国民の間で森林に対する関心が高まり、単なる「ふれあい」とどまらず、積極的に森林づくりに参加しようという気運も強まりつつある。

これからの森林づくりは、このような気運を捉え、国民の一人ひとりが森林を自分のものとして考え、それぞれの立場、可能な方法で森林づくりに参加できるように進めていく必要がある。

このような国民参加の森林づくり運動を、広く国民運動として推進していくための中核的活動体として「緑と水の森林基金」は位置づけられる。

したがって、緑と水の森林基金としては、国民参加による森林づくりを進めるための普及啓発活動や森林と水の関わりなど、国民の森林に対する理解と協力を得るための事業を実施するものとする。

2. 事業の内容

(1) 事業実施に当たっての基本的考え方

① 基金を設置している国土緑化推進機構の

定款（業務方法書，募金趣意書）の事業内容に基づき，これを軸とした事業を実施すべきである。

なお，国の施策等との関係は，これと整合するよう行ない（方法書），相互補完的に行なうものである。

- ② 基金は，国民各層の拠出によるものであり，全国的規模での基金であることを念頭において事業を実施すべきで，民間主導型の幅広い特色ある事業を指向すべきである。
- ③ 国民的な基金であるという位置づけから，国民の意向を踏まえつつ，拠出者，地域（上流と下流，山村と都会など）の要望，要請に応える事業も行なうべきである。

(2) 具体的事業例

「緑と水の森林基金」で行なう事業は，上記方針及び事業実施に当たっての基本的考え方に基づき，その時々ニーズを反映しつつ，重点的かつ弾力的に推進されるべきであるが，その具体例としては，次のようなものを挙げることができる。

- (A) 普及啓発
 - (ア) 国民的参加の森林づくり運動，特に森林と水との関わりなどについての全国的規模でのキャンペーン等
 - (イ) シンポジウム等の各種イベントの企画，実施
 - (ウ) 木材需要の拡大，古紙の利用等の推進
 - (エ) 調査・研究成果等についての情報提供
 - (オ) 調査研究等についての表彰
- (B) 調査研究
 - (ア) 水土保持など森林の機能の増進等
 - (イ) 水資源の効率的利用及び森林資源の整備・利用等
 - (ウ) 森林の教育・文化的あるいは医学的利用（特に青少年・高齢者を対象）等
 - (エ) 森林のダム堆砂，濁水防止に果す役割

- (オ) 水力発電施設周辺環境保全
- (カ) 地形，地層による水資源のかん養効果及び地下水等の水資源の賦存状況等
- (キ) 木材，古紙の利用等
- (ク) 森林・林業に関する国民の意向調査
- (C) 活動基盤の整備
 - (ア) 民間活動グループへの協力（リーダーの養成・確保，学校林，市民の森，緑の協力隊，小規模民間研究グループ，経営放棄型森林の活用等への助成）
 - (イ) 森林整備担い手の育成
 - (ウ) シンボル森林，樹木の保全等による国民と森林・木とのふれあいの増進
 - (エ) 森林の教育・文化等総合的利用の推進
 - (オ) 各種モデル森林の活用等への助成
- (D) 国際交流
 - (ア) 緑化推進についての情報の交換
 - (イ) 緑の民間大使の派遣
 - (ウ) 砂漠化防止等についての国際シンポジウムの開催
 - (エ) 人材の交流

6. 全国緑化推進委員会連絡協議会

●全国緑化推進委員会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は，全国緑推進委員会連絡協議会（以下「全国緑推連絡協議会」という。）と称する。（事務所）

第2条 本会は，事務所を東京都千代田区平河町2-7社団法人国土緑化推進機構（以下「国土緑推」という。）内におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は，国土緑推と都道府県緑化推進委員会（以下「都道府県緑推」という。）との連

絡を緊密にし、協調を強化すること等により、共同の任務である国土緑化推進運動の一層の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国土緑推と都道府県緑推との情報の交換
- (2) 国土緑推と都道府県緑推との協調事業の推進
- (3) その他緑化運動の推進に必要な事項

第3章 組織・役員等および会議

(組織)

第5条 本会は、国土緑推および都道府県緑推をもって組織する。

(役員等)

第6条 本会に、会長1名、副会長13名、監事2名、事務局長1名おく。

会長は国土緑推理事長を充てる。

副会長は、国土緑推副理事長および全国6地区(東北・北海道、関東、中部、近畿、中国・四国、九州)から推せんされた12名をもってこれに充てる。

監事は、関東地区およびその他の地区から推せんされた都道府県緑推代表者2名をもって、これに充てる。

事務局長は、国土緑化推進機構専務理事を充てる。

(役員等の任務)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代理する。
- (3) 監事は会計を監査する。
- (4) 事務局長は、会長の命をうけて本会の業務を処理する。

(役員の任期)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 全国緑推連絡協議会の会議は、総会、役員会議および全体会議とし、それぞれ年1回以上行う。

会議は、会長が召集する。

第4章 経費等

(経費)

第10条 本会の経費は、国土緑推および都道府県緑推の負担金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

(その他)

第12条 本会の会則の改廃は、全国緑推連絡協議会総会の議を経てこれを行う。

本会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

本会則は、昭和59年2月8日から実施する。

本会設立当初の役員の仕事は、第8条の規定にかかわらず昭和59年6月30日までとする。

本会の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、昭和59年2月8日から昭和59年6月30日までとする。

7. 参考資料

●日中間緑化協力委員会の設置に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府及び中華人民共和国政府(以下「両政府」という。)が、中華人民共和国において進められている各種の植林緑化事業に対する日本国の国民、なかんずく青少年による協力を促進すること並びに両国の国民の間の友好的な交流及び両国関係の発展の一層の強化に寄与することを期待し、1998

年11月に発表された「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」及び「日中両国の21世紀に向けた協力強化に関する共同プレス発表」の趣旨に則ってそれぞれの政府の代表者の間で友好的に行われた協議において、日中民間緑化協力委員会の設置につき次の了解に到達したことを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

- 1 日本国と中華人民共和国との間の民間植林緑化協力を推進するため、両政府は、日中民間緑化協力委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、両政府がそれぞれ指定する代表者により構成する。いずれの一方の政府も、委員会の構成員を変更した場合には、遅滞なく、その旨を外交上の経路を通じて他方の政府に対し通報する。
- 3 委員会は、この了解に従い、次のことを行う。
 - (a) この了解の規定に基づき助成する民間植林緑化協力事業（以下「植林緑化事業」という。）の選定に資するため、情報及び意見を交換し、並びに、植林緑化協力に関する計画の方向性、重点等を検討すること。
 - (b) 植林緑化事業を行う民間団体等への政策的及び技術的助言を行うこと。
 - (c) 必要に応じ、植林緑化事業を行う民間団体等と両政府との間、及び植林緑化事業を行う民間団体間の連絡及び調整を行うこと。
 - (d) 植林緑化事業が効果的に実施されているかどうかにつき評価すること。
 - (e) 両国の民間植林緑化事業に対する支援を目的とする日本国政府からの資金の拠出並びに非政府機関及び個人からの寄付を受けること。
 - (f) (e)の規定に従って資金の拠出及び寄付を受けること並びに5(2)にいう必要な支払を行うことを目的とする委員会名義の口座を日本国政府によって指定される日本国の銀行に開設すること。

(g) この了解の規定に照らして委員会が適当と認めるその他の活動を行うこと。

- 4 委員会は、少なくとも年一回、原則として日本国と中華人民共和国において交互に会合を開催する。
- 5 (1) 日本国に委員会事務局である日中緑化交流基金（以下「基金」という。）を設置する。基金の職員は、日本国政府の推薦に基づき委員会により任命されかつ委員会の監督に服する事務局長をその長とする。基金の職員は、事務局長が雇用する。委員会は必要に応じ、社団法人国土緑化推進機構に対し可能な限りの支援を要請する。
 - (2) 基金は、6にいう日本国政府の拠出金及び委員会が3(e)の規定に従って受けることのある寄付並びにこれらから生ずる利子（以下「委員会資金」という。）の管理（3(f)にいう口座の管理を含む。）、必要な支払並びに委員会資金の用途に関する委員会への年次報告の提出を行う。
 - (3) 基金は、日本国の民間団体等が行う植林緑化事業の申請を受け付ける。基金は、3(a)にいう委員会の検討結果を考慮して、申請された当該事業の審査及び助成の対象とする植林緑化事業の決定を行い、これに対し必要な助成及び適切な指導を行う。植林緑化事業を決定するための基準、助成率等についての詳細に関しては基金が委員会の承認を経て別途定める。
 - (4) 委員会資金は、植林緑化事業（産業目的の植林事業を含まないものとする。）の実施のために必要と認められる物品及び役務の購入並びに委員会及び基金の運営のために使用される。ただし、委員会が両国間の植林緑化協りに密接に関連を有すると判断するその他の目的にも使用することができる。
 - (5) 基金は、この了解に基づく基金の活動に必要な組織上の事項の詳細に関する規則を

定めることができる。

6 日本国政府は、日本国の関係法令及び利用可能な資金の範囲内で、委員会に提出する資金の額を決定し、その額を委員会に提出する。

7 中華人民共和国政府は、可能な範囲で、かつ、中華人民共和国の関係法令に従い、委員会及び植林緑化事業を行う民間団体等の活動に協力する。

8 (1) いずれの一方の政府も、他方の政府に対し、外交上の経路を通じて3箇月前に文書による予告を与えることにより、この了解の終了させることができる。

(2) この了解の終了は、5(2)にいう支払が完了し、かつ、その終了の時点で行われている植林緑化事業の実施に影響を及ぼすものではない。

本使は、この書簡及び両政府が前記の了解に到達したことを中華人民共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、中華人民共和国政府及び日本国政府が閣下の書簡に述べられた了解に到達したことを中華人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

拳国造林に関する決議

(昭和24年5月21日 衆議院本会議)

森林の造成ならびにこれが生産の保続は、国土の保全、国民生活安定の基盤であり、森林の復興なくして国家再建、民族繁栄はあり得ない。しかるにわが国の森林は、多年にわたる過伐、乱伐と施策の不徹底とにより、荒廃は甚しく、水源涵養、土砂扞止、洪水調整などの国土保全的機能は著しく低下するに至った。これがため全国随所に大水害が続発し、農業生産は潰滅的損害をこうむり、産業、経済、文化、各般にわたる被害は深刻激甚をきわめ国民生活はまさに根底より破壊されんとしている。

拳国造林は、かかる災害防止の根本対策であると同時に、国民生活に欠くべからざる木材、薪炭の生産を長く保続する唯一の方策にして、衆議院は、ここ拳国造林を提唱し、政府の善処を要望する。

政府はすみやかに、これが具体的措置を講じ、その顛末を次期国会に報告すべし。

右決議する。

決議に対する政府報告(要点)

(昭和24年11月の第六臨時国会において回答)

1. 拳国造林推進本部の設置

官民合同の拳国造林推進の協議会を設け、啓蒙、宣伝、普及指導を強力に実施する、各都道府県には、すでに造林推進機関を設置している所もあるので、全国的に設置するよう指導する。

2. 法的措置

未立木地および今後の伐採跡地の確実な造林をはかるために、緊急造林法案を準備中である。

3. 融資措置

造林資金として長期低利の融資が要望されているので、その措置を講じる方針のもとに努力し、目下計画中である。

4. 種苗対策

母樹、母樹林設置の強化とともに、優良苗木の量的生産は勿論特に、質的改善をはかり、需

●国会における国土緑化関係決議等

給調整に遺憾なきを期す計画である。

5. 技術普及の強化

技術の普及のため、明年度より整備する技術浸透組織の運営にあたっては、造林に重点をおく方針である。

6. 学校造林の推進

学校林の造林は、本年度より農林、文部両省との関係により、着々実行しており、本春すでに学校数3,145校が参加し、実績5,100ヘクタールに達し、今秋および来春2、3月の実施の見込みを加えれば1万ヘクタールの完遂は確実にあり、来年度はさらに増大の傾向にあるので、一層の推進をはかる。

国土緑化推進に関する決議

昭和26年5月28日 衆議院本会議

昭和26年5月30日 参議院本会議

国土の荒廃は今やまさに言語に絶するものがある。多年にわたる山林の過伐乱伐の結果、風水害は相次いで起こり、これがため山林、田畑、電力、交通機関等わが国産業文化のあらゆる部門は危機に瀕し、その被害額は、毎年実に1千億円を突破している。このままにして放置するならば荒廃はさらに荒廃を生み、その禍害は加速度的に増大して、国土の前途はまことに寒心に堪えないものがある。

この秋にあたり先には国を挙げて国土緑化運動の強力な展開あり、今また森林法の根本改正その他森林関係法案の通過成立をみる。国土の荒廃に対し、森林関係法規の整備充実はまことに時宜を得たものというべく、この機を逸せず拳国緑化推進の必要をいよいよ深く痛感する。衆議院、参議院は院議をもって速やかなる全国土の緑化推進を期し、ここに政府の決意を促さんとするものである。

政府は速やかにこれが具体的方策を講じ次期国会に報告されたい。

右決議する。

国土の緑化推進に関する決議に対する報告

(昭和26年10月)

国土の緑化を推進し、その保全を図ることは喫緊の要務であるが、一面には、わが国の経済自立に必要とする林産物供給の確保もまた忽せにできないので、各般の施策を総合的に実施する必要がある。特に改正森林法に基づく森林計画の適正な運営の下に、造林の促進、荒廢地の解消、林道網の拡充等に重点を置いて国土の緑化を推進して行く考えである。

1. 第10国会において制定された森林法は、8月1日附で施行し造林の促進、伐採調整等営林の基本となる森林計画については、昭和26年度第4・四半期分および昭和27年度分の基本計画の公表指示が行われ、昭和27年度分の施業計画案および昭和26年度第4・四半期分の実施計画案の公表も終わり、昭和27年1月からの本格的実施に遺憾なきを期している。

2. 造林については、その対策の重点を民有林におき、過去における植伐不均衡に基づく要造林地（昭和26年度末見込み104万町歩）の解消を図るとともに、毎年の伐採跡地については、人工造林地（約16万町歩）の植栽を励行する一方人工造林に転換すべきもの（約7万町歩）を積極的に推進するほか手入れの励行を強力に指導する考えである。

また講和を機として展開されている講和記念造林運動に対しては、苗木のあっせん、林地の提供等を通じこれを援助指導して、緑化の推進を図ると共に愛林思想の普及徹底に努めている。

3. 治山については現在ある28万町歩の荒廢地復旧および23万町歩の荒廢移行防止の外、海岸砂地造林と災害防止林造成、水源林造成等を実施しているが、本年度の計画は順調に進行している。

4. 国民経済の必要とする林産物の供給を確保し、里山の休養を図るためには、奥地未利用林の開発が最も必要であるので、奥地林道開設の年度当初計画306キロメートルに、さらに457キロ

メートルを追加開設することとし予算措置を講じた。これにより、対象森林面積6万町歩余を開発し、3ヵ年間に770余万石を供給することができる。

5. 昭和27年度における造林、治山および林道の各事業量は、今年度以上に増加する計画であるが、これが予算措置はなお検討中である。

●「みどりの日」制定について

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成元年2月17日

内閣総理大臣 竹下 登

法律第5号

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の一部を次のように改正する。

第2条天皇誕生日の項を次のように改める。

みどりの日 4月29日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

第2条勤労感謝の日の項の次に次のように加える。

天皇誕生日 12月23日 天皇の誕生日を祝う。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

●「みどりの週間」について

（平成元年4月18日）
閣議了解

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第5号）により、国民の祝日として「みどりの日」が制定されたことに伴い、その趣旨を広く普及し、国民の関心と理解を一層深めるため、「みどりの週間」を設ける。

「みどりの週間」は毎年、4月23日から4月29日までの一週間とし、この週間において地方公共団体及び一般の協力を得て「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施する。

○「みどりの週間」制定の理由

我が国は緑豊かな自然を持った国であることにかんがみ、この自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願い、国民の祝日として「みどりの日」が制定された。

これに伴い、新緑の季節である4月29日の「みどりの日」を最終日とする一週間を「みどりの週間」として設け、この週間に重点的に「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施することにより「みどりの日」の趣旨を広く普及し、緑豊かな自然と国土の形成及び国民生活の向上に資することとしたい。

●都道府県の花・木・鳥

都道府県名	県木	県花	県鳥
北海道	エゾマツ	スズラン	タンチョウ
青森県	ヒバ	リンゴ	ハクチョウ
岩手県	南部アカマツ	キリ	キジ
宮城県	ケヤキ	ミヤギノハギ	ガン
秋田県	秋田スギ	フキノトウ	ヤマドリ
山形県	サクランボ	ベニバナ	オシドリ
福島県	ケヤキ	ネモトシヤクナゲ	キビタキ
茨城県	ウメ	バラ	ヒバリ
栃木県	トチノキ	ヤシオツツジ	オオルリ
群馬県	クロマツ	レンゲツツジ	ヤマドリ
埼玉県	ケヤキ	サクラソウ	シラコバト
千葉県	イヌマキ	ナノハナ	ホオジロ
東京都	イチョウ	ソメイヨシノ	ユリカモメ
神奈川県	イチョウ	ヤマユリ	カモメ
新潟県	ユキツバキ	チューリップ	トキ
富山県	立山スギ	チューリップ	ライチョウ
石川県	アテ	クロユリ	イヌワシ
福井県	マツ	スイセン	ツグミ
山梨県	カエデ	フジザクラ	ウグイス
長野県	シラカバ	リンドウ	ライチョウ
岐阜県	イチイ	レンゲソウ	ライチョウ
静岡県	モクセイ	ツツジ	サンコウチョウ
愛知県	ハナノキ	カキツバタ	コノハズク
三重県	神宮スギ	ハナショウブ	シロチドリ

都道府県名	県木	県花	県鳥
滋賀県	モミジ	シャクナゲ	カイツブリ
京都府	北山スギ	シダレザクラ	オオミズナギドリ
大阪府	イチョウ	アシ	モズ
兵庫県	クスノキ	ノジギク	コウノトリ
奈良県	スギ	ナラヤエザクラ	コマドリ
和歌山県	ウバメガシ	ウメ	メジロ
鳥取県	大山キャラボク	二十世紀ナシ	オシドリ
島根県	クロマツ	ボタン	オオハクチョウ
岡山県	アカマツ	モモ	ホトトギス
広島県	モミジ	モミジ	アビ
山口県	アカマツ	ナツミカン	ナベヅル
徳島県	ヤマモモ	アイノハナ	シラサギ
香川県	オリーブ	オリーブ	ホトトギス
愛媛県	マツ	ミカン	コマドリ
高知県	ヤナセスギ	ヤマモモ	ヤイロチョウ
福岡県	ツツジ	ウメ	ウグイス
佐賀県	クスノキ	クスノハナ	カササギ
長崎県	ヒノキ	ツバキ(花木)	オシドリ
熊本県	クスノキ	リンドウ	ヒバリ
大分県	ブンゴウメ	ブンゴウメ	メジロ
宮崎県	フェニックス	ハマユウ	コシジロヤマドリ
鹿児島県	クスノキ	ミヤマキリシマ	ルリカケス
沖縄県	リュウキュウマツ	デイゴ	ノグチゲラ

第3章

関 連 統 計

1. 収入支出関連統計

(1) 国土緑化推進委員会収入支出(決算額)の推移

(単位：千円)

年度 (7~6月)	(内国庫補助金) 収 入 額	支 出 額	特 別 会 計 支 出 額	
昭和42年度	(7,905) 27,164	26,608		
昭和43年度	(14,949) 36,538	36,439		
昭和44年度	(9,324) 27,651	27,593		
昭和45年度	(10,832) 35,687	35,570		
昭和46年度	(22,126) 53,376	52,877		
昭和47年度	(20,400) 49,138	49,077	日産信託キャンペーン	164,518
昭和48年度	(31,169) 70,933	70,829	〃	2,834
昭和49年度	(38,955) 87,040	86,349		
昭和50年度	(47,270) 84,784	84,124		
昭和51年度	(50,531) 114,969	114,717	近畿圏造林奉仕事業	4,411
昭和52年度	(56,939) 96,400	96,178	〃	3,475
昭和53年度	(69,729) 112,770	112,431	〃	12,027
昭和54年度	(83,833) 122,457	120,354	〃	4,382
昭和55年度	(84,743) 138,098	137,546	〃	4,176
昭和56年度	(95,066) 166,241	164,559	〃	3,100
昭和57年度	(81,288) 171,266	167,308	〃	4,198
昭和58年度	(78,521) 150,021	149,650		
昭和59年度	(110,736) 184,421	184,694		
昭和60年度	(138,536) 221,362	222,711		
昭和61年度	(160,350) 296,337	297,934		

- (注) 1. 本会に初めて国庫補助金が交付されたのは昭和40年度で交付額2,000千円。
 2. 昭和47・48年度はニッサン・グリーンキャンペーン《日産自動車(株)からの寄付金150,000千円》、信託キャンペーン《(社)信託協会からの寄付金15,000千円》のため、また昭和51～57年度は近畿圏造林奉仕事業(企業・個人等の募金約33,000千円)のため、特別会計から支出されている。

(2)国土緑化推進機構収入支出(決算額)の推移

(単位：千円)

年度 (7～6月)	一般会計		森林基金特別会計		緑の募金特別会計		計	
	収入額	支出額	収入額	支出額	収入額	支出額	収入額	支出額
昭和62年度	(166,721) 289,727	288,600	49,923	<49,860> 5,364			339,650	<49,860> 293,964
昭和63年度	(164,807) 302,184	295,084	3,082,025	<3,026,702> 38,896			3,384,209	<3,026,702> 333,980
平成元年度	(160,193) 302,949	297,096	3,726,922	<3,456,071> 189,689			4,029,871	<3,456,071> 486,785
平成2年度	(152,799) 295,258	276,714	3,741,237	<3,124,542> 480,322			4,036,495	<3,124,542> 757,036
平成3年度	(228,200) 380,168	358,010	3,573,854	<2,757,119> 697,254			3,954,022	<2,527,119> 1,055,264
平成4年度	(208,260) 374,525	346,929	3,105,349	<2,473,193> 552,416			3,479,874	<2,473,193> 899,345
平成5年度	(282,068) 420,296	397,950	2,149,357	<1,622,448> 526,551			2,569,653	<1,622,448> 924,501
平成6年度	(223,888) 398,627	398,284	1,694,917	<1,261,338> 371,704			2,093,544	<1,261,338> 769,988
平成7年度	(223,961) 348,231	367,568	635,013	<124,365> 418,996	89,583	47,369	1,072,827	<124,365> 833,933
平成8年度	(317,902) 517,404	526,739	795,102	<123,610> 481,494	188,433	101,841	1,500,939	<123,610> 1,110,074
平成9年度	(318,475) 463,432	466,897	883,960	<52,166> 542,544	354,520	219,081	1,701,912	<52,166> 1,228,522
平成10年度	(309,388) 456,410	462,110	933,297	<34,705> 673,393	450,655	274,258	1,840,362	<34,705> 1,409,761
平成11年度	(261,424) 383,212	385,717	869,829	<54,880> 634,185	562,931	342,403	1,815,972	<54,880> 1,362,305

(注) 1. 収入額には、前年度繰越額を含む。

2. 一般会計収入額上段()は、国庫補助金及びJRA助成金(平成3年度より)で内数。

3. 森林基金特別会計支出額及び計の支出額上段< >は、森林基金造成額で外数(平成11年度末基金造成額18,161百万円)

2. 緑の募金関連統計

●緑の(羽根)募金実績の推移 昭和25(1950)年～平成11('99)年

緑化推進 委員会名	昭和25 (1950)年	昭和26 (1951)年	昭和27 (1952)年	昭和28 (1953)年	昭和29 (1954)年	昭和30 (1955)年	昭和31 (1956)年	昭和32 (1957)年	昭和33 (1958)年	昭和34 (1959)年
北海道	3,908	4,003	4,644	4,768	4,284	4,579	5,529	7,017	7,821	8,113
青森	613	632	781	1,017	1,083	1,049	1,006	1,079	1,200	1,200
岩手	—	4,824	4,842	4,572	4,680	4,843	4,729	4,969	4,916	4,931
宮城	1,587	1,475	1,162	2,329	2,167	2,363	2,489	2,522	2,471	2,504
秋田	—	1,230	1,490	1,250	1,370	1,561	2,208	2,376	2,406	2,408
山形	40	45	956	896	947	1,017	1,015	1,259	1,274	1,307
福島	1,670	1,870	3,020	4,070	3,289	3,169	3,311	3,320	3,513	3,701
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	1,228	2,310	2,887	2,669	2,656	2,772	2,475	2,475	2,475	2,456
群馬	2,292	4,045	3,400	3,754	3,231	3,317	3,126	3,072	3,005	2,983
埼玉	635	1,040	1,176	1,172	1,262	1,322	1,413	2,315	2,271	2,658
千葉	—	1,100	2,290	2,330	2,830	3,760	4,113	4,112	4,209	4,200
東京都	1,087	1,301	7,240	8,309	7,605	8,446	8,099	8,224	8,750	8,340
神奈川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟	1,302	2,499	2,579	2,703	2,634	2,859	3,018	3,005	3,293	3,166
富山	—	315	554	1,484	879	1,192	1,943	1,846	1,976	1,982
石川	—	472	800	805	895	1,097	1,082	1,121	1,192	1,369
福井	150	820	1,180	1,150	1,140	1,148	1,181	1,193	1,163	1,398
山梨	413	486	593	570	606	630	1,250	1,300	1,320	1,400
長野	—	—	—	—	—	965	769	1,067	1,047	1,113
岐阜	3,215	3,050	4,073	3,111	3,206	3,127	3,092	3,163	3,146	3,126
静岡県	—	969	4,138	3,911	3,207	3,242	3,608	8,329	4,831	4,862
愛知県	—	—	3,190	3,605	2,650	2,843	3,541	3,177	3,821	3,117
三重	—	920	900	960	950	1,000	900	939	950	980
滋賀	—	—	—	—	—	512	800	1,000	850	1,000
京都	—	—	—	1,649	1,580	1,073	1,268	1,040	1,070	990
大阪府	—	—	2,616	6,771	6,117	5,781	5,493	6,590	6,728	7,452
兵庫県	—	—	—	3,112	8,271	4,882	6,355	5,582	6,543	8,160
奈良	163	376	711	889	877	873	562	709	886	908
和歌山	—	—	1,284	757	851	538	755	755	844	773
鳥取	—	141	193	213	95	201	827	1,015	1,067	1,157
島根	743	1,747	2,064	2,058	2,117	2,107	2,090	2,084	2,029	2,158
岡山	290	794	2,287	2,642	2,242	2,667	2,154	2,639	2,677	2,661
広島	—	—	—	4,746	5,477	4,388	4,277	4,272	4,240	4,272
山口	200	2,183	2,703	2,834	3,011	3,306	3,689	2,682	2,959	2,813
徳島	273	471	969	1,327	1,303	1,416	1,299	1,326	1,346	1,332
香川	—	—	421	585	782	1,350	1,293	1,525	1,532	1,652
愛媛	1,082	1,385	1,740	1,847	1,854	1,874	1,876	1,828	1,910	1,968
高知	—	—	—	—	576	840	756	854	745	704
福岡	1,224	4,688	5,778	4,581	5,239	4,818	4,645	5,896	5,791	6,301
佐賀	—	—	1,228	1,740	1,635	1,752	1,738	1,667	1,488	1,639
長崎	—	—	812	1,755	1,774	2,479	2,476	2,400	2,276	2,263
熊本	—	1,184	2,281	3,714	3,937	3,903	4,808	5,043	5,210	5,300
大分	—	875	2,222	2,804	2,655	2,543	2,761	2,700	5,400	3,850
宮崎	—	633	1,343	1,550	1,622	1,544	1,738	1,879	1,850	1,850
鹿児島	—	1,569	3,554	4,357	5,288	4,679	5,349	6,307	6,852	6,309
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全国総募金額	22,115	49,452	84,101	105,366	108,884	109,827	116,906	127,673	131,325	132,826

(注) 昭和25(1950)年～平成7(1995)年は「緑の羽根募金」、平成8(1996)年～平成11(1999)年は「緑の募金」の実績である。

(単位:千円)

昭和35 (1960)年	昭和36 (1961)年	昭和37 (1962)年	昭和38 (1963)年	昭和39 (1964)年	昭和40 (1965)年	昭和41 (1966)年	昭和42 (1967)年	昭和43 (1968)年	昭和44 (1969)年	緑化推進 委員会名
8,536	9,471	9,921	11,824	12,545	14,160	15,803	15,990	14,046	12,202	北海道
1,150	1,250	1,800	1,645	1,644	1,835	1,952	1,828	1,799	1,867	青森
4,933	5,088	5,650	5,300	5,369	5,485	5,277	5,988	5,956	6,040	岩手
2,566	2,400	2,764	3,198	3,246	3,338	3,684	3,764	3,714	3,787	宮城
2,577	2,659	2,633	2,920	2,832	2,974	3,615	4,031	4,550	3,725	秋田
2,316	2,132	2,524	2,721	2,721	2,992	2,988	2,911	3,368	3,123	山形
3,801	4,027	4,152	5,240	5,242	5,841	5,826	5,810	7,987	9,237	福島
—	—	99	2,303	2,456	2,502	2,709	2,856	3,163	3,087	茨城
2,224	2,232	2,323	2,401	2,719	2,498	2,456	2,639	3,290	2,422	栃木
3,069	3,136	3,146	1,410	3,120	3,150	3,110	4,590	4,800	3,010	群馬
2,372	2,375	2,445	2,422	2,558	2,500	3,022	3,010	3,333	3,379	埼玉
4,200	4,543	4,711	4,664	4,558	5,000	4,850	4,969	6,050	6,167	千葉
8,378	8,316	8,696	8,529	9,599	8,528	7,966	8,015	8,029	9,419	東京都
485	1,742	2,300	3,200	2,989	3,000	2,932	3,529	3,618	3,846	神奈川県
3,409	3,670	3,794	4,143	4,318	4,445	4,343	4,785	4,689	5,208	新潟
1,992	2,000	2,010	2,079	1,386	2,161	2,329	3,300	3,240	5,490	富山
1,351	1,653	1,873	1,861	2,286	2,348	2,357	2,361	2,196	2,244	石川
1,246	2,158	2,467	2,146	2,203	2,024	2,017	2,104	2,208	1,869	福井
1,420	1,450	1,450	1,560	1,460	1,600	1,600	560	1,090	1,282	山梨
1,214	1,150	1,627	1,505	8,580	2,200	2,789	4,000	4,113	4,384	長野
3,180	3,192	3,200	3,283	3,283	3,575	3,752	3,888	3,975	3,868	岐阜
4,651	4,500	4,415	4,488	3,123	4,811	4,763	4,947	5,810	5,315	静岡県
3,953	4,228	4,716	5,478	6,750	6,680	7,244	7,396	7,443	6,552	愛知県
939	1,280	1,088	1,350	1,310	1,395	1,425	1,110	1,550	1,122	三重
1,000	960	970	788	1,839	1,626	2,024	2,237	2,621	2,924	滋賀
1,000	900	950	1,537	980	1,337	2,811	3,191	3,228	3,753	京都
8,092	7,300	8,764	8,922	8,877	10,366	10,151	11,244	10,860	11,341	大阪
8,084	8,480	9,437	10,088	13,253	13,381	14,030	13,892	13,435	13,434	兵庫県
945	1,297	1,298	1,106	1,217	1,230	1,438	1,258	1,024	1,185	奈良
651	650	620	610	502	706	805	868	798	803	和歌山
1,156	1,210	1,254	1,413	1,637	2,446	2,001	2,387	2,736	2,648	鳥取
1,400	2,150	2,053	1,676	1,655	1,553	1,551	1,701	2,000	1,500	島根
3,060	3,276	4,294	4,562	5,257	5,291	5,727	8,496	6,173	5,336	岡山
4,545	4,500	4,782	4,138	4,050	4,476	4,358	4,436	4,888	4,930	広島
2,902	2,982	2,565	3,088	2,405	2,993	3,995	4,000	4,000	4,000	山口
1,369	1,361	1,361	1,388	1,417	1,642	1,526	1,584	1,817	1,800	徳島
1,705	1,951	1,954	1,981	1,973	1,974	1,966	1,954	2,104	1,644	香川
1,654	3,047	3,032	2,572	3,045	2,859	8,213	3,026	3,000	2,984	愛媛
700	570	875	761	1,013	830	423	268	585	729	高知
6,909	7,385	7,976	8,453	8,617	8,945	8,898	8,284	7,950	7,172	福岡
1,534	1,525	1,541	1,710	1,546	1,766	1,885	2,043	1,884	2,030	佐賀
2,614	2,167	2,807	3,110	3,050	3,392	3,379	4,706	5,718	3,205	長崎
5,249	5,100	5,400	5,462	5,591	5,700	5,899	6,455	6,491	6,183	熊本
3,643	3,854	3,450	3,500	3,720	3,800	4,677	3,829	3,873	3,200	大分
1,386	2,026	2,163	2,331	2,660	2,729	2,666	2,705	2,865	2,788	宮崎
6,356	5,500	6,010	5,300	5,000	5,200	5,897	6,152	6,587	6,614	鹿児島
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	沖縄
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国
135,916	142,843	153,360	160,152	174,547	179,284	193,129	199,097	204,654	198,848	全国総募金額

緑化推進 委員会名	昭和45 (1970)年	昭和46 (1971)年	昭和47 (1972)年	昭和48 (1973)年	昭和49 (1974)年	昭和50 (1975)年	昭和51 (1976)年	昭和52 (1977)年	昭和53 (1978)年	昭和54 (1979)年
北海道	12,835	11,346	136,485	13,116	16,358	22,038	24,330	24,937	29,909	34,500
青森	2,068	2,100	2,181	2,138	2,713	3,116	3,098	3,369	3,973	4,507
岩手	6,047	6,174	6,150	6,349	6,339	7,255	7,296	7,621	7,601	7,692
宮城	4,353	4,245	4,245	4,832	5,115	5,777	6,329	7,352	7,727	9,041
秋田	4,173	4,663	4,500	5,200	5,505	6,500	7,000	8,190	8,000	8,000
山形	2,995	2,992	2,605	2,630	2,717	2,890	2,900	3,701	3,810	4,189
福島	11,710	8,350	7,650	8,572	10,120	9,270	9,778	11,127	11,180	11,950
茨城	3,694	3,470	4,200	5,351	5,136	6,197	10,931	8,939	9,378	8,952
栃木	2,895	2,383	3,280	2,650	3,379	3,566	3,382	2,927	4,223	5,010
群馬	3,092	3,092	3,340	3,800	3,969	4,426	4,596	4,768	5,393	6,159
埼玉	3,502	3,664	4,112	4,093	4,497	6,095	6,851	8,157	9,293	9,057
千葉県	6,565	6,579	7,700	8,016	10,223	11,382	10,100	14,045	14,695	17,296
東京都	8,901	10,641	10,780	11,915	13,160	15,034	16,000	18,408	18,500	23,383
神奈川県	4,345	3,442	3,442	5,219	6,033	7,497	9,216	11,389	122,533	12,924
新潟	5,370	5,902	5,876	6,204	7,038	8,817	9,889	10,471	10,975	12,156
富山	2,813	1,180	2,875	1,922	2,900	2,910	3,110	3,130	6,429	3,250
石川	1,958	2,246	2,751	2,954	3,134	3,282	3,211	3,432	3,393	3,035
福井	1,889	2,000	2,035	2,044	2,115	2,237	2,321	2,328	2,603	2,692
山梨	1,320	1,840	2,243	2,831	2,000	2,000	2,000	2,000	2,600	2,600
長野	5,083	5,962	6,602	6,602	9,250	4,613	11,353	13,998	14,387	15,959
岐阜	3,199	4,120	3,832	4,281	4,876	5,781	6,430	7,556	8,162	8,902
静岡県	5,530	5,530	6,066	6,093	9,505	11,990	13,360	14,033	14,204	14,189
愛知県	6,808	7,591	7,850	9,353	10,742	13,953	17,673	21,007	23,542	23,500
三重	704	1,440	670	768	821	1,259	3,082	4,246	6,568	7,657
滋賀	3,155	3,500	5,000	5,000	5,000	6,143	6,024	6,410	6,000	7,000
京都	4,284	4,821	3,500	5,619	6,857	9,350	10,700	11,139	10,940	11,400
大阪	11,370	11,837	11,000	10,373	14,236	17,375	13,926	26,595	23,932	21,895
兵庫県	14,050	16,663	15,405	14,536	8,075	10,326	9,294	9,043	9,590	9,537
奈良	1,094	1,218	1,300	1,481	1,999	1,397	1,406	2,770	3,000	2,734
和歌山	1,043	1,613	2,136	2,626	3,113	3,754	4,240	5,243	2,794	4,708
鳥取	2,757	3,021	2,991	2,797	3,150	3,447	3,447	5,072	6,093	6,161
島根	2,213	9,000	1,500	1,500	1,567	1,570	1,550	3,600	3,642	3,400
岡山	4,934	5,630	5,630	5,751	8,371	9,913	10,000	9,795	10,290	10,496
広島	4,900	4,900	5,300	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,300	5,500
山口	4,200	4,200	4,200	3,475	3,554	3,767	3,904	3,826	4,362	4,156
徳島	3,024	1,894	1,975	1,982	2,010	2,060	2,147	2,176	2,208	3,000
香川	1,626	1,624	1,689	1,652	1,610	1,683	1,783	1,783	1,979	2,268
愛媛	3,330	3,900	4,150	3,905	5,000	5,148	5,033	5,175	5,065	5,136
高知	1,297	1,401	1,320	409	1,203	1,284	2,209	2,027	15,247	1,700
福岡	6,657	6,136	6,136	7,193	7,486	6,942	7,300	12,142	12,050	14,071
佐賀	2,199	3,650	1,974	2,087	2,311	2,357	2,400	3,479	2,718	3,992
長崎	3,167	3,150	3,150	3,378	4,581	4,612	4,891	7,344	8,433	9,599
熊本	6,488	6,771	7,690	7,745	8,144	9,771	7,949	11,814	12,599	12,600
大分	3,552	3,630	4,600	3,600	3,800	4,650	3,825	3,816	3,900	3,900
宮崎	3,807	4,107	6,983	10,450	5,597	1,380	1,543	1,509	1,635	1,985
鹿児島	6,897	7,200	5,877	1,330	5,200	4,691	1,957	1,299	14,587	16,630
沖縄	—	—	7,500	7,289	8,209	8,945	22,905	26,320	28,831	32,050
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全国総募金額	207,893	220,818	229,477	236,105	263,718	293,550	327,669	384,408	432,823	450,518

(注) 昭和25(1950)年～平成7(1995)年は「緑の羽根募金」、平成8(1996)年～平成11(1999)年は「緑の募金」の実績である。

(単位:千円)

昭和55 (1980)年	昭和56 (1981)年	昭和57 (1982)年	昭和58 (1983)年	昭和59 (1984)年	昭和60 (1985)年	昭和61 (1986)年	昭和62 (1987)年	昭和63 (1988)年	平成元 (1989)年	緑化推進 委員会名
35,816	38,036	37,039	36,067	36,888	36,835	34,124	36,657	40,000	38,000	北海道
4,784	4,635	4,662	4,854	5,722	5,857	6,543	6,243	7,500	8,430	青森
10,453	10,591	10,548	10,619	14,036	12,754	12,797	14,922	15,283	15,131	岩手
9,861	10,365	10,128	10,669	11,082	10,349	10,448	10,898	12,300	13,000	宮城
8,500	9,350	9,860	10,600	14,740	15,400	17,300	17,352	20,000	20,500	秋田
4,640	5,980	6,427	6,889	8,393	9,772	10,993	11,067	12,600	11,772	山形
17,591	19,900	22,483	23,482	24,990	30,497	30,786	37,001	37,208	51,166	福島
9,292	10,031	9,738	10,910	13,000	17,000	17,800	18,000	20,000	30,000	茨城
6,376	9,415	10,099	10,099	11,525	11,817	11,965	12,806	13,000	15,000	栃木
6,797	6,992	7,689	9,580	11,392	12,325	12,825	12,868	18,000	18,000	群馬
10,741	13,091	12,224	12,800	15,067	17,500	15,554	15,691	20,000	17,000	埼玉
17,700	20,865	21,372	23,145	23,480	25,697	25,900	27,000	26,050	27,500	千葉
23,383	25,669	13,070	28,721	29,600	31,100	30,000	31,521	30,000	30,000	東京都
13,283	12,978	13,176	12,939	13,320	13,490	12,543	13,562	14,619	13,425	神奈川県
13,518	14,323	14,520	16,144	19,089	20,459	21,000	22,928	23,000	68,000	新潟
3,250	2,214	3,300	9,000	9,027	9,000	9,047	9,000	9,200	9,304	富山
3,588	3,799	3,647	3,968	7,471	7,294	6,534	7,421	10,300	13,840	石川
2,713	2,848	2,885	2,854	5,304	7,247	7,856	8,881	8,679	15,114	福井
2,640	3,300	3,297	3,325	3,990	5,937	6,497	6,223	8,260	8,786	山梨
16,753	15,274	18,652	20,196	21,026	57,988	57,438	53,114	59,662	58,484	長野
9,168	9,422	11,836	11,691	14,601	14,651	13,543	14,432	27,409	32,132	岐阜
14,400	15,000	17,150	17,484	23,727	24,484	24,375	25,391	24,600	38,451	静岡県
27,192	29,432	30,026	33,882	35,691	37,661	38,696	39,879	40,000	41,000	愛知
9,808	11,349	10,610	10,155	10,866	11,854	12,174	15,158	16,467	16,810	三重
7,000	7,554	7,000	8,385	11,480	14,000	13,112	13,965	13,972	14,000	滋賀
11,000	12,480	13,072	13,141	16,397	15,579	13,929	14,048	11,064	14,800	京都
33,000	31,367	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	28,675	30,000	30,000	大阪
15,114	15,922	16,468	16,339	16,610	19,106	19,144	18,928	21,505	30,654	兵庫
3,600	3,143	4,000	3,145	5,200	5,300	5,600	5,900	10,000	13,000	奈良
4,819	4,646	4,647	2,680	4,871	5,579	5,603	5,842	17,800	10,300	和歌山
6,134	6,028	5,944	6,241	7,499	6,987	7,287	7,540	11,089	12,283	鳥取
3,483	3,375	3,500	4,500	4,800	5,000	5,450	5,510	5,470	5,470	島根
11,168	10,440	10,120	10,456	14,025	14,210	14,901	14,899	15,500	23,900	岡山
5,500	5,500	5,800	6,000	9,000	10,000	10,000	10,500	28,400	28,800	広島
4,278	4,076	4,617	4,330	12,778	12,587	13,493	14,829	18,000	18,000	山口
3,007	3,039	3,069	3,101	6,017	6,011	6,051	6,147	6,233	6,165	徳島
3,018	3,626	2,717	1,512	4,212	4,694	6,133	6,541	7,000	8,750	香川
6,275	6,409	6,507	6,467	7,694	8,186	10,081	10,518	10,740	10,500	愛媛
1,596	2,313	2,554	3,589	4,119	3,747	5,088	4,472	9,800	9,800	高知
13,429	15,072	15,775	14,813	16,737	17,039	14,947	14,793	21,000	22,000	福岡
5,452	7,195	7,799	8,780	13,365	13,180	26,511	24,048	21,000	24,282	佐賀
9,963	9,989	10,829	12,874	15,349	15,478	16,186	16,961	22,500	40,000	長崎
17,673	18,302	18,861	24,410	27,410	33,697	31,145	34,560	60,000	58,997	熊本
6,710	6,500	7,100	7,100	12,344	11,350	12,737	16,033	11,555	12,530	大分
2,082	1,921	2,275	2,178	5,253	6,416	10,000	10,000	10,000	10,000	宮崎
16,351	21,700	27,291	26,367	31,669	28,717	29,770	23,872	23,800	20,000	鹿児島
32,754	33,289	34,936	35,753	36,901	38,679	41,432	40,545	45,000	45,000	沖縄
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国
505,653	538,655	551,869	595,234	700,757	775,510	798,878	817,141	927,471	1,081,076	全国総募金額

(単位:千円)

緑化推進 委員会名	平成2 (1990)年	平成3 (1991)年	平成4 (1992)年	平成5 (1993)年	平成6 (1994)年	平成7 (1995)年	平成8 (1996)年	平成9 (1997)年	平成10 (1998)年	平成11 (1999)年
北海道	41,000	43,000	44,000	45,000	45,000	49,470	53,673	58,450	57,582	61,832
青森	10,400	12,000	12,000	13,000	14,000	13,880	16,322	19,513	23,144	29,551
岩手	15,236	15,677	16,070	20,000	21,515	21,170	41,553	45,259	43,972	43,876
宮城	13,500	15,000	16,000	16,000	17,000	16,070	24,385	17,597	51,315	53,153
秋田	22,600	22,500	22,600	24,000	24,375	25,900	32,349	34,433	34,663	37,420
山形	14,880	19,735	24,829	26,332	26,213	26,490	28,051	30,029	32,238	33,262
福島	55,305	54,769	54,000	54,000	54,000	52,830	80,146	91,094	97,407	97,193
茨城	30,000	30,000	30,000	30,000	33,000	34,830	33,922	32,390	32,798	38,254
栃木	23,000	27,000	27,000	30,000	30,000	33,020	50,839	48,422	47,023	46,710
群馬	18,000	18,000	19,712	21,105	31,365	21,400	33,403	36,994	37,467	38,471
埼玉	18,000	20,100	19,422	21,000	21,000	24,780	25,204	23,722	24,605	23,408
千葉	28,000	28,000	31,000	31,000	31,000	34,600	35,800	35,434	35,522	35,511
東京	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	42,850	45,450	44,231	39,776	38,582
神奈川	15,000	15,000	18,000	19,430	19,000	17,190	18,988	19,729	26,316	24,881
新潟	33,000	89,000	67,000	70,000	70,000	73,100	76,506	76,990	77,763	77,304
富山	15,118	15,103	15,187	15,140	15,150	15,200	15,694	15,783	15,697	15,889
石川	15,974	19,350	16,000	16,500	15,500	15,780	20,503	22,481	21,453	22,294
福井	17,683	18,122	17,767	16,825	17,889	18,220	32,208	32,226	31,778	32,680
山梨	19,048	38,000	30,000	32,000	36,000	22,920	65,532	66,052	64,399	76,685
長野	59,539	60,748	59,217	62,000	62,000	65,470	20,844	86,007	89,041	92,085
岐阜	35,520	35,216	35,951	42,682	49,816	53,400	62,006	67,314	71,148	76,069
静岡	40,300	41,000	42,000	44,000	44,550	45,030	55,035	59,849	64,332	70,343
愛知	41,000	46,930	47,000	52,000	50,000	54,070	61,315	77,590	80,805	82,832
三重	27,000	21,000	21,000	23,000	21,000	24,110	35,001	35,928	33,394	36,376
滋賀	14,015	14,075	14,075	16,000	16,000	24,630	40,275	51,001	52,099	54,009
京都	11,447	12,700	14,000	15,000	14,000	12,220	15,313	18,535	19,007	20,137
大阪	30,000	32,000	31,900	30,700	30,000	30,150	36,374	20,578	30,050	51,556
兵庫	30,000	38,552	31,515	33,115	29,196	20,260	34,058	55,502	57,353	58,157
奈良	13,000	14,500	15,000	15,500	15,500	11,730	12,019	12,031	13,877	14,366
和歌山	16,800	12,300	13,500	13,500	13,500	10,270	7,031	14,531	13,082	13,031
鳥取	12,384	12,014	13,985	13,194	13,312	17,010	21,371	23,967	29,261	28,052
島根	5,470	19,500	20,300	21,135	21,440	21,780	35,812	36,179	39,940	30,271
岡山	23,900	23,900	23,900	21,000	21,000	20,150	23,025	22,007	19,755	20,525
広島	29,697	29,700	29,700	30,000	26,800	25,930	35,000	37,749	36,641	33,488
山口	18,000	18,000	18,000	18,000	21,500	23,690	27,067	28,954	29,259	28,728
徳島	9,230	9,000	9,000	9,000	9,000	12,250	17,066	21,784	25,273	28,018
香川	9,991	10,807	10,545	11,022	11,055	10,330	11,021	11,002	11,434	10,753
愛媛	15,750	15,750	15,760	16,750	15,750	16,980	25,000	35,896	43,826	42,493
高知	10,000	10,300	10,000	10,000	8,760	7,620	10,033	23,638	19,405	19,256
福岡	22,000	24,900	24,950	25,000	25,000	35,870	68,605	78,880	87,410	93,435
佐賀	25,674	34,543	25,500	26,500	25,950	27,100	62,909	68,632	73,362	69,338
長崎	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	41,040	41,365	43,556	44,626	44,970
熊本	55,697	56,630	58,000	58,000	58,500	57,890	50,406	67,734	69,418	72,807
大分	13,430	13,110	12,920	13,088	12,650	12,780	11,190	24,184	23,003	34,267
宮崎	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	11,270	18,167	35,309	44,549	44,213
鹿児島	20,000	20,000	20,400	20,400	64,000	50,920	51,021	57,317	72,580	78,233
沖縄	45,000	46,000	45,000	45,000	45,000	56,530	63,321	66,515	66,838	68,123
国	—	—	—	—	—	19,370	97,907	148,535	185,335	261,615
全国総募金額	1,191,689	1,258,531	1,233,696	1,275,908	1,328,038	1,379,550	1,869,872	2,120,605	2,241,014	2,399,720

(注) 昭和25(1950)年～平成7(1995)年は「緑の羽根募金」、平成8(1996)年～平成11(1999)年は「緑の募金」の実績である。

3. 緑と水の森林基金関連統計

(1)「森林基金」事業特別会計支出予算の計画・実行一覧表

(単位:千円)

		総 額	事業費 総 額	事業費の内訳					管理費等
				普及啓発費	調査費	活動基盤整備費	国際交流費	事業諸費	
昭和 63年度	計画	40,800	24,060	11,000	6,000			7,060	16,740
	実行	38,897	23,598	10,800	5,792			7,006	15,299
平成 元年度	計画	217,421	170,000	108,600	37,600	13,700	2,400	7,700	47,421
	実行	189,688	147,302	96,942	28,500	11,200	2,400	8,260	42,386
2年度	計画	545,913	477,000	284,000	86,000	79,500	19,800	7,700	68,913
	実行	480,332	427,149	278,890	62,550	62,971	16,500	6,239	53,173
3年度	計画	790,254	714,852	412,031	116,368	160,053	18,700	7,700	75,402
	実行	697,255	632,855	369,619	88,453	153,403	15,468	5,912	64,400
4年度	計画	600,616	525,430	263,550	86,600	151,880	15,700	7,700	75,186
	実行	552,416	478,893	243,904	82,200	131,589	13,500	7,699	73,523
5年度	計画	600,139	525,000	257,240	96,960	148,000	15,100	7,700	75,139
	実行	526,551	459,765	229,646	81,259	129,169	13,711	5,979	66,787
6年度	計画	384,257	317,000	159,140	51,360	86,500	12,300	7,700	67,257
	実行	371,704	309,380	155,325	55,490	79,349	11,900	7,316	62,324
7年度	計画	423,855	344,479	168,330	52,450	106,349	9,650	7,700	79,376
	実行	418,996	344,370	173,883	49,668	104,644	9,600	6,575	74,625
8年度	計画	506,853	419,400	209,000	73,000	109,000	20,700	7,700	87,453
	実行	481,494	397,413	208,168	62,093	101,537	17,915	7,700	84,081
9年度	計画	542,798	449,770	240,405	71,920	118,845	10,900	7,700	93,028
	実行	442,544	375,488	219,945	40,392	98,687	9,618	6,845	67,056
10年度	計画	611,750	525,700	250,270	100,820	144,410	22,500	7,700	86,050
	実行	543,396	474,871	238,298	80,058	131,166	18,663	6,685	68,526
11年度	計画	608,500	522,450	263,200	94,150	136,550	20,850	7,700	86,050
	実行	564,185	493,522	249,482	86,077	133,468	18,455	6,039	70,663
12年度	計画	630,764	543,900	276,811	95,600	146,763	17,026	7,700	86,864
	実行	0	0						0
累 計	計画	6,503,920	5,559,041	2,903,577	968,828	1,401,550	185,626	99,460	944,879
	実行	5,307,448	4,564,605	2,474,904	722,533	1,137,183	147,731	82,254	742,843

注) 支出計画には森林基金繰入、金利等変動準備金繰入は含まない。

(2)森林基金年度別拠出金額

(単位:千円)

区分		昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	計
地方	北海道	121,683	133,526	124,276	67,152	54,691	13,099	13,684	2,777	189	178	174	268	531,697
	青森	50,025	27,863	17,361	18,605	1,007	874	48	49	0	0	0	0	115,832
	岩手	39,347	34,198	32,013	24,452	21,988	617	4,814	25	52	0	0	1	157,507
	宮城	12,976	33,347	17,234	19,607	21,102	6,484	9,688	109	59	5	5	8	120,624
	秋田	63,692	41,820	22,550	22,126	5,168	734	1,767	5	7	6	6	8	157,889
	山形	2,983	31,406	28,302	22,672	28,141	1,871	286	203	8	86	74	2	116,034
	福島	55,483	62,167	45,062	20,639	5,044	776	293	3	2	3	3	106	189,581
	茨城	10,109	24,867	74,880	25,653	21,804	1,253	1,166	62	1	1	0	1	159,797
	栃木	20,429	37,860	27,771	15,895	20,480	629	112	7	2	1	3	3	123,192
	群馬	55,804	48,801	19,662	13,367	8,920	1,832	5,702	50	2	4	6	4	154,154
	埼玉	835	36,607	20,673	22,566	22,995	17,205	21,547	405	217	13	11	13	143,087
	千葉	1,658	36,277	14,332	44,491	19,189	11,118	13,592	59	18	16	23	22	107,795
	東京	2,748	33,864	26,613	25,837	25,207	10,092	6,414	384	76	93	92	87	131,507
	神奈川	2,021	5,730	11,708	18,953	1,739	1,636	4,505	906	831	48	42	49	48,168
	新潟	17,972	58,442	74,228	57,620	30,678	3,315	1,482	711	2,735	1,682	1,285	1,740	251,890
	富山	22,745	23,261	20,603	20,890	15,987	1,451	666	384	1	0	0	0	105,988
	石川	37,378	21,683	20,747	15,925	7,410	1,406	1,276	25	0	0	0	0	105,850
	福井	23,375	31,770	27,456	12,473	11,440	2,137	947	5	5	6	4	4	109,622
	山梨	41,857	23,843	40,201	25,845	2,534	1,049	3,518	3	1	2	4	4	138,861
	長野	79,372	73,722	46,405	25,553	12,416	534	183	3	2	1,502	1,502	1,002	242,196
	岐阜	22,284	97,333	40,798	14,211	9,681	7,539	1,094	153	0	0	0	0	193,093
	静岡	10,316	70,020	44,715	38,980	38,084	848	1,432	176	11	10	11	9	204,612
	愛知	30,341	50,900	39,876	37,111	59,813	6,012	7,308	4,719	232	5	4	5	236,326
	三重	3,175	31,345	58,348	31,258	17,170	567	118	104	5	3	5	3	142,101
	滋賀	45,092	23,502	17,087	20,010	14,845	5,020	86	1	538	2	0	0	126,183
	京都	44,354	34,216	22,432	3,735	13,308	227	69	52	51	6	6	1	118,457
	大阪	5,242	79,430	25,652	28,458	13,269	7,003	14,057	347	32	12	10	6	173,518
	兵庫	30,895	81,494	29,459	18,438	9,967	4,073	1,927	323	200	8	5	13	176,802
	奈良	33,526	28,015	15,156	14,757	8,706	407	126	109	107	1	3	3	100,916
	和歌山	22,739	28,173	29,840	27,378	26,972	4,039	23	6	9	6	7	9	139,201
	鳥取	28,435	34,938	30,087	6,261	7,596	465	0	1	0	0	0	0	107,783
	島根	23,684	32,363	33,481	21,037	7,154	682	10,020	0	0	0	0	0	128,421
	岡山	14,253	67,977	30,037	20,971	13,888	637	248	198	7	4	7	7	148,234
	広島	48,778	70,620	52,851	7,437	467	939	2,612	39	6	8	7	6	183,770
	山口	15,517	20,042	26,890	37,692	20,522	3,724	744	17	1	1	1	1	125,152
	徳島	37,214	30,600	16,767	15,724	7,150	8,754	246	231	0	0	0	0	116,686
	香川	4,255	35,576	22,529	11,037	13,005	1,832	1,500	62	0	0	0	9	89,805
	愛媛	14,380	5,043	9,062	40,444	51,085	1,843	195	93	1	1	0	0	122,147
	高知	32,267	39,959	35,868	20,660	7,185	1,615	384	1	1	1	0	0	137,941
	福岡	29,767	35,207	26,635	24,361	33,811	2,501	1,718	1,393	1,220	1,083	1,020	916	159,637
	佐賀	3,030	26,005	19,512	15,796	27,424	405	195	97	12	10	11	8	92,505
	長崎	25,329	33,493	16,273	48,147	29,139	14,577	127	38	11	15	15	13	167,177
	熊本	18,549	37,068	48,339	33,669	19,859	832	2,586	182	3	2	5	3	161,097
	大分	48,471	39,249	20,847	8,790	4,471	134	16	0	0	0	1	0	121,979
	宮崎	31,149	37,564	39,046	27,417	16,071	1,629	5,388	0	0	1	0	1	158,266
鹿児島	59,739	70,795	39,739	24,111	2,970	1,111	931	6	4	7	9	6	199,428	
沖縄	10,897	15,098	19,069	22,638	13,681	2,708	96	0	2	1	1	0	84,191	
	計	1,356,170	1,977,079	1,522,472	1,107,849	825,233	158,235	144,936	14,523	6,661	4,838	4,362	4,341	7,126,699
中央基金	林野	312,933	189,335	235,787	298,581	294,249	228,111	128,446	125,853	132,923	51,869	30,296	50,340	2,078,723
	通産	1,405,905	1,318,869	1,374,297	1,361,379	1,305,302	1,249,260	964,860	160	0	0	0	0	8,980,032
	計	1,718,838	1,508,204	1,610,084	1,659,960	1,599,551	1,477,371	1,093,306	126,013	132,923	51,869	30,296	50,340	11,058,755
合計	3,075,008	3,485,283	3,132,556	2,767,809	2,424,784	1,635,606	1,238,242	140,536	139,584	56,707	34,658	54,681	18,185,454	

(注)各年度7月1日～翌年6月30日までをもって年度とする。ただし、昭和63年度分については63年6月30日以前のものも含めている。

4. 学校林関連統計

●学校林の都道府県別保有校及び面積

都道府県名	小学校		中学校		高校		合計	
	学校林保有校数	総面積 (ha)	学校林保有校数	総面積 (ha)	学校林保有校数	総面積 (ha)	学校林保有校数	総面積 (ha)
北海道	238	1,509.95	65	360.82	24	1,117.60	327	2,988.37
青森	80	429.45	20	151.39	17	143.10	117	723.94
岩手	114	533.34	49	265.77	12	100.86	175	899.97
宮城	68	503.42	38	275.12	18	1,157.38	124	1,935.92
秋田	80	459.96	26	182.23	30	141.24	136	783.43
山形	112	369.64	57	259.60	18	185.26	187	814.50
福島	98	369.22	49	416.39	16	496.31	163	1,281.92
茨城	20	29.11	13	60.17	6	50.87	39	140.15
栃木	39	113.93	26	160.65	20	174.77	85	449.35
群馬	19	65.26	24	277.74	15	288.69	58	631.69
埼玉	1	3.47	2	4.15	1	55.82	4	63.44
千葉	5	10.09	5	17.44	8	119.50	18	147.03
東京	0	0.00	0	0.00	1	80.40	1	80.40
神奈川	61	104.28	35	93.82	25	84.79	121	282.89
新潟	84	128.57	34	210.96	8	254.21	126	593.74
富山	10	6.70	4	3.14	11	107.40	25	117.24
石川	12	21.80	10	16.27	5	34.10	27	72.17
福井	14	41.74	5	7.62	0	0.00	19	49.36
山梨	34	1,093.74	15	56.52	4	28.56	53	1,178.82
長野	62	217.48	36	213.13	47	682.66	145	1,113.27
岐阜	12	47.82	28	75.75	5	215.61	45	339.18
静岡	41	123.08	21	183.79	24	324.56	86	631.43
愛知	60	283.31	19	99.99	5	380.29	84	763.59
三重	20	34.15	6	14.03	5	72.73	31	120.91
滋賀	13	26.99	5	18.96	1	3.26	19	49.21
京都	12	21.89	12	9.43	3	18.34	27	49.66
大阪	2	4.04	1	0.48	2	1.31	5	5.83
兵庫	26	66.75	6	38.47	5	123.56	37	228.78
奈良	1	4.90	4	7.60	2	54.76	7	67.26
和歌山	26	58.34	11	36.25	2	21.40	39	115.99
鳥取	16	22.66	2	8.30	4	203.52	22	234.48
島根	26	60.37	12	69.27	6	58.23	44	187.87
岡山	57	259.62	12	44.70	8	298.69	77	603.01
広島	54	108.90	17	37.05	14	136.74	85	282.69
山口	68	147.84	38	103.92	46	265.91	152	517.67
徳島	26	81.15	2	16.06	3	43.20	31	140.41
香川	11	20.91	1	2.00	4	57.44	16	80.35
愛媛	14	48.43	12	42.25	18	130.70	44	221.38
高知	83	326.65	37	111.94	40	947.93	160	1,386.52
福岡	35	57.89	19	54.83	4	53.74	58	166.46
佐賀	13	39.12	8	23.31	2	29.95	23	92.38
長崎	36	57.58	18	35.25	4	111.39	58	204.22
熊本	90	360.89	26	90.13	13	236.01	129	687.03
大分	58	287.79	25	83.96	17	296.02	100	667.77
宮崎	99	339.83	45	209.76	14	323.37	158	872.96
鹿児島	227	742.40	83	328.37	29	243.82	339	1,314.59
沖縄	7	954.83	2	1.75	3	125.00	12	1,081.58
総計	2,284	10,599.28	985	4,780.53	569	10,081.00	3,838	25,460.81

(注)平成8(1996)年10月、(社)国土緑化推進機構調査

5. 緑の少年団関連統計

(1) 緑の少年団, 団数及び団員数

平成元年12月1日現在

都道府県名	団 数	団 員 数
北海道	57団	2,537人
青森	51	1,936
岩手	111	5,931
宮城	55	2,913
秋田	128	23,525
山形	20	2,421
福島	36	3,600
茨城	35	3,484
栃木	83	23,567
群馬	63	8,534
埼玉	2	104
千葉	49	4,298
東京	1	150
神奈川	2	75
新潟	32	2,558
富山	35	2,167
石川	46	7,408
福井	25	1,025
山梨	24	1,012
長野	85	12,531
岐阜	71	8,146
静岡	40	3,467
愛知	53	3,740
三重	56	1,601
滋賀	8	455
京都	35	1,229
大阪	12	560
兵庫	132	4,587
奈良	43	4,380
和歌山	30	2,332
鳥取	24	1,266
島根	26	4,126
岡山	63	2,037
広島	18	976
山口	58	2,856
徳島	42	1,215
香川	33	3,365
愛媛	69	5,052
高知	37	827
福岡	37	2,446
佐賀	39	1,017
長崎	31	882
熊本	63	2,125
大分	69	2,291
宮崎	40	1,083
鹿児島	55	1,702
沖縄	18	487
合 計	2,142	174,026

(2) 全国緑の少年団連盟一覧表

平成12年1月1日現在

都道府県名	都道府県連盟名称	団数及び団員数						設立年月日
		学校単位		学校単位		計		
		団数	団員数	団数	団員数	団数	団員数	
北海道	北海道緑の少年団連絡協議会	55	1,963	17	979	72	2,942	昭和61.3.15
青森	青森県緑の少年団連絡協議会	49	1,865	14	460	63	2,325	平成2.10.12
岩手	岩手県緑の少年団連盟	131	6,685	31	1,190	162	7,875	昭和61.12.2
宮城	宮城県緑の少年団連盟	74	5,015	5	155	79	5,170	平成2.2.28
秋田	秋田県緑の少年団連絡協議会	147	19,562			147	19,562	平成10.7.8
山形	山形県緑の少年団連盟	40	1,872	3	228	43	2,100	平成2.4.26
福島	福島県緑の少年団育成協議会	83	6,175			83	6,175	昭和50.2.10
茨城	((財)茨城県農林振興公社)	47	4,810	17	1,137	64	5,947	
栃木	栃木県緑の少年団連盟	140	33,947	1	70	141	34,017	平成2.7.6
群馬	「緑の少年団」群馬県連盟	354	58,567	2	171	356	58,738	平成11.3.18
埼玉	((社)埼玉県緑化推進委員会)	7	674	25	1,660	32	2,334	
千葉	千葉県緑の少年団育成協議会	70	7,240	3	101	73	7,341	昭和57.4.1
東京	((財)東京都農林水産振興財団)			1	87	1	87	
神奈川	((財)かながわトラストみどり財団)			5	19,916	5	19,916	
新潟	((社)新潟県緑化推進委員会)	36	2,462	20	1,044	56	3,506	
富山	富山県花とみどりの少年団連絡協議会			35	2,612	35	2,612	昭和62.8.20
石川	石川県緑の少年団連盟	33	1,356	14	4,919	47	6,275	平成2.4.29
福井	福井県緑の少年団連盟	45	1,538	1	231	46	1,769	平成2.2.22
山梨	緑の少年隊山梨県連盟	57	3,026	6	245	63	3,271	昭和63.9.17
長野	長野県みどりの少年団連盟	139	19,148	4	189	143	19,337	平成5.2.24
岐阜	((社)岐阜県緑化推進委員会)	62	5,781	8	295	70	6,076	
静岡	((社)静岡県緑化推進協会)	51	4,700	18	639	69	5,339	
愛知	((社)愛知県緑化推進委員会)	57	3,868	7	222	64	4,090	
三重	緑の少年隊三重県連盟	6	264	35	835	41	1,099	昭和59.6.23
滋賀	緑の少年団滋賀県連盟	49	2,844	31	1,006	80	3,850	平成元年7.19
京都	京都府緑の少年団連絡会	30	815	25	939	55	1,754	平成元年8.30
大阪	大阪府緑の少年団連盟	5	186	14	380	19	566	平成2.12.1
兵庫	兵庫県緑の少年団連盟	159	4,701	77	2,522	236	7,223	平成2.8.7
奈良	奈良県みどりの少年団連盟	59	5,426	1	92	60	5,518	平成11.4.1
和歌山	和歌山県緑の少年団連盟	34	2,268	2	99	36	2,367	平成元年12.19
鳥取	((社)鳥取県緑化推進委員会)	61	5,071			61	5,071	
島根	島根県緑の少年団連盟	71	8,142			71	8,142	平成3.6.6
岡山	岡山県緑の少年隊連絡協議会	33	1,701	26	528	59	2,229	昭和60.6.8
広島	広島県緑の少年団連盟	33	2,319	13	540	46	2,859	平成7.7.12
山口	((財)やまぐち森と緑の公社)	68	2,520	9	294	77	2,814	
徳島	緑の少年隊徳島県連盟	60	2,040			60	2,040	平成2.3.15
香川	香川県緑の少年団連絡協議会	56	4,313	2	47	58	4,360	昭和62.5.15
愛媛	緑の少年団愛媛県連盟	99	7,163	8	174	107	7,337	昭和55.11.29
高知	高知県緑の少年団連合会			599	16,834	599	16,834	昭和53.3.1
福岡	福岡県緑の少年団連盟	36	4,624	9	414	45	5,038	平成4.2.4
佐賀	佐賀県緑の少年団連絡協議会	42	2,094	20	467	62	2,561	昭和60.10.21
長崎	長崎県緑の少年団連盟	15	411	20	479	35	890	平成4.4.10
熊本	((社)熊本県緑化推進委員会)	85	2,879	4	107	89	2,986	
大分	大分県みどりの少年団育成連絡協議会	43	1,202	27	1,041	70	2,243	昭和59.5.17
宮崎	宮崎県みどりの少年団連盟	57	1,461	8	152	65	1,613	平成3.8.2
鹿児島	緑の少年団鹿児島県連盟	36	1,169	23	636	59	1,805	昭和60.5.9
沖縄	沖縄県緑の少年団連盟	2	45	46	1,020	48	1,065	平成3.12.26
計		2,816	253,912	1,236	65,156	4,052	319,068	